

令和元年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和2年9月16日 開会 10時00分 散会 16時59分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委員 (16名)

石川康弘	小田新紀	小島智恵	若山和幸	岡本眞利子
荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	谷口和弥
芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	東口隆弘
中橋友子				

② 委員長 内山美穂子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 福 祉 部 長	細澤正典	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	合田利信
忠 類 総 合 支 所 長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	原田雅則
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	白坂博司
総 務 課 長	佐藤勝博 (選挙管理委員会書記長)	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	谷口英将	防 災 環 境 課 長	寺田 治
福 祉 課 長	樫木良美	こ だ も 課 長	西田建司
保 健 課 長	金田一宏美	農 林 課 長	香田裕一
農 林 課 参 事	渡部賢一	農 業 振 興 担 当 参 事	山本 充
商 工 観 光 課 長	西嶋 慎	保 健 福 祉 課 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	高橋宏邦	住 民 課 長	新居友敬
生 涯 学 習 課 長	石田晋一	図 書 館 長	武田健吾
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川瀬康彦		

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

4 審査事件 令和元年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 内山美穂子

議 事 の 経 過

(令和2年9月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 委員長(内山美穂子) ただいまより、令和元年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開催いたします。
事務局より報告をさせます。
事務局長。
- 事務局長(萬谷 司) 田口委員より、遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
- 委員長(内山美穂子) 審査に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。
さきの本会議において設置された、本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすこととなりました。
議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを確認するとともに、その行政効果を確認して、評価をするという極めて重要な意味を持っております。
来年度の予算編成、そして行政執行に生かされますよう、慎重にかつ効率的に審査を進めてまいりたいと思いますので、皆様の格段のご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。
報告をいたします。
「令和元年度特別会計決算書」及び「令和元年度幕別町一般会計・特別会計決算資料」に係る正誤表が提出されましたので、お手元に配布いたしました。
ここで、理事者より発言が求められておりますので、これを許します。
伊藤副町長。
- 副町長(伊藤博明) 内山委員長のお許しをいただきましたので、ただいまの件につきましておわびを申し上げます。
本定例会にご提案いたしました令和元年度一般会計、7つの特別会計及び水道事業会計の決算認定に関して提出いたしました「令和元年度特別会計歳入歳出決算書」と「令和元年度幕別町一般会計・特別会計決算資料」の記載内容の一部に誤りがありました。本日、正誤表を配布させていただきました。
議案であります歳入歳出決算書はもとより、地方自治法において決算認定に当たって提出を義務付けられている主要な施策の成果を説明する書類である決算資料において、昨年に引き続き本年も修正をさせていただき事態を引き起こしてしまいましたことにつきまして、深く反省いたしております。事務方の責任者として、その責任を痛感し、心からおわび申し上げます。
今後におきましては、こうしたことの一つ一つが議員各位をはじめ町民の皆様からの信頼を損なうことにつながりかねないということを職員一人ひとりが改めて心に刻み、職場内の連携、確認を徹底するとともに、一層の緊張感を持って真摯に取り組んでまいります。
- 委員長(内山美穂子) ここで、審査の方法についてご確認させていただきます。
はじめに、決算に関わります幕別町一般会計、特別会計の資料及び総括的説明を理事者に求めます。
説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。
その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けします。
特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出を一括して行いたいと思います。
次に、質疑をされる委員の皆様申し上げます。
質疑に当たっては一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。
また、関連する質疑につきましては、第1発言者が発言を終えた後、「関連」と言って挙手をお願いいたします。
なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。
それでは、本委員会に付託されました認定第1号、令和元年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、令和元年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。
最初に、令和元年度幕別町一般会計、特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） お手元に配布しております決算資料に基づきまして、令和元年度の概要についてご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに、第1表、令和元年度の決算状況についてであります。

はじめに、歳入でございますが、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は、左側、令和元年度につきましては154億1,623万1,000円となりまして、前年比では0.3%の増となっております。

また、特別会計の決算額は77億9,316万5,000円で、前年比0.6%の増となっております。

一般会計、特別会計を合わせた歳入の合計は232億939万6,000円ですが、前年度と比較いたしまして、額で8,670万8,000円の増、率では0.4%の増となっております。

次に、歳出でございますが、一般会計の令和元年度決算額は151億240万9,000円で、前年度と比較いたしまして、0.7%の増となっております。

特別会計決算額は、76億701万7,000円で、前年比0.8%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせた歳出の合計は、227億942万6,000円ですが、前年比1億7,376万1,000円の増、率にしますと0.8%の増となっております。

次に、特別会計の決算別の決算額ですが、10ページをご覧くださいと思います。

10ページ、第8表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、7つの特別会計の決算額等をそれぞれ記載しておりますが、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますように、76億701万7,000円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算について概要を掲載しておりますので、各会計とも前段で歳入の説明、後段で歳出について説明しておりますが、後段のほうの歳出決算額について説明させていただきます。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,013万6,000円の増、率にしまして0.3%の増となっております。

主な歳出は、保険給付費、国民健康保険事業費、納付金などです。

(2)の後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと708万8,000円の増、率では1.8%の増となっております。

主な歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金です。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと8,617万8,000円の増、率で3.5%の増であります。

主な歳出は、各種介護サービスに係る保険給付費です。

次のページになりますが、(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと2,023万1,000円の増、率にしまして5%の増であります。

主な歳出は、公債費や幕別簡水整備工事などの建設事業費です。

(5)の公共下水道特別会計の歳出決算額ですが、前年度と比較しますと3,598万円の減、率にして3.5%の減となっております。

主な歳出は、公債費や十勝圏複合事務組合負担金などです。

(6)の個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと3,646万5,000円の減、率にしまして15.7%の減で、主な歳出は、公債費や排水処理施設整備工事などです。

(7)の農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1,145万4,000円の増、率にしますと17.4%の増で、主な歳出は公債費などです。

以上で、特別会計の決算状況であります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表、令和元年度一般会計収支の状況になりますが、歳入総額は154億1,623万1,000円に対し、歳出総額は151億240万9,000円であり、歳入歳出差引額3億1,382万2,000円の歳計余剰金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費に関わる繰越財源が4,926万1,000円ありますので、その額を差し引いた残り2億6,456万1,000円が令和元年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計余剰金の処分といたしまして、財政調整基金に1億300万円、減債基金に3,000万円、合計1億3,300万円を積み立ていたしましたので、残りの1億3,156万1,000円が翌年度への繰越金となるものでございます。

次に、歳入であります、3ページをご覧くださいと思います。

第3表、一般会計歳入決算額は1款の町税から22款の町債まで、予算現額から構成比までそれぞれの数値を記載しておりますが、C欄の収入済額の計の欄にありますように、154億1,623万1,000円が令和元年度一般会計の歳入決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款の町税、13款の分担金及び負担金にありますが、これを合計いたしまして507万2,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で1億2,859万8,000円となっております。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

4ページ下段には、歳入の構成比を円グラフで表しております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で37.5%、以下町税が19.0%、道支出金8.9%、国庫支出金7.6%、町債7.4%などといった構成比となっております。

次に、3ページ中ほどの①町税以下の歳入の状況についてご説明いたします。

①の町税では、前年比0.1%増となっております。

主な要因といたしまして、固定資産の増であり、新築家屋の増が主な要因であります。

②の地方交付税は、前年比1億6,246万1,000円、率にして2.9%の増となっております。

これは、合併特例債の元金償還開始に伴う公債費の交付税措置分の増などによる普通交付税の増が主な要因であります。

次に、5ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比7,758万7,000円、率にして7.1%の増。これは子ども・子育て支援臨時交付金の皆増、施設型給付費等国庫負担金の増などが主な要因であります。

④の道支出金につきましては、前年比2億1,058万3,000円、率にして18.2%の増となっておりますが、畑作構造転換事業道補助金、食料産業・6次産業化道補助金の皆増などが主な要因であります。

⑤の町債につきましては、前年比522万1,000円、率にして0.5%の減となっておりますが、これは災害復旧債の皆減などが主な要因であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5ページ下段からになります、まず6ページをご覧くださいと思います。

6ページに第5表、令和元年度目的別歳出決算額を記載しております。

1款議会費から13款予備費までの予算現額から不用額まで、それぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄、支出済額の一番下の欄にありますように、151億240万9,000円あります。

この中で、構成比が最も高いものは3款民生費の22.9%、額で34億6,323万9,000円、続いて、8款土木費11.9%、11款公債費の11.8%の順番となっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページ下段に、第6表性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費が前年度との比較で3,056万3,000円、率で1.7%の減であります。

なお、この表には記載しておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成29年は98.1、平成30年は97.8、令和元年度は97.0と、平成30年に比較しまして0.8ポイント減となっております。

次に、2の物件費であります、前年比5,440万7,000円の増、率にいたしまして2.2%の増となっておりますが、物件費のうち、括弧書きで臨時職員賃金について表記しており、その額につきましては、前年比2,314万4,000円、率にして4.6%の増となっております。

増の要因といたしましては、障がい者就労発達支援コーディネーター新規雇用に伴う増や代替保育士の増などに伴う臨時職員賃金の増が主なものであります。

次に、3の維持補修費であります、前年比1億2,283万5,000円、率にして28%の増であります。

主な要因といたしましては、除排雪機械借上料及び町道管理委託料の増などによるものであります。

5の補助費等は前年比2,996万7,000円、率で1.8%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、ふるさと寄附記念品の減などによるものであります。

7の積立金は、前年比5,377万4,000円、率で20.3%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、ふるさと寄附金の減に伴うまちづくり基金積立金の減が主なものであります。

次、投資的経費であります、1億2,210万円、率にして6.2%の増となっております。

内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業費が7,027万1,000円の増であり、主に畑作構造転換事業補助金の増であり、単独事業では1億629万円の増になりますが、これは主に農業者トレーニングセンター改修事業の増などによるものであります。

以上が、一般会計歳出についてのご説明であります。

次に、令和元年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、別冊になりますので、お手数ではありますが、一般会計の歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、266ページに掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

上段の表、3、基金の表であります、それぞれ一番右側の額が令和元年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をご覧いただきたいと思っております、現金が36億2,910万2,000円、土地が1億7,102万8,000円となっております。

これを合算いたしました基金総額であります、38億13万円で、前年度と比較いたしまして、449万2,000円の増ということとなっております。

また、下の表4、その他に備荒資金組合の納付金の表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど決算資料2ページの説明の中で申し上げました令和元年度の決算余剰金からの積立金は、財政調整基金へ1億300万円、減債基金へ3,000万円につきましては、個々の残高には含まれていない額となっております。

今、申し上げました基金のうち、令和2年度当初予算におきまして、財政調整基金から3億5,000万円、地方債の償還財源として減債基金から5,000万円、まちづくり基金から3億2,324万4,000円及び令和2年度から目的基金であります森林環境譲与税基金から645万8,000円を取り崩し、一般会計に繰入れをしております。

次に、資料のほうへお戻りいただきたいと思っております。

12ページをお開きください。

12ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況として、各種指標等を表した表があります。

表の下から3行目に財政力指数、一番下に実質公債費比率を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、財政力指数ですが、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになります、本町の財政力指数につきましては、平成29年0.344、平成30年度0.352、令和元年度0.356となりまして、若干上向き傾向にあります。

次に、実質公債費比率について申し上げます、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い、新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計の繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や、一部事務組合の負担金のうち、公債費に充当される負担金等を加えたものをその団体の実質的な公債費としたものであります。

これによりますと、18%以上25%未満が起債発行に対して許可制となり、25%以上になると、起債発行において制限を受けることとなります。

令和元年度の幕別町の実質公債費比率は9.2%となり、前年度より1.2ポイント下がったところではありますが、事業実施における借入金の抑制や繰上償還を実施したことに加え、借入に当たっては交付税措置率の高い優良な起債の借入れを行うなど、公債費負担の適正な管理に努め、平成24年度の決算をもちまして、目標値であります18%を下回り、令和元年度では10%を下回るなど、毎年着実に低下しているところであります、今後とも引き続き適正管理に努めていかなければならないものと考えております。

次に、16ページをお開きください。

下段の第12表、地方債の状況であります、一般会計の地方債の残高を一覧表として掲載しております。

表の一番下の計欄で、右から3列目が地方債の令和元年度末残高となります、差引き現在高177億4,800万7,000円ありますが、平成30年度と比較しますと、5億2,336万6,000円減少したところがあります。

次に、17ページ上段には、特別会計の地方債の残高を掲載しております。

簡易水道特別会計から農業集落排水特別会計まで、4会計の合計の令和元年度末残高は、差引き現在高の計欄、95億5,843万3,000円であり、平成30年度末と比較しますと、4億9,918万4,000円減少したところであります。

次に、その下段の(2)につきましては、これら地方債の借入先別、利率別現在高の状況について記載した表であります。

一般会計で申し上げますと、表の右側、左の利率別内訳という欄がありますが、この欄に、この中に、利率別に現在高を記載しております。

一番右の欄の4%超えの欄につきましては、合計が9,469万1,000円、構成比にいたしますと全体の0.5%ということになります。

したがって、残りの99.5%が金利4%以下の借入利率ということになります。

これは、過去に行った高利率の地方債の繰上償還、あるいは近年の低金利による影響によると分析しているところであります。

なお、令和元年度起債借入率は、銀行縁故債で0.48%となっております。

次に、18ページ下段の13表、債務負担行為の状況をご覧いただきたいと思っております。

これも地方債と同様、今年次に、財政負担となってくるものであります。

令和2年度以降、支出予定額の欄にあります、金額の欄の一番下計欄にありますとおり、8億6,316万9,000円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1番の物件の購入のうち、(2)その他の物件2,729万6,000円は公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、3番、その他にあります8億3,587万3,000円ですが、これは国営土地改良事業に係る償還金及び防犯灯等リース料などの債務負担が主なものとなっております。

このほか、農業関係の利子補給金等が含まれております。

これらにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中で、その取扱いについて十分留意していかねばならないものと考えております。

次に、19ページをご覧ください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表したものであります。

さきの本会議におきまして報告させていただいたところでありますが、一般会計における実質赤字比率など、平成29年度から3か年を掲載しております。

また、中ほどの資金不足比率につきましては、各会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないことにより、算定結果は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照願いたいと思っております。

次に、20ページをご覧ください。

20ページでは、第14表としまして各款における節ごとの決算額を記載しております。

次に、21ページ、第15表になりますが、団体等に対する各種補助金、交付金の一覧としまして23ページまで記載しております。

次に、24ページからは、最近5か年間における各款ごとの比較を一般会計から特別会計について、それぞれ32ページまで掲載しております。

次に、33ページになりますが、平成26年度からの地方消費税の引上げに伴い、地方消費税交付金を含む引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充て、その用途についても明確にすることとされたことから、平成26年度決算資料から追加した資料であります。

歳入の本町における令和元年度の地方消費税交付金の引上げ分は2億1,046万2,000円で、その全額を歳出の社会保障関係経費に充当したものであります。

次に、34ページの第18表、ふるさと寄附金額と件数及び充当事業一覧であります。

本町では、平成27年12月から返礼品ありのふるさと寄附を実施しておりますが、上段はふるさと寄附に係る収入であり、ふるさと寄附条例第2条に規定する9事業ごとに寄附金額、件数を平成29年度から3年分について掲載しております。

令和元年度は、寄附件数合計で1万4,342件、金額合計で1億9,705万8,693円の寄附を受けたところでありますが、前年と比較し件数で7,881件、金額で6,446万9,315円、それぞれ減少したところであります。

なお、表の一番右側の欄につきましては、平成27年以前にも返礼品がない一般のふるさと寄附を実施していますことから、そのふるさと寄附全体の寄附金額の合計額を記載しており、その金額は12億

5,913万7,895円となります。

次に、今の表の下段はふるさと寄附金に係る支出の一覧でございます。

寄附金の寄附区分ごとに充当した事業及び金額について記載しております。

寄附金の充当事業につきましては、原則当該年度に寄附された寄附金は翌年度以降の事業に充当させていただきます。

令和元年度の欄に記載しておりますが、充当金額につきましては、平成30年以前に寄附された寄附金をもって令和元年度の予算に充当されたものであります。

なお、収入の表と同様に、平成26年度以前に充当されました寄附金を含めて、表の右側の欄に充当事業の合計額を記載しており、支出額の合計額は10億2,324万5,805円となります。

以上、ご説明申し上げましたふるさと寄附に係る収入額と支出額のそれぞれの合計額を差し引いた令和元年度末の寄附金残高は、最下段に示しておりますが、2億3,589万2,090円であります。

次に、35ページ、令和元年度指定管理者施設管理評価シートでございます。

この評価シートにつきましては、平成28年決算から追加した資料であります。

現在、本町において指定管理者制度を導入している施設について、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び各指定管理者の基本協定書に基づき、毎年度、施設の管理業務、経理の状況等に関し、実地に調査及び報告書等により、これまで評価を行ってきたところであります。

しかしながら、平成29年度から共通した様式によって、指定管理者制度を導入している4施設について評価を行い、その評価概要について評価シートとして36ページから39ページに掲載しているものであります。

36ページをご覧ください。

シートの内容についてご説明申し上げます。

上段に指定管理しております施設の名称を記載しております。

次に、指定管理者の名称、その右には指定管理期間として、本施設が指定管理されている期間について記載しております。

次に、1、予算・決算の推移であり、上段が予算、下段が決算状況を示しており、3か年の状況について記載しておりますが、36ページの評価シートにつきましては、平成30年度から新たに指定管理者制度を導入した忠類歯科診療所についてでありますことから、平成30年度と令和元年度の2か年分の記載となっております。

次に、予算・決算の下段、現管理者による管理の有無欄につきましては、本施設が現管理者において指定管理されている期間について記載しております。

次に、2、評価項目であります。

評価につきましては、事業運営に関すること、施設維持管理に関すること、会計処理に関することとして、3項目についてそれぞれ評価を行い、その評価については、その下段、3、評価に記載の4段階の評価基準に基づき実施したところであります。

評価結果につきましては、その下段に記載しておりますが、本表、忠類歯科診療所につきましては、事業運営に関する評価はS、水準以上、(2)施設の維持管理に関する評価A、適正、(3)会計処理に関する評価A、適正と評価したところであります。

次に、指定管理者の総合評価を実施しておりますが、その総合評価の評価ランクを、一番下段の表に基づき総合評価のランクとしております。

その総合評価結果として、本施設は良好と評価したところであります。

次に、5、前年度評価結果を受けた対応と今後の課題等として、評価結果に基づいて今後の課題等について記載しているものであります。

以上が評価シートの内容であり、同様の評価方法をもって、37ページはアルコ236及び道の駅忠類の指定管理に関する評価結果について表したものであり、総合評価として妥当と評価したものであります。

38ページは、幕別町百年記念ホールの総合評価は、良好と評価したものであります。

39ページは、幕別町札内スポーツセンター、幕別町農業者トレーニングセンターの指定管理は、令和元年度から新たに指定管理者により管理を行っており、令和元年度の総合評価は、妥当と評価したものであります。

次に、40ページからになりますが、令和元年度の主要な施策の成果としてまとめております。

41ページの議会活動の項目以降、最終の192ページ、上水道事業まで、各項目にわたる主な施策について、具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（内山美穂子） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） ないようですので、これより認定第1号、令和元年度幕別町一般会計決算、1款議会費に入らせていただきます。

1款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 1款議会費についてご説明申し上げます。

88ページをお開きください。

1款1項議会費、予算現額9,718万円に対しまして、支出済額9,595万585円であります。

議員報酬、議員共済費ほか議会だより印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営に係る経費であります。

なお、議会活動内容につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の41ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 1款議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 2款総務費について、ご説明申し上げます。

90ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額9億7,801万2,000円に対しまして、支出済額9億4,133万1,423円であります。

1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金は、事務補助の臨時職員などに係る費用であります。

11節需用費は、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱費が主なものであります。

12節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13節委託料、細節5は顧問弁護士委託料であります。令和元年度の相談実績につきましては3件でございます。

細節8庁舎管理業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間事業者へ委託しているものであります。

次のページになります。

14節使用料及び賃借料、細節2の複写機借上料ほか各種借上料及び使用料等についてであります。

15節工事請負費は、避難所に指定されている札内コミュニティプラザ、忠類コミュニティセンター、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンターの4か所に公衆無線LANのアクセスポイントを設置し、災害発生時における情報収集が可能な環境を整備したものであります。

2目広報広聴費につきましては、11節需用費、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費が主なものであります。

12節役務費、細節15、SSL証明書手数料は、ホームページにおける個人情報及びページ改ざん防止のための認証手数料であります。

3目財政管理費につきましては、次ページになりますが、11節需用費、予算書の印刷製本費と13節委託料、全ての地方公共団体における統一的な基準による財務書類であります。地方公会計の整備に係る委託料が主なものであります。

4目会計管理費は、出納室に係る経費で、11節需用費は細節30の決算書の印刷製本費、12節役務費の細節15派出業務取扱手数料は、役場庁舎の銀行派出窓口に係る手数料であります。

5目一般財産管理費、本目は役場庁舎及びパークゴルフ協会などが入居している共同事務所の管理費用であります。11節需用費は電気料などの光熱費、13節委託料は役場庁舎の管理委託料が主なもの

であります。

次のページになりますが、6目札内コミュニティプラザ管理費、本目は札内コミュニティプラザの維持管理費であります。

11節需用費の電気料、13節委託料の細節1管理委託料が主なものであります。

次のページになりますが、7目近隣センター管理費は、本目は46か所の近隣センターと5か所のコミセンの光熱費を含めた管理運営に係る経費であります。

13節委託料は、細節1と3のコミセンに関わる管理、警備の委託料が主なものであります。

15節工事請負費の細節1は、文京・みずほ近隣センターの外壁及び屋根の塗装、施設のバリアフリー化などに係る改修工事、細節2は忠類コミュニティセンターの多目的トイレの新設に係る工事費用であります。

次のページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節3近隣センター運営交付金は、46か所の近隣センターに係る運営交付金であります。

8目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両25台及び町長公用車に係る車両維持管理経費であります。

11節需用費は、燃料費や修繕料が主なものであります。

9目企画費、本目は町の施策の総合計画や広域行政に係るもので、1節報酬及び9節旅費、細節1費用弁償は総合戦略の進捗や変更の審議に係る創生総合戦略審議会の開催に係る経費が主なものであります。

12節役務費、細節30広告料は、地域おこし協力隊の募集に際する民間転職サイトへの有料広告掲載に係る費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3十勝圏活性化推進期成会負担金、細節4十勝圏複合事務組合負担金など、広域行政に関連する経費であります。

次のページになりますが、10目協働のまちづくり支援費であります。

1節報酬、細節1の公区長報酬をはじめ、公区活動や協働のまちづくり支援事業に対する交付金が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節7のマイホーム応援事業補助金は、平成27年度から令和元年度までの5年間で、移住促進と町内居住者の定住に資するため、町内に住宅を新築または購入する場合に補助金を交付するもので、令和元年度の交付実績は111件であり、5年間における交付決定件数の実績は538件となっております。

細節8は、町内113公区に対する運営交付金であります。

細節9協働のまちづくり支援事業交付金は、住民と行政が協働して行う各種活動に対して交付する公区活動支援事業ほか5事業、合計253件について交付金を交付したものであります。

11目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒畠各出張所に係る費用で、事務用経費が主なものとなっております。

12目総合所費、本目は忠類総合支所に係る運営等の費用で、次のページになりますが、1節報酬につきましては、地域住民会議委員15名の報酬であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3忠類地域魅力発信事業実行委員会補助金は、忠類インターチェンジ開通を機に、忠類地区の魅力を発信する事業として、ナウマンぞうり卓球大会、道の駅花壇整備等を行ったことに伴う補助金であります。

13目防災諸費、本目は防災対策に係る費用で、1節報酬は防災会議委員15名に係る報酬であります。3月開催予定の防災会議が新型コロナウイルス感染症対策に伴い開催を延期したため、未執行となっております。

なお、本会議につきましては、令和2年7月2日に開催したところであります。

11節需用費、細節4、アルファ米や水、粉ミルク等防災用消耗備蓄品の購入費用、細節5は防災訓練に伴う参加者への配布消耗品、13節委託料の細節5は忠類地区の防災行政無線及び細節6は全国瞬時警報システム等の機器保守点検に係る委託料、細節8は新たに整備する防災行政無線システムの実施設計に係る委託料であります。

次のページになります。

18節備品購入費は、大規模停電による災害に備え、非常用発電機とコードリールの購入に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は町内 4 か所に設置しております耐震性貯水槽の遠方監視システム管理費用に要する負担金が主なものであります。

14 目交通防犯費、本目は交通安全対策及び防犯対策に係る費用で、1 節報酬は交通安全指導員 33 名に係る経費、7 節賃金は交通安全推進員である嘱託職員賃金、11 節需用費、細節 21 は防犯灯に要した電気料であります。

14 節使用料及び賃借料、細節 6 は 29 年度及び 30 年度に設置した 2,784 灯の防犯灯並びに令和元年度に設置した防犯灯 1,429 灯の 7 か月分のリース料であります。

19 節負担金補助及び交付金、次のページになりますが、細節 7 はコミュニティバス運行に関わる運行事業者への補助金、細節 8、細節 9 は駒島線、古舞線予約型乗り合いタクシーの運行に係る経費の補助金、細節 10 は帯広陸別線等 4 路線に係る地方バス路線維持に対する補助金が主なものでございます。

15 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るもので、9 節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、自治大学校や町村会等が開催する研修への参加に要した旅費であります。

なお、令和元年度は職場内研修を含め、延べ 712 人が研修に参加したところであります。

12 節役務費は、職員健康管理のための人間ドッグなど、各種健康診断手数料であります。

13 節委託料、細節 5 職員研修委託料は、専門研修を開催するために外部に研修を委託し開催した研修費用で、昨年は働き方改革研修や政策形成研修等、3 研修を実施したところであります。

16 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費であります。

公平委員 3 名に係る報酬及び費用弁償であります。

17 目諸費、本目は各種委員会開催に係る経費や他の課目に属さない経費の支出課目であります。

1 節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8 節報償費は、細節 2 の町功労者表彰に係る記念品、次ページになりますが、細節 4 はふるさと寄附に係る返礼品に関する経費であります。

12 節役務費、細節 15 ふるさと寄附クレジット決済手数料は、クレジット利用に係る決済手数料、13 節委託料、細節 5 のふるさと寄附連携包括プラン委託料は、返礼品事業の発注発送等業務を民間業者に委託した経費であります。

なお、ふるさと寄附の令和元年度実績は 1 万 4,342 件、1 億 9,705 万 8,693 円であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝町村会に対する負担金であります。

18 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

なお、25 節積立金、細節 3 まちづくり基金積立金はふるさと寄附金をまちづくり基金に積み立てたもので、細節 4 森林環境譲与税を森林環境譲与税基金に積み立てたものであります。

また、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明いたしましたとおり、本決算書 266 ページに掲載しているところであります。

19 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものであります。

11 節の需用費は、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

13 節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検業務などであります。

次のページになりますが、細節 9 電算システム運用委託料は、パソコンネットワークの運用を民間業者に委託したものであります。

細節 11 はインターネットに係るセキュリティー強化において、北海道と市町村が共同で監視分析しているもので、その運用に要した費用であります。

細節 12 財務会計システム改修委託料は、会計年度任用職員制度の開始により、予算科目が変更したことに伴うシステム改修に要した費用であります。

18 節備品購入費、細節 2 事務用パソコンから細節 5 ファイルサーバーにつきましては、平成 28 年度から備荒資金により導入したパソコン端末及び各種システム等の償還金であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 はマイナンバー制度運用に向けて整備された中間サーバーに係る負担金であります。

20 目地方創生推進事業費、本目は幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生交付金を活用して実施する事業に係る経費であります。

なお、令和元年度につきましては、「アスリートと創るオリンピアの町創生事業」「図書館を核とした活字で笑いで活気あるまちづくり事業」の 2 事業を実施しております。

1 節報酬、細節 1 図書館アドバイザー委員報酬は、図書館アドバイザー委員 10 人に対する報酬であ

ります。

4 節共済費、7 節賃金は図書館におけるチャレンジ雇用等に要した社会保険料及び賃金であります。

8 節報償費、細節 1 講師謝礼は図書館における落語会の開催、東部 4 町図書館交流連携事業及び講座、ワークショップ開催に要した講師謝礼、細節 3 スポーツ推進事業謝礼は、未来のオリンピック選手を育てる事業で実施しておりますオリンピックふれあいイベントに係る講師謝礼やオリンピックの町ワークショップ開催におけるコーディネーター謝礼等に要した経費であります。

9 節旅費、細節 1 費用弁償は、オリンピックの町ワークショップ 3 回の開催に伴う構成員の費用弁償、細節 3 特別旅費はオリンピックふれあいイベントに要する旅費などであります。

次のページになりますが、11 節需用費は、町応援大使でデザインした賞状の台紙及びクリアファイル作成に要した費用であります。

13 節委託料、細節 5 ストレス測定器保守点検委託料は、図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業で実施しておりますストレス度合いを測定する疲労ストレス測定システムの利用に要した経費であります。

細節 6 スポーツ推進事業委託料は、部活動とスポーツ少年団の指導者の育成や子供たちのスポーツ対応能力の測定などの委託費用、細節 7 は町内出身のオリンピックの功績を広く伝えるため、オリンピック展示スペースを農業者トレーニングセンターと札内スポーツセンターに設営した委託料であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 20 は AR 技術を活用し、情報発信及び郷土資料などを図書館資料等とひもづけし情報発信するために必要なアプリケーション、マチアルキの使用に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 スポーツ合宿誘致実行委員会補助金は、慶應義塾体育会野球部の合宿誘致、車いすラグビー日本選手権予選会の開催誘致等をするための実行委員会の補助金であります。

続きまして、2 項徴税费、予算現額 3,577 万 6,000 円に対しまして、支出済額 3,227 万 6,755 円であります。

1 目税務総務費、本目は 6 節旅費など賦課事務に係る事務用経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合負担金につきましては、滞納整理機構の管理運営に関わる幕別町の負担金であります。

細節 9 地方税電子化協議会運用関係負担金については、地方税の電子申告に係る運用及び維持管理に要する経費の本町負担分であります。

次のページになります。

2 目賦課徴收费、本目は賦課徴収に係る経費で、12 節役務費、細節 19 のコンビニ収納手数料の令和元年度の実績は 2 万 8,163 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は、税の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、今年度は給与支払報告書など、合計で 8,064 件の受付を行ったところであります。

13 節委託料、細節 13 電子申告審査システム改修委託料は、一度の操作で複数の自治体へ電子的に納税可能なシステムが、地方税共同機構において、令和元年 10 月から稼働したことに伴い、幕別町が納税を受け入れするためのシステム改修に要した費用であります。

23 節償還金利子及び割引料は、過誤納の還付金であります。

次に 3 項戸籍住民登録費、予算現額 1,560 万 3,000 円に対しまして、支出済額 1,174 万 2,561 円であります。

1 目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務に係る経費であります。

次のページになりますが、13 節委託料、細節 6 は戸籍電算システムの保守点検委託料であり、細節 8 はマイナンバー制度に係る個人番号カード等の作成委託料であります。令和元年度の個人番号カード交付数は 436 件であり、これまでの累計交付数は 2,615 件であります。

14 節使用料および賃借料、細節 20 の戸籍電算システムブックレスソフト使用料は、戸籍電算化に伴うもの、18 節備品購入費、細節 2 は平成 30 年に更新した住基ネットワークシステム機器の備荒資金組合への支払い費用であります。

次に、4 項選挙費、予算現額 3,141 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2,895 万 2,445 円であります。

1 目選挙管理委員会費、本目は選挙管理委員の報酬ほか、選挙管理委員会開催に係る費用であります。

2 目知事道議選挙費、本目は平成 31 年 4 月 7 日執行の知事道議選挙に係る経費で、1 節報酬は選挙管理委員、投票立会人等の報酬、次のページになりますが、15 節工事請負費はポスター掲示場の設置等の工事に係る委託料、19 節負担金補助及び交付金は期日前投票におけるコミバス利用に対する助成金で、

期日前投票期間中でコミバスを利用された方は延べ42人、うち平成31年度の期間中では、延べ8人の利用でありました。

3目町長町議選挙費、本目は平成31年4月21日執行の町長町議選挙に係る経費で、1節報酬は選挙管理委員、立会人等の報酬、11節需用費、細節30印刷製本費は投票場入場券、選挙公報、投票用紙の印刷等に係るものであります。

次のページになりますが、19節負担金補及び交付金は選挙運動用通常葉書郵便料負担金及び期日前投票におけるコミュニティバスの利用に対する助成金で、期日前投票期間中でコミバスを利用された方は延べ42人で行いました。

次に、4目参議委員議員選挙費、本目は令和元年7月21日執行の参議院議員選挙に係る経費で、1節報酬は選挙管理委員会、投票立合委員等の報酬、15節工事請負費はポスター掲示場の設置工事に係る委託料、次のページになりますが、19節の負担金補助及び交付金は、期日前投票におけるコミュニティバス利用に対する助成金で、期日前投票期間中で、コミバスを利用された方は、延べ82人が利用されました。

次、5項統計調査費、予算現額349万6,000円に対しまして、支出済額233万3,184円であります。

1目統計調査費、本目は工業統計ほか2統計の実施に伴う調査員の報酬ほか、統計調査業務に要した費用であります。

6項監査委員費、予算現額255万9,000円に対しまして、支出済額249万9,620円であります。

1目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わったところですが、この際11時10分まで休憩いたします。

11:02 休憩

11:10 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2款総務費の説明が終わったところですので、質疑をお受けします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 92ページの2目広報広聴費に関わって質問します。

資料の44ページに、この間アプリやホームページの改善についての経過が書かれていますが、ICTの進歩に伴って、町民の要望もどんどん変化していくと思います。昨日も、音更町でホームページのリニューアルやごみアプリを活用すると報道されておりました。平成24年度には町でも検討委員会が開かれて、リニューアルされたということが書いてあるのですが、昨年度についてはこの委員会が開かれているのかどうか、開かれたとすれば、ホームページの改善などについて議論になっていることを教えていただきたいと思っております。

もう一点ですが、決算の108ページ、15目職員厚生費の9節旅費に関わってです。資料の63ページに、職員厚生職員の研修について紹介されているのですが、これについては正職員の約250人の方が受けている研修かと思うのですが、毎年変わる研修内容についてや、参加の対象者はどういった経過で決まっているのか、また全職員が年に2回は受けるなど、そうした基準があるのかどうか伺います。

それに関わって、あと2点質問ですが、会計年度任用職員の研修がされているのかどうか、その必要性は検討されているか伺います。

最後ですが、自主研修はもとより少ない人数で推移しているのですが、平成30年度、令和元年度とゼロとなっています。なぜゼロで推移しているのか、また自主研修の位置付けに照らしてこれでいいという認識なのかどうか伺います。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 私のほうからは、ホームページの検討委員会の開催状況についてお答えさせていただきます。こちらの検討委員会につきましては、毎年毎年開催するというものではございませんで、ホームページ等の更新ですとか、そういったことがあった際に検討委員会を開催して、その中で今後どうしていくかというようなことを庁舎内で検討していくというものでございますので、昨年度に

つきましては、開催のほうはしておりません。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 総務課長

○総務課長（佐藤勝博） 私のほうからは、職員研修に当たってですけれども、研修内容につきましては、毎年度つくります職員研修計画に基づきまして、大きく言って職場研修、それから特別研修、自主研修の3本柱の中で、必要に応じて必要な研修について企画し、毎年、実施しているところでございます。

具体的な基準があるのかということですが、この基準につきましても、この研修計画に基づき、基本的には人材育成、そういったことが大きな目的にあるものですから、そのとき必要な研修については、吟味しながら計画を立案しているところでございます。

それから、会計年度任用職員につきましても、この資料 63 ページになりますけれども、会計年度任用職員の研修につきましては、本年4月から会計年度任用職員になっておりますので、今年度からの対象になりますが、必要なものによっては対象者ということで、研修のほうも企画しております。

それから、自主研修につきましては、委員おっしゃいますとおり、この2年間、30年度、元年度につきまして、実績のほうはございません。ただ、あくまで職員自らの意欲喚起含めての研修目的でございますので、引き続き職員への周知は行っていくのですけれども、その制度、仕組みの部分についても十分庁内でも検討しながら、今後の自主研修の実績も含めて、研修しやすいようなものについても、検討の余地は十分あるとは思っております。

職員研修の対象者ですけれども、それぞれいろんな、職場研修などにもありますけれども、いろんな種別の研修がございますので、それぞれの研修内容に応じた対象職員というのも一部選出しておりますし、皆、職員全員を対象にした研修もがございますので、それぞれの研修内容に応じて、対象の部分については決めております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 職員の皆さん、いろいろと課題もあって、ただ、お仕事の内容もどんどんいろんなことが進歩して大変かと思うので、自主研修はせめて行えるようにできればいいかなというふうに感覚的には思うわけですが、このゼロということで、理由はどういうふうに考えられていますか。

○委員長（内山美穂子） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） この自主研修につきましては、その対象を日頃、今、各職員が関わっている職務とは別の内容に関わる研修を対象としております。ですので、当然日頃から自分の関わっている職務以外の部分で意識を持っているものもありますけれども、実際にはやっぱりふだんの職務でなかなか研修の機会がうまくできなかったですとか、あるいは研修を行おうと、当然外に出る相手方の都合が調整できなかったですとか、そういった理由で、実際、実施には至っていないという状況でございます。

○委員長（内山美穂子） よろしいですか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 広報広聴の関係の SNS に関して、関連で質問させていただきます。

ホームページもそうですけれども、ツイッター、フェイスブック、インスタ……

○委員長（内山美穂子） ページ数言っていただけますか。

○委員（小田新紀） 92 ページですね。で、インスタグラムと、3つのアプリで公開しております。フォロワー数等が表記されておりますが、まずもってこの数をどのように評価しておられるのかということが1点です。

それから、職員の皆さんのこうしたアプリの登録数について、正確な数字というのは把握されていないと思いますが、総体的にどのような状態であるのでしょうか。やはり職員の皆さんからのリツイートであったりとか、「いいね」ボタンとか、そういったものでほかの方々に広がっていくというようなことが考えられるのではないかというふうに思いますが、それほど多くないのかなという印象を受けているところでありますが、いかがでしょうか。

それから3つ目、発信する部署に若干偏りがあるのかなというふうに認識しております。出しやすいところ、出しにくいところというのはあるのかもしれませんが、その辺の、まだ1年目、そんなに年数たっていないのですけれども、ちょっと部署に偏りがあるというふうに認識しておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

以上3点です。

○委員長（内山美穂子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） SNS の関係ですけれども、まずフォロワー数ですけれども、数についての評価ということなのですけれども、昨年度の資料と比較していただくと多少お分かりになるかと思うのですけれども、大体その倍程度には一応伸びているというような状況であります。ただ、それが多いか少ないかといいますと、ちょっと例えばよその自治体が、どれだけフォロワーがいるかどうかというのが、私どもでちょっと把握も確認もしておりませんことから、ちょっと何とも言えないのですけれども、確実に伸びていっているのかなというふうには思っておりますので、今後もより興味の湧くような内容にするだとか、あとは例えば視覚的なものが結構アクセス増えたりというのがあるので、写真だとか、そういったものを活用するなりして、多くの方に幕別町に興味を持っていただければなというふうには考えているところであります。

次に、職員の登録数なのですけれども、こちらも正直言うと把握はしておりません。私、自分で登録とか、そういったことはしては……。登録数については、ちょっとそこまで把握はしておりませんで、例えば今後、職員の方にぜひ登録をというような呼びかけというのはしていきたいなというふうには考えております。

あと、発信する部署に偏りがというようなお話だったのですけれども、確かに発信しやすい内容というのは、部署によっていろいろあるのかなというふうには思っております、一応ホームページとかに記事を出す際には、併せて SNS のほうも記事を発信するようという形は取っておりますので、そちらに載せるような内容については、各部署とも対応はしているのですけれども、やはり発信しやすい部署、発信しづらい部署というのは、当然あるのかなというふうには思っております。これにつきましても、例えばよその自治体で、自分の担当する部署がどういったような発信しているかだとか、そういったのをよく見ながらですとか、勉強、研究しながらということは十分考えられるのかなというふうには思っております。今後、職員のほうもいろいろこの発信になじんでいけば、また多少なりとも増えていくのかなというふうには考えております。ただ、投稿数自体は結構増えておまして、平均しますと 1 日に 1 件以上の投稿というのはこちらのほうでもしておりますので、引き続きその辺の発信については、十分取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○委員長（内山美穂子） 小田委員。

○委員（小田新紀） ご答弁ありましたとおり発信も増えておまして、私も常に拝見はしておりますし、かなり役に立っているなというふうな、自分としては実感があります。自分より若い年代がどんどんどんどん増えてきているわけなので、これからやっぱり一般的に言われている、ホームページよりもそういった SNS と、登録さえしてしまえば勝手に入ってくると、ホームページはわざわざ行かなければいけないというので、なかなか行かないですけれども、勝手に入ってくるといので、いかにやっぱりフォロワー数だったりとかを増やしていくということが必要になるのかなと思います。

増えているというのは、数はいろんな評価があるのであれですけれども、単純に職員数だけ考えれば、職員数並しか、まだ逆にフォロワー数がないかなと。そこが増えれば、その倍ぐらいはさらに増えていくのではないかなというふうには思いますので、ご答弁ありましたけれども、広く職員の皆さんにも声をかけていただけると、なおいいかなというふうには思っています。

あと、部署についてですけれども、私自身が今、発信しやすい、しづらいというものもありましたけれども、とはいうものの、それぞれの部署でいろんな情報が日頃からあるわけですので、そういったもの発信、町民の皆さんに、あるいは町外の皆さんに知ってもらおうという意識があるかないかという 2 点というところもあるかなというふうには思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） SNS に限らず広報紙含めて、町民の方々に知らせたい情報というのは、常に発信していくべきというふうには考えておりますので、そちらにつきましても、意識を持って対応していきたいというふうには考えております。

○委員長（内山美穂子） よろしいですか。

ここで、発言される皆様にお伝えいたします。発言される際には、マスクを外すことを可としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今のところですか。今、小田委員がしているところと重なります。

SNS の発信、この間、私も一般質問でいろいろとご指摘はさせていただいてはおりましたけれども、本当にいろんな情報を町民に知らせる、内外に知らせる大事なアイテムだと思うものですから、有効に

使っていただきたいというふうに思っています。アクセス、フォロワー数のことなど出ましたけれども、私も積極的に「いいね」を押して、さらに拡散するようというのでは努力をしている一人です。職員の方の協力も、そういった点ではやっぱり必要だと思うので、今の小田委員の指摘はとても大切なことだと思うものだから、そのことについては広げていただきたいというふうに思います。まだ、まだ少ない印象はあります。ビジュアル的なことと言えば、忠類地域おこし隊だとか、道の駅・忠類だとか、そういうところのほうに「いいね」に手が伸びやすい、そんなところがあります。

お聞きしたいのは2点です。

一つは、資料の44ページ、一番下の段、バナー広告数というのがあります。令和元年度については、件数が大幅に伸びているということがここで示されています。どういう経過があって、どういう経験の下でこれがこういう大幅増になったのか、そのことをお伝えいただきたいと思います。そして、これが今後さらに増えるということは、まだ許容のできる、そういうホームページ上の範疇にあるかどうかということも併せてお尋ねしたいと思います。

もう一つは、SNSに戻ります。SNS、ホームページの更新の判断というは、どのようにされて、どなたが行って、そしてその出した内容についてどの部署が点検をするのか、その流れについて教えていただきたいな、ご答弁いただきたいなというふうに思います。

○委員長（内山美穂子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） まず1点目、資料の44ページのバナー広告の関係だったのですけれども、こちら確かに企業数ですとか、延べ月数も増加しているのですけれども、具体的にこちらのほうから特段新しい周知ですとかというのを行ったというものではございません。ただ、傾向としましてなのですけれども、最近多いのがアフィリエイトというのでしょうかね、広告というのでしょうかね、いわゆるご自分で広告を出して、そこにさらに広告が貼り付いていて、そこから新しいお客を引き込んできて、例えば商品の購入ですとか、そういった広告であれば、そこで売れた際に成功報酬が入るとか、そういった形でどちらかという、最近の傾向としてはそういうのが非常に多いのかなというふうには考えております。

次に、SNSの更新の関係なのですけれども、基本的には担当課のほうで発信する内容というのは決めておりまして、担当課のほうで当然決裁を取るわけなのですけれども、当然チェック機能含めて、私どもSNSの担当している政策推進課が、こちらのほうに合議が回ってきまして、中のほうをすり合わせた中で最終的にそれぞれが発信していくということとなっております。ただ、中には既にもうホームページに載せてるような内容ですとか、もう明らかな内容、法律で決まっている内容ですとか、そういったものにつきましては、担当課のほうで瞬時というのですかね、即座に発信するということは可能というふうにしておりますので、例えばイベントの情報だとか、そういったものというのは、即時対応というのでしょうかね、すぐそういったことで対応させていただいているというところでありまして。

バナー広告の関係ですね。一応こちら、枠というのを設けておりまして、20枠、今のところ枠がございますので、ここの範囲内であれば、今後とも増やしていくということは十分考えられるのかなというふうには考えております。

広告の基準ですね。そちらにつきましては、幕別町の広告掲載要綱というのと、掲載基準というのがございます。こちらの中で、まず掲載を認めない業種ですとか、あとは内容につきましても、例えば公序良俗に反するだとか、法令違反するだとか、そういった一定の基準というのを設けておりますので、その基準の中で審査をして、適正に取り扱っているというところがございます。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） それぞれ確認をさせていただきたいと思います。

バナー広告、厳正にルールに従ってやっているということの答弁でありましたけれども、それは大事なことなのだというふうに思います。それで、今、数字として出された数字、20枠ある、20件分の広告枠があるというふうにお聞きしていいのだろう。そうしたら、33件という数字が出ているのは、これはいろいろ入れ替わりがありながら、この年度の中で合計33件というふうに理解していいのかなのか、そのことをまず確認させていただきたい。

もう一つ、これもお聞きしたつもりでいたのだけれども、今ご答弁にはなかったので、出されたホームページの更新やSNSの発信について、その内容がどうかということの点検、各課がきつとつくるといふことでしたね、そして出るわけですね。それが、中身がどうかということの点検はどうされているのか、これはホームページ、掲載してから時間がたてば、それは中には適切でなくなるものもあるのだというふうに思います。そういったことの点検はどのようにされているのかも併せてお尋ねしたいと思います。

います。

○委員長（内山美穂子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） バナーの関係は、谷口委員おっしゃるとおりでございます。

点検のほうなのですけれども、出た後ということですね、記事のほうは。それにつきましては、出る前にその内容については、庁舎内では担当部署と私どものほうで確認はさせていただいているのですけれども、出た後、例えば決めた内容以外のことで出すことはないのです、出た後については、特段、私どものほうでの確認というのはしておりませんので、担当課のほうでそれぞれ把握というか、確認をさせていただいているというような状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 質問ということでは、最後はないですけれども、指摘として、今も言ったように、時間がたてば適正でないものもある、適正でなくなるものもあるということもありますから、それは各課なのか、常に町民への発信が適切なものであるのかどうかということ、確認しながらホームページの運営をしていただきたいものというふうに思います。

何かあれば、ご答弁ください。

○委員長（内山美穂子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） ちょっと私のほうで、SNS の関係が主なものかなというふうに思っていたのですけれども、ホームページの関係であれば、当然、更新内容というのは日々変わってくるものもありますので、そちらについては定期的にチェックのほうをしてくださいということで、私どものほうから庁内のそういったメール等を通じて、皆様方、担当課のほうにはお知らせさせていただいております。それに基ついで皆様更新作業というのをさせていただいております。おっしゃるとおり、とはいいいましても、なかなか瞬時に更新というのができない部分もあるのかなというふうに思っておりますので、それにつきましては、今後とも小まめに対応させていただきたいというふうには思っております。

○委員長（内山美穂子） よろしいですか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 今の2目の広報広聴費の SNS のところについてなのですけれども、お話ありましたように、フォロワー数がそれぞれ300人台から600人台ですね、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムが。それで、フェイスブックですと362人のフォロワー数ですから、町職員の人数プラスアルファという感じだと思います。私から見ても、これ少ないなというふうには感じているのですけれども、フェイスブックもちょっと私も見てみたのですけれども、空襲の爆弾の跡地なんかも載っていたのですけれども、何かちょっと暗い話題だなというふうに感じました。確かに忘れてはいけない過去だと思うのですけれども、何か暗いなということで、今ですと映画の「糸」なんかはヒット上映されていて、ロケ地にもなっているということで、そのことはツイッターにも少し上げられていたのですけれども、そういうブームだったり、明るい話題というのをもっと取り上げるべきだと思いますし、あとサンドイッチマンさんなんか、深夜番組で町内のパークゴルフ場でプレイされたり、町内のお店で作られたお弁当なんかも食べられていたと思うのです。そういった本当に明るい話題といいますか、テレビの力も大きいことでしょうか、いいねと思ってもらえる、行ってみたいと思われるような、そういう明るい話題で、よりPR、町のPR、情報発信に努めていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 今いろいろと具体例挙げていただきまして、ありがとうございます。確かにそういったような明るい話題というのは、SNS でも皆様にとってはアクセスしやすいというか、見やすいような情報なのかなというふうには思っております。こちらにつきましては、当然担当課のほうで、まずはそういったの、ぜひアップするような形を取っていただくということにはなるのですけれども、私どもとしまして、こんな情報がありますよですか、こんなの載せてはどうですかとか、そういったことは、中ではさせていただいているところであります。ですので、今言ったような話題のほうも含めまして、今後とも明るい話題中心に、ぜひ発信していきたいというふうには考えております。

あと、例えば先ほどの「糸」なんかにつきましては、例えば観光物産協会と、そういった形とも連携を取りながらということもあるのかなというふうに思っておりますので、担当含めてその辺につきましても、今後とも力を入れてやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（内山美穂子） そのほかに質疑ございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3件ほどお聞きいたします。

99 ページ、7 目近隣センター管理費、15 節工事請負費、細節 1 近隣センター改修工事、細節 2 の忠類コミセン改修工事についてです。

毎年、近隣センターを計画的に改修されているということでもあります。答弁でもバリアフリーについて実施してきたというお話でありましたが、特にトイレの段差の改修については、どのような議論がされてきたのかお伺いしたいと思います。

また、近隣センター改修する際に、住民説明会を開いているというお話をお聞きしました。住民の要望から実現した、もしくは改善された項目などがありますか、お聞きいたします。

2 つ目です。109 ページ、14 目交通防犯費、19 節負担金補助及び交付金、細節 7 のコミュニティバス運行費補助金です。

平成 30 年度 10 月に路線とダイヤを改正して、今決算で 1 年目、今年で 2 年が経過しようとしております。日曜日の運行についてのお考えについて、お聞きしたいと思います。

また、資料の 61 ページ、令和元年度の札内線国庫補助金が 2.5 倍と上がっているのですが、理由についてお聞きしたいと思います。

3 点目です。119 ページ、1 目戸籍住民登録費、13 節委託料、細節 8 通知カード・個人番号カード作成等委託料についてです。マイナンバーの通知であります。運用されてから現在 3 年が経過されて、1 割の方が申請されているという現状を今お聞きしたところであります。やはりセキュリティーについて、ぜひお聞きしたいところであります。

最近もドコモ口座の不正利用や、昨年もモバイル決済サービス、セブンペイの不正アクセスなど、やはり簡素化することによって不正利用が多発して、セキュリティーの在り方が問われていると感じています。特に、日本では口頭の番号提示ではなくて、本人確認を行って、本人確認の際は写真を含めた厳正な確認をとることがありますが、各種申請を行うときに、個人番号の掲載を求めているということですが、情報のひもづけにならないのかについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、近隣センターの関係です。トイレの段差の関係ですね。町内、近隣センター、ちょっと私も全て見てきましたけれども、今、忠類地域のトイレが、段差が非常に多い状況です。今、計画的に毎年近隣センターの改修を小規模で行っていますけれども、その中で段差の改修については、少しずつ改善していきたいというふうに考えております。

それと、住民からの要望ですね。計画的に、今 3 か年で改修の費用を、予算を計上しております。その中で予算が可決された後、住民の方と具体的な改修の内容ですとか、事前にも聞いているところあるのですけれども、実際には工事を行っていくと。で、今ご質問のありました要望につながったものというのであれば、例えばクロスの改善ですとか、そういった段差の解消、そういったものが主なものというふうになっております。

それとマイナンバーの関係です。マイナンバー利用できるものというのは、法律で定められている税情報ですとか、年金の関係です。これは国のほうでしっかり管理をさせていただいております。そのほかに自治体独自でやるものに関しては、マイナンバーのひもづけはございませんので、その辺は適正に管理、運用しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうから、まずコミュニティバスの利用状況でございます。平成 30 年 10 月にダイヤ改正を行いまして、利用状況につきましては、幕別線、札内線で若干ではございますが、1 日平均で 10.92 ほど伸びております。その中で、日曜日の運行についてですね。これは平成 31 年 7 月に、土曜日、日曜日試験運行を致しました。状況としましては、平日平均で 57.2 人乗っているところが、土曜、日曜は 25.5 人と、平日と比べると 44%ほどしか利用客がなかったという状況でございます。

それともう一点が、コミバスの札内線、資料の 61 ページで、補助金が大きく伸びているということですが、一つには運賃収入も若干上がっているのですが、大きくは札内線が 2 路線になったことによって、バス 1 台増車しております。このバス、30 年の 10 月から走っているのですが、この 1 台分の国庫補助金、バス購入に係る補助金が、平成 31 年度予算に 300 万円ほど入ってきております。加えて、フィーダー補助という、コミバスと予約型乗り合いタクシーを含めた地域内フィーダー系統確保補助金、これの基礎額が 11 月に増額になったと、260 万円ほど増額になっておりますので、全体的

に大きく国庫補助金が増えているという状況でございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） では、コミュニティセンターについて、トイレのバリアフリー化については、今後計画的に進めていくというお話でありました。この間も、やはりお話を聞く中で、トイレの改修がなかなか進んでいないのですというお話を聞いていたものですから、ぜひ積極的に改修のほうをしていただければと思います。特に、使用しているのはそこに住む住民たちなのです。特に近隣センターは、そこに住む人たちが集まっているいろいろな催しをするところでもありますので、ぜひ住民の方の声を聞いて、住民参加のコミュニティ、共につくるまちづくりという視点で、ぜひ改善を求めたいところでもあります。

コミュニティバスについてであります。あと土曜、日曜日については、利用者がかなり減っているというお話もありました。やはりまだ始めたばかり、いわゆる試作運行ですので、なかなか気づかないというところもあるのかもしれない。やはりコミバスは車を手放したときに、町民の方の足になる大切なものなのです。土日にイベントや買物に行かないというわけではないと思うのです。病院はないのかもしれませんが、やはりそういうことも、今後のやはりコミュニティバスの運営協議会などを通じて、改善を図って、住民の声が反映されるように取り組んでいただきたいと思います。やはり急に試験運行しましたので、同じように増えるということはなかなかないと思うので、運行がみんなに周知される中で、やはり運用が広がっていくというのも考えられますので、ぜひそのように求めたいと思います。

マイナンバーにつきましては、分かりました。国の管理によって、しっかりと取り組まれているというお話があります。やはり国主導であることは大変理解していますが、情報が流出するという事は、やはり近年でも各町、市であったということがありますので、やはりその辺については、危機管理を十分に持ちながら対応していただければと思っております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） よろしいですか。

そのほかに質疑ございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点について質問いたします。

104 ページ、13 目 11 節需用費、6 防災訓練について質問をいたします。防災訓練については、一般質問でも質問しているところなのですが、今回の決算の中で、どのような状況かということをお聞きしたいと思って質問いたします。

近年、豪雨とか地震、大規模な災害が起きております。そして、今年は感染症新型コロナウイルスの発症で、複合災害の対策も急がれて、避難訓練も町では行われたということがあるのですけれども、やはり災害に見舞われたときにいかに避難するか、そしてその対策として、それぞれの災害を想定して避難訓練を行う、こういうことが大事だと思います。

それで質問といたしましては、自主防災組織の組織率、どのように組織されてきたのかということなのですが、この自主防災組織では、地域で困難なときなど、どのように援助していくのか、自主防災組織、町内では高齢化など進んでいまして、町としてどのように援助していくのか、こういうことも大事だと思うのですが、その関わりについてお聞きしたいと思います。

もう一つは、農村地域での防災組織率なのですが、水害などでは高いところに住宅があるですとか、川の近くというところは少ないのかなとは思いますが、地震などのときには、やはり自主防災組織をきちっと立ち上げていくということが大事ではないかと思ひまして、お聞きしたいと思ひます。

それで、訓練ですけれども、水害、地震、また障がい者、高齢者、冬期、夜間、そして今言われているのはジェンダー対策なのですが、これをどのような状況で行ってきたのかお聞きしたいと思ひます。

それと、学校の避難所なのですが、これは授業やなんかあったときに、どのように避難の設定を行っていくのか、対策を行っていくのか、その計画などどのようにされてきたのかお聞きしたいと思ひます。

もう一点ですが、118 ページ、4 目選挙費全般についてです。

今 18 歳以上から選挙を行うことができるようになりました。それで、18 歳、19 歳の投票率、これがどのような状況かお聞きしたいと思ひます、投票率ですね。ぜひ選挙の全般の投票率と、18 歳、19 歳の投票率がどのようになっているかお聞きしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） ちょっといっぱい質問いただきました。

まず、防災訓練ですね。平成 31 年で 5 年計画が終わりました。で、どうだったのかということですが、参加率としましては 10% 台でございまして、非常に全体としては参加率はあまりよろしくはなかったのですが、参加された方にとっては、基本的な避難訓練、避難の仕方が確認できたということで、よかったかなというふうに思っております。

今この時期コロナ対策で、感染症対策を含めた避難が今度必要になってくるということで、今年、職員で感染症対策の避難所の開設訓練を行ったのですけれども、やはり避難所の面積が非常に足りないということは認識しましたし、あとやっぱり準備に相当時間がかかってしまうということで、分散避難を今、国からも呼びかけておりますけれども、まずは避難所以外のご親戚の方ですとか、知人の方、あるいは場合によっては、水害の場合は垂直避難も含めて、避難所以外のところの避難場所も含めて、まず各ご家庭で考えていただくように、広報紙等でお知らせをしているところでございます。

それと自主防災組織の組織率でございまして、平成 30 年には 113 公区のうち 46 でしたが、平成 31 年で 3 つ増えまして 49 公区、世帯カバー率でいうと 67.24% まで上がってきております。

高齢化していると、ここにどう関わっていくのかということですが、まず自主防災組織が出来上がっていない公区につきましては、ちょっと積極的に、今年ハザードマップも改正になりましたので、ハザードマップの見方、自分のお宅がどういう危険があるかということ、まず知っていただくことが大事なということで、まずそういったところから始めていきたい。その自主防災組織の設立に向けて、つながっていけばいいなというふうに考えております。

それと農村地域の自主防災組織、これ農村地域がほとんど立ち上がっていないのです。理由としましては、自主防災組織という名前は無いのですけれども、現実的にはもう組織としては出来上がっているところがほとんどです。明渠愛護組合ですとか、その地域の中でいろんな組織があって、その中で十分対応がもうできてしまっているというのが現実で、実質、自主防災組織という名前をつくっても役職がつくだけでということで、そういう意味でなかなか立ち上がっていないのだろうなというふうに感じております。実情としては、非常に地域の団結力が強い印象があります。

それと、学校の授業のときに地震が起きたらどうするのかということですが、災害は本当にいろんなケースがあって、季節ですとか、時間ですとか、あるいは地震の規模ですとか、あるいは地震と水害が同時に来たりだとか、複合災害ですとか、ちょっと考えるとすごくいろんなパターンがあるものですから、まずは基本の避難方法を学んでいただくと。授業があったときももう当然ですが、子どもさんは教室にいるので、学校にそのまま避難するということになるかと思いますが、その災害の状況に応じて即応できるような対応力、これも自主防災組織には必要になってくるのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○委員長（内山美穂子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記（佐藤勝博） 選挙の投票率についてでございますが、まず昨年 4 月 7 日の北海道知事選挙につきましては、全体の投票率が 65.88%、そのうち二十歳未満、18 歳、19 歳の方の投票率ですが、18 歳、19 歳の有権者数に対する投票者なのですが、35.19%。それから、参議、選挙区のほうの状況ですが、全体の投票率が 58.15%、18 歳、19 歳の投票率が同じく 25.29%。町長町議選挙におきましてはこの投票率、18 歳、19 歳の投票率は把握ができておりません。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、防災の関係ですが、今、自主防災組織、ここが非常に私は大事だというふうに思っております。町の防災のしおりにも、「自主防災組織って、どんな活動するの？」というのがあります。平常時には災害に備えた訓練などの活動、災害時には避難誘導や救出救護、給食給水活動など様々な共助活動を行う、このように書いてあるのですけれども、やはり常日頃訓練を行っているところでは、災害に遭ったところでは、死亡者は一人も出さなかった、こういう経験が災害の多いところで報告もされております。そういう点では、今、いつ、どんなときに災害が起きるか分からない、いろんなパターンがあるというふうに答弁されております。ですから、そういうパターンに合わせて、やはり町と自主防災組織と一緒に訓練を行う、これが非常に大事だと思います。

それで、今、課題になるのは、高齢化している地域で、なかなか自主防災組織ができない、ではそういうふうになると、災害時に避難もなかなかできない、そういう課題が浮き彫りになってくると思いま

す。ですから、最初に質問いたしましたけれども、様々な状況を想定して、まず計画を立てる、その中でどこからできるかというところもしっかりと対策を考えていかなければならない状況になってきていると思うのですが、そういうところの町の姿勢がなかなか見えないと私は思います。それで、住民に対して、災害に遭ったときにどうやって避難するかということを、しっかりと周知していく、啓発していく、ここが大事だというふうに思うのですけれども、その点の町としての姿勢、検討していく必要があると思います。その点をお聞きしたいと思います。

それから、自主防災組織をどのように広げていくか、その点もお聞きしたいと思います。

選挙全般についてですが、今、選挙の投票率が非常に下がっている状況の中で、今、投票率が示されました。やはり自分たちがしっかりと政治に参画していくということでは、この選挙は大事だと思います。それで、18歳、19歳はまとめて35%、25.29%という答弁でしたけれども、18歳は学校を卒業してすぐということで、統計的には高いのですね。低いのは19歳が低いのです。ですから、19歳の方たちに対する投票率をどう上げていくか、ここではやはり学校とか職場ですとか、そういうところでしっかり選挙に行く、そういうことを周知していく、そういう手だてが大事ではないかというふうに思います。

それともう一つですが、今、投票率を上げるということでは、コミバスの利用もされているということでした。それで、郵送での投票は、介護5ですとか、身体障害者手帳1級、2級、こういう方たちは郵送で投票できるのですけれども、その方々よりも移動手段がちょっとできない、歩いて行けないですとか、そういう方たちはなかなかこの郵送ではできないのですよね。

そういうことで、青森県の田子町というところの経験なのですけれども、事前に登録をしますと、移動支援を自治体で行っている、そういう例もあります。なぜそういうことを田子町で行っているかといいますと、体の不自由な方で、自力で投票所まで移動が困難、それで町として移動の支援をしてもらえないか、こういう問合せがあったということで、長期の自立歩行が難しい、そういう方ですとか、補助の移動手段を持たない、そして若い人たちでも怪我をしたりですとか、そういう方たちも登録をして投票できる、こういうことで投票率を上げているという例があります。ぜひこういうことも検討して、投票率を上げていく手だてを講じていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（内山美穂子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 災害における自主防災組織の重要性という部分では、町としても十分認識しているところであります。自主防災組織また防災訓練の活動促進については、さきに行われた公区長会議の中でも、その必要性を町としても示しておりまして、本年4月に着任いたしました防災マネジャー等の活用をして、出前講座また防災訓練等のお手伝いも行いますということで周知しております。いずれにいたしましても、町が避難というような形では、町職員が避難誘導ということはなかなか難しい部分、やはり地域の中でいかに避難をしていくかということが大事だと思いますので、町としても自主防災組織の組織率向上に向けて、出前講座等を活用して、促進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） まず、18歳、19歳の投票率で、委員おっしゃいますとおり、18歳よりも19歳の方の投票率が確かに低かったという実績がございます。特に、まだ実績としては事例が、数が少ないので、この傾向というのが今後どうなるか分かりませんが、いずれにしても18歳も含めて、19歳に限らずですけれども、そういった若い方の投票率を上げていくための、いわゆる周知、それから、いわゆるこういった方々には、選挙に限らず、成人年齢の引き下げということで、いろいろ消費者教育なんかでも行われている一環として、こういったことを通じて、少しでも投票をする大切さ、意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

また、コミバスにつきましても、今後につきましても、期日前投票につきましても、一定の利用者、当然いる実績がございますので、投票率の向上に向けては必要な手段ということで、今後も継続してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、投票率の向上については、他市町村、そういった事例もご紹介いただきましたけれども、そういったところも十分研究しながら、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 自主防災組織なのですけれども、今、公区長会議ですとか、それから出前講座など

で周知していきたいということでした。出前講座なのですけれども、やはり町側からこういう講座があるので、ぜひ各公区ですとか、いろいろな団体でこの講座を行いたいということで、積極的に対応していくことが大事ではないかと思うのですね。住民の方々も、確かにそういう知識がなければ対応できないという場合もあると思うのです。ですから、そういう点では、積極的に自主防災組織の役割、それから避難訓練の大切さ、そういうことを積極的に行っていただきたいと思います。

また、投票率の向上なのですが、今、青森県の田子町の例を紹介いたしました。幕別町でもコミバスで対策を取っているということでしたけれども、このような先進事例のことも参考にして、投票率を上げるということは、やはり自分たちの暮らしを見直していく、選挙に行くということはそういうことにもなりますので、積極的な対応をぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 出前講座等を使って積極的にということですが、これまでも公区長会議で、どのようなことでも出前講座で説明してまいりますということで説明してございますが、さらに一層、出前講座が開催できるよう周知、また呼びかけをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） 今、課長からも、るる説明ありましたが、委員おっしゃっているとおり、20歳未満の投票率見ると、18は大体半分ぐらい来ているのですよね。それに対して19歳になったらそのまた半分ぐらいになってしまうという状況が、傾向的にあるということです。その大きな要因というのは、やはり19歳については、学校等に進学していて、それでなかなか選挙を受けられないという状況はやっぱり確かに見受けられると。そういう面で、不在者投票制度というのがありますので、そういうものをきちっと周知をするということと、併せて学校に行く方については、やはり住民票の移動というのも、これ重要なことだというふうに思います。適正な住民票の移動等も行っていただいて、投票行動に結びついていければ、投票しやすい行動に結びついていきますので、そういうことも周知していかなければならないというふうに思っております。

あと、今、委員のほうから、青森県の田子町の例もございました。投票率の向上というのは、民主主義をやはり維持する上でもっとも重要な投票行動でございますので、それについては、もう様々な点で、選挙管理委員会の中でも議論はさせていただいております。いろんな事例あります。それと今18歳、19歳の問題の例もあって、まず若年層の投票率向上というのは、やはり主権者教育というのにもすごく影響していくのかなど。そういうところから始めて、議会の皆様方にもご苦労いただいて、高校あたりにいろいろと出前講座等をしていただいております。そういう面での主権者教育も含めて、若者に対する投票率アップに対して、どういう手法がいいのかというのは、今後とも検討していかなければならないと。それと併せて投票しやすい環境というのも、十分に検討していかなければならないなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（内山美穂子） このほか質問を予定されている方がおられましたら。

審査の途中ですが、この際1時まで休憩いたします。

12:10 休憩

13:00 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

質問のある方、挙手をお願いします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1点だけお伺いしたいと思います。

まずページ数が、104ページの防災諸費の細節4番の防災対策消耗品費についてであります。これは私、再三質問をしているところでありますが、資料の59ページを確認いたしますと、粉ミルクを3年間ずっと購入をされているわけですが、その中で29年度の在庫がどのくらい残っており、30年度は購入がどれくらいあり、購入をされ、そしてその在庫がどのくらい残り、元年は在庫がどのくらい残っているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 粉ミルクでございます。平成29年度から、これグラム数で管理しており

まして 4,250、目標 8,500 グラムに対しまして 4,250、平成 30 年度も同じく 4,250、元年度が 8,500。元年度から目標の数字に達しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） この目標というのは、どのように定められてこの目標に達成しようとしているのかお伺いいたします。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） お待たせしました。

防災備蓄計画の中で、ゼロ歳児を対象としまして、1 回当たりのミルク量 240 ミリリットル、粉ミルクに換算しますと 30 グラムですね。これを 1 日 5 回を目安として積算しております。対象人数なのですが、避難者数 5,615 人の 0.8%で、ゼロ歳児約 45 人程度だろうという想定の下、計算して出しております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 粉ミルクの目標ということでお聞きしまして、よくそこは分かるのですが、私が言いたいのは、令和元年度、粉ミルクもちろんこの目標に達成するというところで買われたということですが、再三申し上げましたように、液体ミルクが、今、本当に出ているというところでありませぬ。液体ミルクも、賞味期限、前回も質問いたしまして、予算のときも質問しましたときには、今、粉ミルクの在庫のほうがありまして、次回考えて備蓄計画の中に盛り込んでいきたいというようなお考えだということで答弁をいただいたのですが、令和元年度には粉ミルク、もちろん足りない分を購入したようではありますが、このほかにやはり液体ミルクも徐々に入れていくという考えがなかったのかなというところが、疑問に思うところでもあります。

今、液体ミルクのほうも、大変賞味期限のほうも長くなりまして、一時は半年ということもありましたが、紙パックよりも缶になりますと 1 年以上もつということもありますので、この粉ミルクの 1 割でも次の計画に入れることができないのかお伺いいたします。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 液体ミルクのご質問でございます。

去年、おととしですかね、岡本委員から、確かに液体ミルクのご質問がありまして、検討させていただきたいということで答弁させていただきました。あその後、検討しておりまして、実はまだ検討中でございます、備蓄には至っていないというのが現状でございます。

理由としましては、やはり賞味期限が一番のネックの部分でございます、当初は 6 か月しかもたないもの、液体ミルク、その後 1 年もつ液体ミルクが出てきました。おっしゃるとおり缶に入ったやつです。こちらが 1 年ですね。最近ですと、9 月 10 日にちょうど通知が来たのですけれども、もう 1 社、液体ミルクを作り出して、こちら 1 年なのですよね。粉ミルクで行きますと 1 年と半年ですね、1 年 6 か月。期間がやっぱりちょっと違うというところが一点。

もう一点が、ロスですね。食品ロスにつながるということで、開封してしまいますと、どうしてもロスが出てしまうという問題がございます。粉ミルクですと、お子さんに合わせたグラム数で作ることができるのですが、1 年ものの液体ミルクですと、240 ミリリットルということで、生後 1 か月ですと 100 ミリリットルぐらいでございますので、残りをどうしても、ラップして保存するというわけにいきませんので、うまくシェアができればそれはいいのですけれども、やっぱりロスにつながるのが一点。

それと、あと値段です。値段はどうしても、粉ミルクと違って、液体になりますと重量が重たくなるので、送料コストがどうしてもかかってしまうということで、粉ミルクよりは値段がどうしても下がらないということで、今現在これらのことを考えて、まだ備蓄に至っていない。

それともう一点、お子さんに飲ませる場合、今、備蓄している粉ミルクは、廃棄するときうちの保育所のほうに回しています。保育所のほうで、賞味期限切れる前に保育所のほうに回して使っている。つまり、保育所と同じ粉ミルクを用意しているのです。ですので、ここで液体ミルクを使うと、保育所に回したときに、やっぱりふだん飲ませていないミルクを飲ませる親御さんが、ちょっと嫌がるというお話も聞いておりますので、上手にやはり消費というか、廃棄計画も考えた中で、備蓄のほうを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（内山美穂子） 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 今、課長の言われたこと、確かに分かります。この液体ミルクというのは、災害備蓄品でありまして、もちろんロスのことも考えますと大きいのかなということもありますが、これ赤ちゃんだけではなく、高齢者にも栄養価はすごく高いということもありますので、そういうことも加味しながら、今後しっかりと検討していただきたいと思います。
- 委員長（内山美穂子） そのほかに。
小島委員。
- 委員（小島智恵） 111 ページ、1 点だけお伺いいたします。
17 目諸費の 8 節報償費、細節 4 ふるさと寄附記念品ということで、13 節委託料のほうにも出てくるのですけれども、ふるさと寄附というところでお聞きしたいと思います。
資料 34 ページということで、初めに説明受けたところなのですけれども、寄附額、令和元年は 1 億 9,700 万円余りということで、平成 30 年の前年と比べてみましても、約 6,440 万円も減っております。またさらに平成 29 年度と比べますと、平成 29 年度は 4 億 1,700 万円余りということで、そのときピークだったと思いますけれども、そのときと比べても半分以上にまで大きく減少している状況であります。減少した原因、今後の対策についてどうお考えでしょうか。
- 委員長（内山美穂子） 商工観光課長。
- 商工観光課長（西嶋 慎） ふるさと寄附についてでございます。
昨年度は、今ご質問のありましたとおり、前年度比約 60%減っているのですけれども、昨年度は、5 月にふるさとの寄附のサイトのほうに、人気ランキングというのがそれぞれ設けられております。そこに掲載されたことで一時的に、急激に増加しまして、7 月末時点で 52%ほど前年比増加しました。ただ、9 月議会によって補正もしたのですけれども、その後 9 月に、今後、逆にランキングが、載っていた商品がランキング外になってしまいました。その関係で寄附につきましては、大体毎年 11 月、12 月が最盛期を迎えるのですが、12 月だけでいいますと、前年同月比の約 4,800 万円ぐらい落ちてしまいました。その関係で昨年度につきましては、平成 30 年度に比べて、金額が減少したところでございます。
これまでの経緯の中では、幕別町の場合、平成 27 年 12 月に返礼品の開始してから、29 年度が 1 番寄附額が多かったところでございます。そのときにも、29 年度につきましても、春先に商品がサイトのランキングに掲載されました。その関係で 29 年度は、大幅に寄附が増加したところでございます。寄附につきましては、現状その返礼品がランキングに載るか載らないかで寄附額が増減しているところでございます。
対策については、今後につきましては、6 月からサイトを、これまで「ふるさとチョイス」だけでしたが、「楽天」を導入しました。まだその効果につきましては、まだ始まったところでございますので、経緯を見定めているところでございますが、それ以外にもサイトの商品の見せ方、それとか商品につきましても、定期便ですとか、訳あり商品ですとか、そういったいろんなニーズに応じた商品を掲載することで、寄附に関心を持っていただくように努めているところでございます。
以上です。
- 委員長（内山美穂子） 小島委員。
- 委員（小島智恵） 今のお話ですと、大きくはそのランキングに左右されるという話ではあったのですけれども、全国的には、結構肉だとか、海産物だとか、そういったもの人気の傾向にあるかと思うのですけれども、ランキングに頼る頼らないではなくて、安定的なやっぱりちょっと貴重な財源ですから、安定的にとるところを、まだ努力することはできないのかなというふうに思います。寄附される方が希望されるようなといいますか、選んでいただけるような返礼品、メニューというものに、より力を入れるということで、事業所さんのほうにも要請といいますか、お願いをしていくということでありましょうし、あと先ほどちょうど SNS のところでお話ししたように、例えば映画の「糸」のロケ地のことだとか、サンドイッチマンさんが番組ロケでパークゴルフ場でプレイされたことだとか、相手方の許可いるのか分かりませんが、可能であれば、そういった PR 要素になることと返礼品を結びつけながら行っていけたら、より効果的だなというふうに思っております。
「ふるさとチョイス」のサイト見てみたのですけれども、そこまでひもづけはされていないような感じで、チーズだとか、パークゴルフの用品、体験、そういったところを、より効果的なことも工夫といいますか、考えられると思いますので、本当にある程度貴重な財源ということでもありますので、ある程度は安定的に収入として見込んでいけるようにしていくべきだと思いますけれども、いかがですか。
- 委員長（内山美穂子） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今、委員おっしゃるように、商品ありきで、ちょっと寄附という制度自体のどうかこうかというのはまた別に置いておいても、寄附自体が町に関心を持ってもらう取組の一つであって、非常に有効だということはございます。また、近年、財源の問題で、財源として活用できるというところもございます。そのため昨年度は5月に寄附事業者を集めて、商品をどのように展開していったらいいかとか、商品どういうので構成していったらいいかというか、研修会をやっています。こういった研修会に応じて、新たにできた商品とかもございます。また、今おっしゃったような「糸」の部分、こちらにつきましては「糸」の商品をそのままふるさと寄附のサイトに載せることは、許可は出ません。なので、情報発信を通じて、寄附のサイトに誘導することは可能です。先月もロイヤルエクスプレス、その中で「糸」とふるさと寄附のPR、新得から帯広間をしてきていました。そういった情報発信につきましては、様々な機会を通じて、これからも進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） そのほかに質疑ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ただいまのふるさと寄附のところでは、関連になるかなとは思いますが、全然大変な違いができて、もともとふるさと納税で出発したこの事業が、どんどん中身、内容も変わってきて、このような多額の税収につながっているということを押さえた上で、メリットとしては、税収がかなり伸びたということあるのだと思うのですが、改善されたといえども、他市に、幕別町民が他に寄附をした場合に、その方の住民税や、あるいは所得税が控除されていくという、つまり幕別町に至っては、税収が減るといってデメリットが残されたまま来ているのではないかと思います。元年度のデメリットの部分、金額としてはいかにほどになったのかということですが。

他の質問ありますけれども、一回ここで止めたほうがいいですね。

○委員長（内山美穂子） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 昨年度、令和元年度の例で言いますと、寄附金額は既に出ております1億9,705万8,693円でございます。次に、町民による町外の寄附件数につきましては416件、町民による町外の寄附の金額につきましては3,842万6,200円でございます。町外寄附による町民税の減収額につきましては1,541万1,141円でございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。確か寄附額の2,000円だけ控除されていて、その残りが控除の対象だということですから、だんだん変えられて上限が設けられてきているとは聞いてはいるのですが、それももう家族構成ですとか、税ですから当然そういった違いが出てくるということもありまして、なかなか手放しで喜べない面というのが残されたままいると思うのですよね。今後の税をどう増やしていくか、あるいは事業者にとっては、自分たちの生産したものが全国に発信していくわけですから、これはこれで一つの地元企業の育成、あるいは商品の販路の拡大という点では、適切な運営をしながら伸ばしていくということも大事かというふうには思います。幕別町が決めた制度ではありませんから、そういったメリット、デメリットというものを勘案しながら、適切な事業というふうにもっていただければと思います。

答弁はよろしいです。

○委員長（内山美穂子） そのほかに質疑ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 114ページの徴税費に関わりまして、税務総務費に関わってお伺いいたします。資料は71ページになります。この一覧表について幾つか疑問がありますので、お尋ねをしたいと思います。

一つは、滞納処分の状況というのが表で示されております。令和元年度の状況を見ますと、給与収入の滞納処分というのが件数で93件、人数で21ということなのですが、前年度に比べて大幅に増えております。これは滞納者が増えたことによって生じてきたものなのかどうか。今、多くの滞納に関わっての見方なのですが、様々な事情がある中で滞納が起きているとは思いますが、こちらの資料を見ましても、年間所得が相変わらず200万円以下という人が43%いる幕別町ですから、当然こういうところにつながってくるのかなというふうには思っています。まず、大幅に増えた理由というのが何であったのか、お伺いしたいと思います。

それから、区分の中に交付要求というのがあります。これ6件記載されております。これの内訳に

についてもお示しください。

さらに、生命保険の1件というのがありますが、これ生命保険を差し押さえられているとは思いますが、加入者が、差し押さえられてしまった方が保険を必要とすることが生じる場合と、差押え期間と重なった場合にはどんな対処をなされているのでしょうか、伺います。

○委員長（内山美穂子） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） まず1つ目の、給与の差押えの関係でございます。

これにつきましては、昨年より増加をしている理由ということでございますけれども、基本的に滞納処分については、滞納されている方の置かれている状況、また財産の内容、これらについて調査を行います。基本的には、預金でありますとか、還付金でありますとかということが主になるところでございますけれども、中には預金残高がない方ですとか、その他の差し押さえることができる財産がない方がおられます。そういった中で、こちらの支払のご相談をする上で、相談に応じていただけない方等については、最終的にはやはりお勤め先の給与のほうから差押えをさせていただくというようなことになってまいります。これについては、会社さんのご協力もさることながら、ご本人からの了承もいただいた中で、給与から差押えをするということでございます。

やはり近年滞納件数は減ってはきてはいますけれども、滞納の案件が、難しい案件が増えてきているというところもございますので、これについては、その年その年、滞納されている方の状況に応じて差押え、滞納処分のほうの内容を決定をしているというような状況でございます。

それで、次に、交付要求の関係でございますけれども、交付要求につきましては、裁判所から滞納されている方が、ご本人が破産等の手続をされた場合、裁判所等から、債権者のほうからそちらのほうに、他の債権ないですとかということでご連絡が来る場合でございます。こういう場合については、交付要求ということで、裁判所からの破産に係る債権の中で、税金の未納がないかどうかということで連絡が来た場合に、この裁判所に対して交付要求という形で、こちらから裁判所に届け出たものが6件ということになっております。

それと、生命保険の関係でございますけれども、これにつきましては、生命保険、財産調査をした中で、多額の生命保険を掛けている場合ということがありますので、そういった中で、やはり本人とご相談をして、生活の状況からそこまでの保険の保障が必要かどうかというところも含めた中でご相談をさせていただいて、ほかに支払えるものがない場合、こういった分については、掛けている生命保険を解約をいただいた中で、税金のお支払いに充てますよというようなことでお話をさせていただいて、差押えをしたのが1件あったということでございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず最初にお尋ねしたことは、なぜこんなに令和元年で件数が増えたのですかということなのですかね。お答えなかったのもう一度答えていただきたいと思うのですが、いろんな事情があって、ほかに押さえるものがなくて、やむなく給与にということについては、これまでもいろんな答弁の中で確認させてきていただいておりますので、それは理解するのですけれども、どうしてこの元年だけこんなに増えたのかな、しかも人数はそう増えていないのですかね。件数だけが93件にもなっているというのが理解できなくて、お尋ねをしているわけです。

それと、今お答えの中で、ほかにないということであり、会社と協議、本人の了解の上でということなのですが、了解の上であるからそういうことはないのかなと思うのですが、今、給与の多くは振込になる、つまり預金、通帳に入れられるという場合が多いのですが、通帳に入れられてから差押えをしているという件数はありますか。

それと、交付要求については分かりました。つまり、裁判所のほうから問合せがあるということは、うちのほうでも債権があった場合には裁判所のほうにお知らせして、同じように裁判所から請求をする中に入れていただくというのが6件だということですね。これは理解をいたしました。

それと、生命保険のことなのですが、これも預金といえば預金でありますから、対象になるということは理解をした上で私がお尋ねしたのは、押さえられている過程において、換金とか、まだできなくて押さえられている過程において、保険を必要とする状況が生まれる、例えば入院をするとか、けがをするとかということで保険の対象になって、そして保険金が加入者に払わなければならないような事態というものはないと言えないと思うのですかね。そういうときに、その利益というのは担保されるのでしょうか、どうなのでしょう。

○委員長（内山美穂子） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） まず1つ目の71ページの資料の関係でございますけれども、元年度の差押え

の件数が増えているという、93件ということでございますけれども、これについては、件数が大きく増えているというのは、納期ごとに1件ということで計算をしていますので、それで件数が増えているところなのですが、その下の段の93の下に21という数字がありますけれども、これが差押え、滞納処分をした人数でございます。人数について、昨年から5名増えた数ということで、要は債権の件数が多いという方がいるということで、件数としては多かったということになります。基本的には、総体の数は、滞納処分についてはほぼ横ばいの数という件数になっていますけれども、人数的には、毎年人数は減って、減少傾向にございます。ですので、元年度だけ取り上げて大きく差押えを強化したとか、そういったことではないということでございます。

あと、保険の関係でございますけれども、保険については、保障の部分については、一旦解約をしていただいて、改めてまた保険に加入をしていただいているかと思えます。ですので、何かあった場合には、保険が担保されていないと、保険が入っていないというようなことにはちょっとならないのかなど。ただ、過重な保険料金というのですかね、大きく保険あるものを一旦解約して、それを了承いただく中で税に充てて、改めてまた保険に加入をするということで、これはご本人さんが状況に応じてになるかと思えますけれども、判断いただいた上で加入をされているというものかなというふうには考えております。

それと、先ほどの給与の差押え、通帳に入っているものを差押えしているのかというところですが、これは給与の差押えはしてございません。あくまでも給与の差押えというのは、会社さんからの給与の一部を税金に充てていただいているというようなことでございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。給与は預貯金からではないということですね。

それで、給与の差押えにつきましては、まず生存権といいますか、生きていくための必要な経費というのは、最低限度、まずは公租公課、そういったものは除外して、それから基本額というのが、10万円の基本額があって、それで家族1人4万5,000円というようなことで、ずっと積み上げられていきますよね。それで、適切な事務執行ということではあると思うのですが、もう一つは、会社と本人と徴収する役場側と、この三者といいますか、合意が必要であり、その上で執行されていくことだと思うのですが、一般的に考えて、会社とその従業員との関係にひずみが生じていないか、つまりその従業員の方が滞納していることによって、会社にはそういう連絡が入り、会社は自分の従業員がそういうことをしている、そういうこととは言葉が適切ではないですね、そういう状況にあるということを知り得るわけですから、その点でどうしても従業員と経営者との間の関係がぎくしゃくしていくようなことになっていかないかというやのことも十分心配されます。

そういった点で、実際に21件やっておられるわけですから、そういう事例について、話合いの過程がどんな過程で進められているのかも、参考までにお聞きしたいと思います。

また、元年だけ増えたわけではないよと、納期ごとの件数だよということでありますけれども、例えば国民健康保険税であれば8期ですか、8期であれば8件にカウントされるわけですね。で、増えたということで、それは理解したいと思います。ただ、金額も3倍になっているのですよね。これはやはり人数にしたら21人なわけですから、一人ひとりの債権額が大きかったという理解でしかないかなと思うのですが、それはそうでしょうか。

それと、保険のことで私お伺いしたいのは、もちろんその方がどんな保険に入って自分を守っていくかというのは、その人の個人の考え方でありますから、そこは関与するまでもないと思うのです。ただ、差押えしたときに、している過程において、保険の必要が生じたときにはどんな対応されているのかと、そこをお聞きしたいわけです。まだ換金までいっていない段階で、町が差押えした時点で、それはもう町の権限ということで、一切加入者には権限がないから、その時点ではそういう状況が生じて、保障にはつながらないよというふうには言い切れるのかどうか。どうでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 先ほどの給与の関係でございますけれども、金額が大きくなっている、この表でございますけれども、元年度においては1,024万円ということで、これ滞納額でございます。これだけ、21人の方の滞納されている金額が1,000万円あるということでございます。

先ほどの会社さんとの関係でございます。これについては、基本的には、まず給与、こちらのほうで職場の調査を行います。勤務先が分かった時点で会社さんへ連絡をさせていただいて、この方が実際に働いているのか、勤務体系等もどういった状況なのかということでお話をした中で、実はご本人さんにこういう税金の滞納の部分があるということで、当然給与等が少ない場合は、やはり生活に影響を及ぼ

すということで差押えは行わないのでございますけれども、給与の金額、ご家族の扶養の数ですとか、そういったところを踏まえた中で、給与から税金の部分を毎月納めていただくことが可能である方について、会社さんのほうでご協力をいただけるかどうかということでご相談をさせていただいた上で、ご本人と会社さんが了解いただいた中で、給与の差押えを行うということになります。状況に応じては、ご本人さんにお話しした段階で、会社に言われると困るというようなことになれば、またそこで一旦ご相談の場ができますので、給与の差押えとかということではなくて、分割の納付をお願いをしたり、そういったことにつながっていくというような流れで対応しているところです。

それと、保険の関係なのでございますけれども、保険はあくまでも生命保険の差押えということで、要はお金を払っている保険料の払戻し請求の部分の金額を差し押さえるということになりますので、保険はそのまま加入しています。払戻しをしたときに、その金額、差し押さえている分、税金に充てる部分があれば、それを税金に充てるということですので、保障と保険については、従来そのまま保険掛けていただくと、入っていただくということになります。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 給与のことについては、事例もお伺いしたのですけれども、本人が会社に言わないでくれということになれば、別な手法を取っておられると、そのところは確認させていただきたいのですけれども、そういうことですね。

基本的に、給与というのは除外なのですよね、差押え。いわゆる債権を回収する場合の預金であるとか、不動産であるとか、財産を押さえるということが大前提でありまして、給与というのはあくまでも生活に関わる費用ということでありますから、本来は差押え対象ではないと。しかし、先ほど申し上げましたように、給与の金額にもよります、生活費最低限というものを認めた上で、それ以上に余力があるというふうに判断された場合のみ押さえるということが大前提でありますから、なるべくそこまで至らない前に解決できることが望まれるのだというふうに思うのですよね。預貯金に入れていないということもありますから、そういう点では、町の対応というのは、ご本人の確認もされているし、拒否された場合にはそれ以上進んでもいないし、会社との丁寧なお話もされているようでありますから、その点では信頼を申し上げたいと思うのですけれども、実はこの給与の差押えについては、いろんな全国的な判例もありまして、昨年大阪の高裁で、違法だという判例も出ているのですよね。同じ今9月、1年ぐらい前、ご存じかと思うのですけれども、そのぐらいデリケートで、そして相手の方の生活権や人権まで及ぶような回収行為というふうにつながりかねない問題も潜んでいるわけです。その点は十分丁寧に対応、今後もしていただきたい、このように思いますし、そこまで至らないではなくて、頑張っていると思うのですけれども、さらに努力を求めたいと思います。

それと、保険のほうなのでございますけれども、確認いたします。では、その保険証、差し押さえた段階であっても、換金をまだされていないという時点であれば、相手の方が入院になりましたと、それは保険の対象なのでということであれば、それはきちっと適応していただいて、ご本人に入院のために必要な保険から下りたお金については渡されるということ、確認していいですか。

○委員長（内山美穂子） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、滞納金の滞納処分の話でございますけれども、基本的には、委員お話ししましたとおり、私どもは常に資力のある方については、払っていただけるように常日頃から相談機会を設けたり、そうことをして努力はしております。それでもなお、どうしても相談に来ていただけない方とか、そういうのが実態としてございます。まず、そこを押さえていただいた上で、これからもうちちょっとご説明をさせていただきますけれども、今、給与に関しては、課長のほうからお話があったとおり、また委員からもご指摘ありましたとおり、生活する分は当然ながらこれは生存に関わりますので、決められたルールに基づいて、その部分までは、私どもは手をつけるということは毛頭ございません。それを越えた分については、私どもは差押えという手段に持っていくと。

ただ、その中で、給与を差し押さえる段階においては、本人の了解というのは、私どもは取っておりません。その前の段階です。課長が言ったのは、そういう意味でございまして、相談の中でたまたま相談に来てくれて、どうしても払ってほしい、そして確約して、月払いで払うよという約束をした中においてまたそれを守らない。で、また呼び出しをしまして、相談した中において、最後は給与までいってしまいますよと、それでもいいですかということの相談はしています。

ただ、給与の差押えをする段においては、本人の了解ということではなく、私どものほうから会社のほうに対して、給与の差押えの相談をさせていただいたり、遠い会社の場合は、書面で給与差押えの通知をするということで差押えをさせていただいて、先ほど言った生活する上の最低限の額を除いた額を、

私どものほうに納めていただくという処分、これが滞納処分という部分でございます。

生命保険についても、同じように、これは課長の話の中でちょっと誤解あったかも分からないですけども、要は生命保険で保障の部分、これはそこまでは手をつけるということではなく、保証金のほかに積立部分というのが、よく生命保険というのにはございます。積み立てされている部分というのはあるかと思うのですよね。その分を私どもは差し押さえると。ですから、生命保険の保障の部分まではいっていないということです。生命保険の、差し押さえたときに何か病気になったりだとか、けがしたりだとか、そういうときには保障のほうは支払われると。ただ、積み立てされた益金だとか、いろんな保険会社における戻し金というのですか、満期返戻金というのでしょうか、そういうもの、そこを差し押さえるということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

ただ、いずれにいたしましても、繰り返しになりますけれども、自分たち、私どもとしましては、税務課としましては、十分そこら辺のはデリケートな問題でございますので、強制的に何がなんでもということはないのですけれども、ルールに従って粛々とやっていくということが、貴重な幕別町の一般財源でございますので、そこは公平感を持ちながら処分をさせていただいているということでございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 認識の大きな差はありません。差し押えの、給与差し押えの判断をするとき、そのときに債権者に、これは合意というよりも通達ですね、これ以上協力がなければ、やむなく給与の差し押えに行かざるを得ないという流れではないかと思うのですけれども、私はそういうふうには受け止めませんでした。ギスギスするというのは、当然そういうことであれば、本人と会社というのは、まだ町が関わらなくても残っているわけですから、そういう点ではやっぱり十分気を遣うといえますか、雇用関係が悪化しないようなことも含めて臨む必要があるのだろうと、難しいですけどもね。でも、私は誠意を持って相談に臨むことが一番なのだと思うのです。事情があって滞納しているわけですから、その事情をきちっとお伝えすると。その上で次の対策が取られていくというふうに考えますのでね。町はそういうやってこられていたというふうに思えますので、それはこれからもその姿勢で臨んでいただきたい。

それでもう一つ、保険の関係なのですけれども、保険の差し押えということになりますと、当然保険証だとかを押さえるわけですよね。違いますか。そういったものを押さえた時点で、しかし換金にはなっていないと。で、町が保険証を押さえていたら、そういったときにはお返しするのですか。まさか町が手続ということにもなりませんからね。つまり、保険保障だけは保証するという手だてですね。どんなふうにしてやられているのですか、やられているというか、事例はないのかもしれないけれども、やられるのでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 保険の関係については、あくまでもこちら側で、ご本人に証書を押さえるとか、そんなことではございませんで、加入されている会社さん、保険会社さんですね、そちらのほうに、要は保険の払戻しの場合の請求権を差し押えをしているということで、それについては、その証書、会社さんから証書が、うちが入手するとか、いただくとか、そういったことは行ってないと。要は払戻しに係る請求権を差し押えをしているということでもあります。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それは事務的には、実務的にはどんな方法になるのでしょうか。本人に了解といいますか、通告をした上で加入している保険会社を本人から聞き取って、直接保険会社に幕別町が連絡を取っているということになるのですか。そういった話合いだけで成立するものなのですか。

○委員長（内山美穂子） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） あくまでも滞納処分ということでございますので、こちらが滞納されている方がどういった財産、どういう状況にあるかということ調査した中で、例えば保険に入っている金額が大きい金額ですとか、そういった場合について、保険会社さんにこちらから滞納処分ということで文書を出して、払戻請求権の差し押えということになります。これ一旦、払戻請求権を差し押さえますよということで、会社とご本人に滞納処分ということでご連絡をするという流れになります。そのまま差し押さえる場合もございますし、中にはご本人さんからまたご連絡いただいて、違う手法で、分納ですとか、そういうことにもなる場合もございますので、あくまでも滞納処分でございますので、こちらのほうから法令に基づいて会社さんへ連絡をすると、そして差し押さえるというような流れになります。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 個人の財産を調査する際に、銀行の預貯金等、債権者としての権限をもって調査されると思うのですけれども、その調査できる範囲の中に、保険会社というのも含められているわけですか。

ね。そうでないと調査はできないですね。まず、その方がどんな保険に入っているかどうかというのを、どこで掌握するかと。相手の方がお話ししてくれればいいですけども、お話ししない場合には、まずどうやって見つけるのか。こちらで相手の報告がなくても調査できる手法というのがあるのかどうか。まずそこですね、ちょっと伺いたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） あくまでもこれ税金でありますので、徴税法に基づいて財産調査、これを行うことができることとなります。預金の調査ですとか、給与、不動産、財産調査という中で調査をした上で、そこで保険の部分が見つかるということで、この保険、生命保険の差押えというふうに流れていくというようなこととなります。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 調査の中で見つかるというところが、うまく見つかるといいますか、金融機関等は分かりますよ。そういった公開というか、いわゆる町の債権者としての権限を發揮してやられるという権利があるということは分かりますけれども、保険をそこまでされているということについては、ちょっと理解なかなかできないですね。

それで、私、伺いたかったのは、先ほどから繰り返になりますけれども、いわゆる払戻金については差押えできますよということですね。この払戻金というのは、要するに解約したときに戻ってくるものだと思うのですよね。その保険の契約の中身にもよると思うのですけれども、保険の保障だけは継続しながらも、途中で現金を、いわゆる今までの納めた範疇の中の何割かを戻すことができますよというようなことであれば、それは課長答弁されているようなことが可能だと思うのですけれども、それはいろんな事例があって、なかなか難しい面があると思うのですけれども、要するに相手から、こちらから保険会社に連絡をすれば、そういった滞納のことについて明確になっていくわけですから、その時点で保険会社と、それから本人との関係が断たれないような、つまり保障がきちっと担保されるということを考えてやっていくべきだと思うのですよね。そこは前回の、前段のご答弁で答えていらっしゃると思いますので、私はそのとおりでというふうに確認もし、納得もしたいのですけれども、よろしいですね。

○委員長（内山美穂子） 確認をお願いします。

税務課長。

○税務課長（高橋修二） 先ほど言ったとおり、そのとおりでになります。あくまでもやはりこれは法令に基づいて実施をしなければならぬという点もございまして、先ほどちょっと言い忘れましたけれども、会社さん、この保険関係については、例えば預金調査等で、通帳の記帳の情報の中から保険加入をされているですとか、ご本人のご相談の中で、保険加入されているというようなお話の中から、例えば支払う手法としてこの保険を使うという場合もありますので、それについてご本人に支障のないように進めてやりたいと思います。

○委員長（内山美穂子） そのほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、14時10分まで休憩とさせていただきます。

13:58 休憩

14:10 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 3款民生費についてご説明申し上げます。

126ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額23億7,578万4,000円に対して、支出済み額23億1,311万3,353円であります。

1目社会福祉総務費、本目は福祉施策全般に要した経費であります。

20節扶助費については、令和元年度は灯油価格が安定していたことにより、福祉灯油扶助を行わなかったため減額となっております。

2目国民年金事務費、本目は国民年金事務に要した経費であります。

嘱託職員1名分の賃金などであります。

128ページをお開きください。

3目障害者福祉費、本目は障がい者の支援に要した経費であります。

4節共済費、7節賃金につきましては、障がい者就労・発達支援コーディネーター及びチャレンジ雇用に係る賃金と社会保険料等であります。

13節委託料は、障がい者の日常生活支援及び相談支援に係る各種の委託事業が主なものであります。

130ページになりますが、20節扶助費は障がい者の福祉サービス等に係る支援費をはじめとして、日常生活用具の購入や医療機関等への通院等に係る交通費に対する扶助が主なものであります。

4目東十勝障害認定審査会費、本目は十勝東部4町で共同設置しております障害支援区分認定審査会の運営に要した経費であります。

次のページにまたがりませんが、5目福祉医療費、本目は重度心身障がい者及び独り親の家庭等の方々に対する医療費扶助やその事務に要した経費であります。

令和元年度末の対象者は、重度心身障がい者が390人で、前年度と比較すると6人の減であり、独り親家庭等は797人で、前年度と比較すると18人の増であります。

6目老人福祉費、本目は高齢者福祉全般に要した経費であります。

本町における令和2年3月末現在の高齢者数は8,636人で、高齢化率は32.58%となっており、前年度と比較しますと、99人の増、率にして0.63ポイントの増となっております。

8節報償費、細節2敬老祝金の対象者は440人であります。

13委託料、細節6から、次のページになりますが、細節11までの事業は介護保険を補完する各種サービス事業であります。

20節扶助費、細節2老人保護措置費は養護老人ホーム入所者に係る措置費であり、細節3社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助は、社会福祉法人等が介護サービス利用料を軽減した場合に当該法人等に対して扶助したものであります。

7目後期高齢者医療費、本目は後期高齢者医療制度に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3療養給付費等負担金は療養給付費に係る町の負担分で給付費の12分の1に相当する額であります。

8目介護支援費、次のページにまたがりませんが、本目は要支援認定者に係る介護予防プラン作成に要した経費が主なものであります。

令和元年度の介護予防プランの作成委託件数は1,341件で、前年度と比較して76件の減であります。

9目社会福祉施設費、本目は千住生活館の管理運営に要した経費であります。

10目保健福祉センター管理費、本目は保健福祉センターの管理運営に要した経費であります。

138ページをお開きください。

11目老人福祉センター管理費、本目は老人福祉センターの管理運営に要した経費であります。

令和元年度の利用者数は延べ4万5,237人で、前年度と比べますと1,763人の減となっておりますが、老朽化した給湯管の改修工事を実施し、12日間の臨時休館による利用者減であります。

140ページをお開きください。

12目ふれあいセンター福寿管理費、本目はふれあいセンター福寿の管理運営に要した経費であります。

142ページをお開きください。

2項児童福祉費、予算現額11億7,916万5,000円に対して、支出済額11億4,977万5,427円であります。

1目児童福祉総務費、本目は児童福祉全般に要した経費で、20節扶助費、細節2児童手当は令和元年度の対象児童数が延べ3万3,861人で、前年度と比較して441人の減となっております。

2目児童医療費、本目は中学校卒業までの子どもに係る医療費扶助とその事務に要した経費で、20節扶助費、細節1子ども医療費扶助は令和元年度末の対象者数が3,112人で、1人当たり扶助費が3万3,832円となり、前年度と比較すると対象者数は80人の減、1人当たり扶助費は2,071円の増となっております。

3目施設型・地域型保育施設費、本目は主に幕別地域5か所の認可保育所の管理運営に要した経費であります。

令和元年度の入所児童数は537人であり、前年度と比較すると22人の増となっております。

144ページになりますが、13節委託料は細節11の札内青葉保育園、細節12の札内南保育園の運営委

託料が主なものであります。

146 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 6 認定こども園等施設型給付費負担金は、新制度に移行した私立幼稚園や認定こども園の 7 施設を利用した児童 26 人分の公定価格から、利用者負担額を控除した給付費であります。

細節 7 認可外保育所保育料助成事業補助金は、町内の認可保育所の定員超過などにより、認可外保育所や一時保育を利用した児童 14 人の保護者に対し、認可保育料との差額相当分を助成したものであります。

細節 8 施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育所の 15 施設を利用した児童 200 人の保護者に対する施設利用及び預かり保育利用相当分の給付費であります。

細節 9 学校給食提供施設主食費補助金は、保育料の無償化に合わせ拡充した自園調理を実施していない町内の幼稚園 2 か所及びへき地保育所 6 か所の児童 236 人分の主食提供に係る補助金であります。

4 目へき地保育所費、幕別地域 5 か所と忠類地域 1 か所の保育所の管理運営に要した経費であります。令和元年度末の入所児童数は 83 人で、前年度と比較すると 4 人の増となっております。

148 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 6 へき地保育所給食費負担金は学校給食センターに支払う給食代などであります。

5 目発達支援センター費、本目は発達の遅れ等に対する相談、支援及び療育などに要した経費であります。

令和元年度の利用状況については、幕別地域の発達支援センターへの通所人員は 81 人で、前年度と比較すると 4 人の増、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は 8 人で、前年度と比較すると 2 人の増となっております。

150 ページをお開きください。

6 目児童館費、本目は児童館 3 か所及び学童保育 5 か所の管理運営に要した経費であります。

令和元年度末における学童保育所の入所児童数は 5 か所で 341 人であり、前年度と比較すると 1 人の増となっております。

次のページにまたがりますが、7 目子育て支援センター費、本目は幕別子育て支援センター、忠類子育て支援センターの運営に要した経費であります。

令和元年度の利用状況については、施設開放事業では年間延べ利用人数が 5,570 人で、前年度と比較すると 567 人の減であり、一時保育事業では年間延べ利用人数が 2,824 人で、前年度と比較すると 542 人の増となっております。

また、ファミリーサポートセンター事業の利用実績は 362 人で、前年度と比較すると 122 人の減であります。

3 項災害救助費、予算現額 550 万円に対して、支出済額 35 万円であります。

1 目災害救助費、20 節扶助費は住宅火災の全焼 3 件、半焼 1 件について災害見舞金を支給したものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2 点お伺いいたします。

143 ページ、3 目施設型・地域型保育施設費、7 節賃金、保育士賃金についてお伺いいたします。

保育施設の規制緩和で資格がなくても保育業務をやらせることができる、いわゆる保育補助制度というのができてきました。近年、小規模保育施設へ資格のない方が人手不足のために保育業務に当たって、悲しい事故というものが大変多発して起きてきています。幕別町でもこうした保育補助員を使って、保育資格がない状態で保育業務に当たっている方がどれくらいいるのかお聞きしたいと思います。

もう一つです。150 ページ、6 目児童館費、18 節備品購入費、学童保育所用備品購入費であります。

一昨年、平成 30 年度までこの決算の中で 31 万 6,000 円ほど予算が使われておりました。令和元年度は予算が 9 万 6,000 円というふうになっているのですが、3 分の 1 になった理由についてお聞かせ願いますか。

○委員長（内山美穂子） こども課長。

○こども課長（西田建司） まず 1 点目の保育資格のない方が保育業務に当たっているかというようなお話ですが、決算資料のほうでもお渡ししております。95 ページになろうかと思えます。

こちらのほうにあります令和元年度保育士配置状況になりますが、こちらのほうの配置という欄に正職員、そして臨時職員と加配職員という、こちらのほうは保育資格のある者という形で配置されているものです。

なお、代替職員のほうが資格の有無に問わない代替職員になりまして、こちらの方が資格のない者という形になるのですが、中には保育資格のある者もいるというものでございます。

続いて、2点目の学童の備品になります。

学童保育所の備品につきましては、今お話にありますように令和元年度については、9万6,000円ということで前年比から大きく下回ったということになりますが、こちらのほうなのですけれども、それぞれの学童で概ね2万円程度ということで予算配分した中で必要なもの、掃除機だとか遊具、そういったものを購入させていただいています。なので、こちらのほうで計上されていませんが、消耗品のほうで遊具だとか図書のほうについては、購入させていただいております、それぞれの学童におきまして、辞典や図書の購入、さらには遊具の購入ということで約20万円の購入をさせていただいているというものでございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 確認です。代替職員の方が資格がなく働いているというお話がありました。やはりこれ国の規制緩和で始まったものなので、幕別町でどうのこうのというのはなかなか難しい部分もあるのだと思うのですが、やはり近年、こうした下で、保育士さんの専門性というものもなかなか難しくなっているのかなとというような思いもあります。

特に代替さんの場合は、正規職員の方が休んだときに入るというようなものでありますので、正規職員の方は比較的クラス担任を持っている場合が多いのだと思うのです。そこにやはり資格のない方が入って、本当に大丈夫なのかというところは、いま一度、幕別町の保育業務として考えるべきではないかなと思うところでもあります。ぜひそういったところについて、町としての考えについてお聞かせ願えればと思います。

児童館費については、予算については大きく変わりはないと、一応30万円の部分は確保して対応していますというようなお話でありました。

一般質問などで毎年のように取り上げさせていただいておりますが、本当に何度も備品の問題とか、本の問題ですとか、すごく古くなってきています。特に幕別町では、6か所で1,340人の方が毎日放課後に学童保育所を利用していますので、そうした観点から30万円が多いのか少ないかという場合も、やはりもう一度検討させていただいて、増額なり、現場の要望にもっと応えられるように頑張ってもらいたいところでもあります。その辺についても町の姿勢についてお聞かせ願えますか。

○委員長（内山美穂子） こども課長。

○こども課長（西田建司） まず1点目の代替保育士の部分になろうかと思えます。

こちらのほうなのですけれども、今、委員がおっしゃったように資格のある者が保育に当たるというようなのがもちろん本来なのだと思います。ただ、今このような中で保育士不足という中で、精いっぱい正職員、さらには資格のあるフルタイム職員ですか、そういった雇用に努めているところでもあります。さらには代替職員もというところまで、なかなか今の現状としては、資格のある者を雇用というのは難しい現状にあるかと思いますが、今後も引き続き子どもが安心安全で保育ができるような環境を整えられるよう、いろんな形で考えていきたいというふうに思います。

2点目の備品の購入について、現場の意見をということでございます。

以前にも荒委員のほうからご質問いただき1年たちました。それで、私も日々学童のほうには足を運びながら、現場のほうのご意見聞かせていただいたり、現場も見させていただいております。そういった中で、当然、現場の声も聞いた中でこういった反映になっているというふうに思っております。来年度の予算に向けて、さらにお話を聞きながら、いろんな要望に応えられるものは応えていくというふうに考えていきたいと思えます。

以上です

○委員長（内山美穂子） いいですか。そのほかに質疑ございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 大きく2点お伺いします。

142ページの1目児童福祉総務費に関わってです。虐待の児童に関してですが、児童相談所や学校、幼稚園、保育園から寄せられている虐待に関わる報告や認定数が分かれば教えていただきたいと思いま

す。虐待の種別についても内訳を教えてください。それに対する町の対応はどうかということもお伺いします。

2点目なのですが、148ページの5目発達支援センター費に関わっています。この間、就学前までの幼児を対象にしてきた発達支援を、小学3年生まで拡充してきています。今後さらに対象年齢を引き上げることについて検討されてきているかどうか伺います。

それと芽室町や音更町では、町の発達支援センターで放課後デイサービスについても行われているのですが、これについて検討されているかどうかお伺いします。

○委員長（内山美穂子） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 発達支援センターの就学後の児童の通所についてでございます。

現在、小学校3年生まで受入れを行っているのですが、次年度以降どういった形であるかというところの検討であります。一応1学年ずつ増やした形で検討していきたいと思うのですが、今後についてどうするかというところを、今、今年度、来年度に向けて検討していこうと考えているところであります。

それと発達支援センターの障害児の放課後デイサービス等の事業化についてであります。そこにつきましても、今センター内の中で事業化に向けて、どういったところを準備して、どういうふうにしていったらいいかというところを検討始めているところでございます。

以上であります。

○委員長（内山美穂子） こども課長。

○こども課長（西田建司） 1点目の虐待に係る学校からの連絡、通告というようなお話でしたが、まず平成30年度の児童相談所における本町の虐待件数については7件ということで、過去にも一般質問のほうでもお答えしているかと思えます。なお、平成31年度の件数につきましては、まだ北海道から公表されておりませんので、こちらのほうについては件数はまだ発表されないというところでございます。

なお、今お話、先にありました学校からということなのですが、こちらのほうとしても町に直接相談があったものか児童相談所へ直接通告されたものというような大きく2点に分けて整理をさせていただいております。まず、町のほうへ直接通告、相談があった件数というのが4件、そして児童相談所のほうに通告あったもの1件というふうにあります。こちらのほうなのですが、件数のほうが少ないということからちょっと種別のほうについては、児童相談所のほうからも詳細について分かってしまうケースがあるということから公表については差し支えるようにお話をさせていただいております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 1点目の虐待の児童についてですけれども、そうしましたら町のほうからそれぞれのお子さんや家庭に対して、その後の経過を見ていくというような対応はされていないということでしょうか。それとも何か関係機関と連携を取って、状況の推移はつかんでいっているということでしょうか。

それと発達支援センターに関わっていますが、積極的に検討されているということで安心をしました。学校でも支援に関わるお子さんに対応する教員を加配しているということで、丁寧な対応もしていただいているのですが、お子さんによっては、センターがまだ必要だというお子さんもいらっしゃると思いますし、保護者の支援ということでも、センターが大事な役割を果たしていくという場合も4年生以上になってもあると思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思えます。

日中デイと放課後デイについてですが、この間、保護者の方からやっぱり施設を探すのが大変だとか、なかなか空きがなくて遠くまで通わないといけないとか、入れても施設の職員や先生方と本人との関係がなかなかうまくいかないとか、いろんな声がありますので、お子さんにとっても継続して居場所となれるような場所としても大事かと思えますので、検討いただきたいと思えます。

2点目については答弁は結構です。

○委員長（内山美穂子） こども課長。

○こども課長（西田建司） 虐待のほうの町の対応というようなことでございます。すみません、回答が漏れておりました。本町のほうで要保護児童対策地域協議会、要対協と言われるそちらのほうで各種ケース検討会議のほうは開いております。その中には、もちろんこども課、小学校関係であれば小学校の教諭、さらには保健師、さらにはそれに関わる関係機関、そういった団体にも入っていただいて、個々のケースに応じた検討をさせていただいて、どういった支援が必要なのか、またするべきなのか、そういったものをいろいろ相談しながら町全体で見守っていくというような体制を取っているところでござ

ございます。

○委員長（内山美穂子） よろしいですか。このほかに質疑ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 134 ページ、それから 135 ページにまたがったの 6 目老人福祉費、13 節委託料、緊急通報システム委託料、それから 14 節使用料及び賃借料、6 番目の細目 6 の緊急通報装置借上料、この 2 点に当たることで質問をさせていただきたいというふうに思います。

資料のほうで言うと 87 ページになります。

十勝消防事務組合ができる、そういうことの中でそれまで幕別消防で対応していた緊急通報システムが業者委託になったと、札幌の業者のほうに委託をして今回数年になるということでもあります。資料 87 ページの中の（7）がその事業の具体的な数字を示してくれているところでもありますけれども、この中で気になるのは、まず 1 つ目、平成 29 年度、30 年度、令和元年度ありますけれども、30 年度から、それから元年度も台数が減っていつていると。老人の数、独り暮らしの方の、対象になる老人の方は決して増えていないのではないのかなというふうな思いもある中で、数が減っていつているものですから、これはどういう傾向がこういうことになっているというふうに認識されているのかということをお尋ねしたいというのが 1 点目であります。

それから資料の中には何件通報されたかと、そしてどんな対応をされてきたということがこの中にはありません。ちゃんと対応されているのかどうかということ、されているのだというふうに思うのでありますけれども、そのことをちゃんと数字で示していただけたらなという思いの中で、この質問をしているところでもあります。

3 つ目、ブラックアウトがありました。そのときには、この緊急通報システムを使っている人のところに関係する職員さんたちが実際に訪問して、安否確認をしたという経過がありました。その中で分かったことは、電話機、今いろんな機能がついていて、AC アダプターから別に電源を取るといのが多いのかもしれないのだけれども、その機械は使えないのだけれども、電話機のコード、電話そのもののコードだけで使える電話については、電話ができるのだということが分かって、分かってというような言い方は変ですね。できるものだから、その人については、安否確認が直接家にある電話にすればいいということで、できるということの中では、すぐに対応できるわけなのです。そのような報告も以前に受けていたものですから、そういう対応の仕方のマニュアル化と、この電話の機種の確認がそれぞれされているのかということの合計 3 点をお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 緊急通報システムについてであります。

まず 1 点目の利用数の減についてであります。今年度 38 台取り外しをしております。この内訳としましては、入院ですとか、施設に入られた方が 22 件、死亡で取り外しになった方が 11 件、転出になった方が 2 件、家族が頻繁に来るからもう使わなくていいですよという方が 2 件、娘と同居することになった方が 1 件ということになっております。

通報の内容でございます。

令和元年度につきましては、通報件数 254 件ありまして、その中では誤って押してしまったという件数もあつたりしますが、その中で出動している件数が 45 件となっております。

出動の内容としましては、火災の出動が 1 件です。緊急出動が 44 件、相談が 9 件、電池切れが 41 件、協力員の対応が 6 件、誤報が 153 件ということになっております。

ブラックアウトになったときに分かったこととということですが、現在それぞれのご家庭の機種の確認というところまで、全ての確認ということではできておりません。マニュアル化につきましては、どう対応するかというのは、ただいま整理をしているところでございます。基本的には、必要な方の確認というのはしていくのですけれども、そのときに分担ですとか、そういう細かいところはまだできていない状況にあります。

すみません、1 つ忘れまして。減少の傾向についてなのですけれども、特別、毎年減ってきてはいるのですけれども、その大きな何か、何というのでしょうか。大きなことがあつて減ってきているところ、これという原因というところは、特定できるほどのことはないかなと思います。その年の使う人、使わない人という不要になった人の、そのつけたり外したりという中で、最近のお客さんは、たまたまちょっと取り外しする方が多いという状況にあるかなというふうに思っております。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 1 つ目の件数の減の理由について、取り外している理由についての細目も今答弁は

あって、それは理解しました。この中では、今あったように特別にこれといったということではなくて、いろいろな事情の中で減っていったのなということでは分かるのだけれども、そういうふうにするのだけれども、逆に聞きますけれども、この表で言ったらば、今は取り外しの件数がそういうことであるということでありました。減る原因というのは、結局つける数よりも減るほうが多いから減るのです。つける数が減っている、このことはちょっと気になっていて、このシステムがちゃんと紹介されて、必要な人に行っているかどうかということのほうが肝心なわけで、そのことについての答弁がなかったものですから、そのことに触れて、もう一度答弁をお願いしたいというのがまず1つ。

2つ目、通報数の対応のあり方についても分かりました。一番肝心なことは、そういう対応の仕方が、対応しなければ駄目なケースが、いろいろあったりしたわけですが、電池切れなんていうケースはきっと本人が直さなければ誰かが行く、場合によっては職員さんが行くようなケースもあったのやもしれません。ちゃんと対応がされているのかどうかという、そのことについて、改めて担当課の言葉で答えていただきたいということです。

3つ目、ブラックアウトのマニュアルについては、今作っている最中ですよということがありました。ブラックアウトがあつてからもう2年になったのだというふうに、過ぎたというふうに思います。そう思えば、少しゆっくりしているなという印象を受けます。そのことは、引き続きしっかりしたものを作る作業を続けていただきたいのだけれども、先ほどの1つ目の質問で言いました。電話がすぐできる機種かどうかということの対応、確認は、それはすぐに済むことなのだというふうに思うものだから、そのことはまず最初にやっておいて、そして対応ができるように、いや、対応ができるようにというか、その人にはすぐ対応ができるし、ちゃんと訪問して、対応しなければ駄目な人が誰なのかということも、分かっておくということが大事なものだから、大事なことだと思うものだから、そのことは早急にやっていただきたいと思うのだけれども、いかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） この制度、サービスの周知についてなのですからけれども、これにつきましては、ケアマネージャさんはもちろん、日常の相談の中でもお独り暮らしで不安だという方にはお勧めしていますし、また、民生委員さんの中にも周知などをして、こういうサービスがありますので、そういうご相談がある場合にはご活用くださいということでは、周知はお願いしているところであります。

あと、電池切れ等の対応なのですからけれども、電池切れの場合にまた通報されますので、そこについてはこちらのほうで訪問するすとかで対応のほうはきちんとしております。電池切れになってしまうのが通常は起こらないのですけれども、ちょっと空けるときに電源を落として行ってしまったりすると、中に入っている電池が使われてしまうものですから、そういうときには、そういう間でも電源落とさないでくださいというご説明をさせていただいているのですけれども、やっぱりついつい時間もたってしまうと忘れてしまうようなこともあって、落としていかれてということで、起こっている件数だと思っています。そこにつきましても、一度説明しただけではやっぱり時間たつと忘れてしまうこと多いものですから、間でお声がけはさせていただきたいというふうに考えております。

機種の確認等につきましては、早急に進めたいと考えております。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 最後に、2つ目の質問について、もう一回確認させてもらいます。

この通報システムが幕別消防からこの業者委託に変わって、町民の不利益はなく、ちゃんと安全に安心に過ごしていけているのかどうか、そのことについて確認させてもらいたいというふうに思います。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 現在のところ特に苦情ということもいただいておりませんし、委託先が変わったことで定期的に健康相談なども行われているものですから、そういう意味ではサービスは向上しているかなというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） そのほかに質疑、ございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点質問いたします。126 ページ、1 目社会福祉費、20 節扶助費です。

1つは生活困窮世帯扶助、資料の74 ページですね。そこに資料が載っておりますけれども、その生活困窮世帯の基準となる収入、またこの困窮世帯の中には生活保護の対象となる世帯はないのかどうか。納税相談すとか医療費の相談などあるかと思っておりますけれども、そういう状況はどうかお聞きいたします。

また、資料の同じ 74 ページですけれども、生活保護を利用する世帯、載っておりますけれども、生活保護のその困窮の状況、捕捉率は全国的に見ても 15%、20%と低い状況になっておりますけれども、こういう中で町民にきちんと生活保護制度の周知を行うことが必要ではないかというふうに思います。といいますのも、今、年金が低い中で親族の援助を受けながら生活しているのだけれども、もう親族も限界だということですか、慢性疾患があるけれども病院に行けない。また現金がもう数千円しかない、こういう状況になって相談に来られる方もおります。そういう中ではきちんと町民がそういう状況になったときに、役場のほうに相談に行ける、そういう体制が必要ではないかと思っておりますので、この点についてはどのような対応をしてきたのかお聞きしたいと思います。

もう一点は、生活保護の世帯の状況なのですが、幕別町ではパーミルを使っておりますが、今、全国的にパーセントで表示しております。実態を知るということではパーセント表示のほうが分かりやすいのではないかと思います、その表記の仕方についても考えを聞かせていただきたいと思っております。

もう一点は、133 ページ、6 目 13 節委託料、7 外出支援サービスです。資料には実利用者の人数が載っております。これも何回か質問はしているのですけれども、実際に利用を希望している方は幕別、札内、そして忠類ではどのぐらい人数がいるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） 1 点目の生活困窮世帯の見舞金の関係でございます。

見舞金の対象の世帯といいますのは、生活保護世帯を除く最低限度の生活を維持し得るだけの所得しか得られない困窮世帯に対して見舞金を支給するというようになっておりまして、生活保護世帯には支給をしているものではありません。生活相談の中で、生活保護はちょっと受けたくないのだけれどとかと言われた方とか、あと民生委員さんから、ここのところこの世帯がちょっと生活のほうに苦しんでいるのだけれどもという方の中で、相談をしながら生活保護を受けない方が対象となっているものであります。

生活保護世帯の制度の説明等ではありますが、生活保護の制度につきましては、福祉課の窓口の説明のパンフレットを入れて、いつでも見れるような形で置いてございます。また、民生委員さんとかの相談の中だったり、生活相談、生活が困ったということの相談の中で、こういった制度もありますということをお話をさせていただいております。

あと、役場にとれる対応ということではありますが、生活保護のご案内ということではないのですけれども、生活に困った方とか、いろんな困った方については、福祉課のほうにご相談くださいということで、広報とかでもいろんな相談受けていますよということで周知をさせていただいた中で、生活相談も受けさせていただいているところであります。

あとは、生活保護率のパーミルの関係ですが、振興局のほうからのこちら資料でもって、この生活保護の実態状況を記載させていただいているのですが、振興局のほうから来ている資料が、法律としてパーミル使っているものですから、このような記載をさせていただいているところであります。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 外出支援サービスの利用希望者数でございますが、現在の要綱の定めの中で、ご希望される方につきましては、皆さん該当する方については登録をさせていただいて、ご利用いただいているというふうに考えております。人数としては、すみません、ちょっと登録者数をちょっと本日数字を持ってきておりませんが、大変申し訳ありませんが、大方の方には使っている状況にあると思っております。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 生活困窮世帯の方へのこの見舞金ということでは、生活保護基準に該当するけれども、生活保護は辞退したい、受けたくない、こういう方に対して見舞金を支給している、こういう押さえでよろしいのでしょうか。

それともう一点、福祉課にその生活保護の制度を、パンフレットを置いたり、民生委員の方にお話をしたりとか、その制度の周知を行っている、こういう押さえでいいかということですね。

それと、振興局の標準に従っているという、パーミルですけれども、しているということですが、これは町独自でパーセントに表記できるのではないかと思います、パーセント表示のほうが分かりやすいと思っておりますので、その点伺いたいと思っております。

それと、生活保護基準に該当しているけれども、生活保護制度を活用できない、こういう状況という

ことでは、これは何が原因かというふうに思います。それで、今言われているのは捕捉率が大変低い、こういうところでは、その生活保護を受けているということに恥ずかしいことだとか負い目に感じる、スティグマということですね、そういうのがあって、なかなか生活は大変だけれども受けられない。こういう状況が日本では全国的に見られるというふうに私は思っております。

そういう中では、生活保護しっかりと受けて、最低限度の生活を保障する、健康で文化的な生活を保障する。そういう点では、活用していきながら自分の生活をしっかりと豊かにしていく。そして、若い方であれば疾病とか、そういうことであれば、そういうのが改善されれば、また働きながら自分の生活を支えていく、そういうこともできるわけでありまして、生活保護の受給をこういうスティグマではなくてしっかりと受けて活用していく、そういう考え方、これが必要だというふうに私は思うのですけれども、まだまだバッシングですとかそういうものがあります。

それで、生活保護に対するそういう考え方がなかなか活用できない、そういう状況に追い込んでいるのではないかと思ひまして、そのこの点の周知の仕方、ここをしっかりと行っていくことが大事だと思います。また、小学校ですとか中学校だとか学校教育の中でも、生活保護制度に対するその基本的な知識を身につける、そういう積み重ねの中で、こういうスティグマが解消されるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 福祉課長。

○福祉課長（樫木良美） まず、保護率の表示であります、これはパーセントのほうが分かりやすいということであれば、今後パーセントのほうに直していきたいなというふうに思います。

それと、生活困窮世帯のこの見舞金の該当の方々なのですが、生活保護基準といいますが、生活をするに最低限の所得しか得られない方が対象ということで、生活保護、野原委員が言われますように、そういうふうに生活保護を受けたら何か言われるのではないかとかという、そういうご心配ということもあるかもしれないのですが、例えば生活保護になったら車を持っていないので困るわ、だからちょっとここはもうちょっと頑張るわとか、あと、中にはやっぱりそういった国のお世話にはならないで頑張りたいという方もいらっしゃるのか、そういう方もいらっしゃるのですけれども、そういう方々に対しても、こういう見舞金でもって少しでもということによってこういった見舞金のほうを支給させていたるところであります。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） パーミルからパーセントに表示を変える、そこはぜひ改善をしていただきたいと思ひます。

私、この生活保護に対する町民の認識の仕方というの、随分、私誤解している方がたくさんいらっしゃると思ひて、いつも聞きます。生活保護バッシングというのでしょうか。相談されることもあります。それで今働いていても、年金生活者でも、年金が少ないわけですから、生活保護よりも年金が少なければ、足りない分を生活保護で補足していく、そういうことも周知されていないのではないかなというふうに私思っております。また、車があっても働いていて、それで生活保護基準以内の中で働いていて、働いた分を引くという、生活保護費から引かれる、そういうことであれば、今、車も許可になっておりますので、そういう点もしっかりと制度の中身を周知するという事は、そういうことだと思うのですよね。ですから、そういう姿勢がもっともっと必要ではないかというふうに思ひます。

役場のところにも生活保護のポスターはあるのですけれども、もう大分古くなっておりまして、庁舎だけではなくて公共施設ですとか、そういうところにも生活保護を活用して、そしてしっかりと生活を行っていく。それで、元気になったらまた働く、そういうようなこともできるわけで、周知がまだまだ私は不足だというふうに思っておりますので、そういう検討をしていくべきではないかというふうに思ひます。

それから、外出支援サービスでちょっと質問をいたしますけれども、この登録者数、実利用者の人数しか出ていないのですけれども、希望する方はいらっしゃると思ひますよね。ですから、そういうところもしっかりと把握いたしまして、利用したい人たちが利用できないような状況のないような手立てを講じていくことが必要だと思いますが、その点はいかがですか。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 外出支援サービスについてでございますが、利用したい方につきましてはご相談いただきまして、対象になる方につきましては、利用の制限をするようなことはしていませんので、現在の人数の方で利用していただきたい方については利用していただいているというふうに考えてお

ります。

○委員長（内山美穂子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 生活保護の関係でございます。

もっとも内容をしっかりと周知すべきということでございました。先日行われました民生委員児童委員協議会の中でも、振興局の保護の担当の係長をお呼びして、民生委員さんに生活保護制度について学習をしたところであります。その中では、車の認められる場合ですとかという説明もございました。その中で、民生委員さんを通じて対象となられる方々への周知が一層図られると思いますし、町としても制度の周知一層努めてまいりたいというふうに思っています。

あと、保護率のパーミルの考え方なのですが、保護率を表すのは、昔からこの千分率、それを用いて表記するというのが一般的でございました。管内とか全国の比較をするのも全てパーミルで表しておりますので、うちの町がパーセントで表記することが本当に適切なのかどうかも含めまして、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 答えがちょっと行き違っておりますけれども、そのパーミルの件につきましては、私はなかなかパーミルという認識が広まっていないと思うのですよね。パーセントということではすぐ、あ、このぐらいの人数でというのが分かりやすいと私は思いますので、パーセントにぜひ検討を進めていただきたいと思います。

また、その外出支援サービスですが、対象利用制限はないと思っているというお答えでしたけれども、やはりまだ利用したいという方がいらっしゃいます。そういう点ではちょっと認識が違うのではないかと。例えば、これは家族関係で利用したいけれどもできない、そういう人もいますよという意味も含めて、まだまだ利用したい方はいらっしゃるということですので、その辺の考え方のずれはあると思いますので、ぜひ町民の実態を踏まえた上での外出支援サービス、そういうことをぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 特に要綱の定めの対象外ということも含めて考えますと、使いたいという方はもちろんいらっしゃるというふうには理解しております。ただ、誰にでもというわけにはやはりいきませんので、一定程度の、この制度をずっと続けていくということを考えて上でも、一定程度の制限は必要かなというふうに考えておりますので、あとですね、広げていくというふうになったときに、その対象の決め方ですとか、あと、今のサービスを提供しているこのキャパシティのことを考えても、簡単にちょっと広げていくというのは今のところは難しいかなというふうには考えております。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 問題はその対象の決め方なのですよね。ぜひそのところを、これから高齢化社会になっていきまして、支える家族がいるといっても、本当働いていたら、日中、手だて取れないのですよね。本当に独り暮らしと同じ、そういう状況なのです。そういうところをぜひ検討していただきたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 対象者を日中独居の方にまでというご意見は、これまでも何度かいただいておりますが、その日中独居という方をどういうふうに定義づけするのかということも、中で検討などもしておりますが、非常に難しいというふうに感じております。そうなったときに、対象がすごく広がってしまうのではないかなというふうに想定はしているのですけれども、そうなったときに、現実的にこの後この制度を、非常に喜ばれている制度というのでも理解しているのですが、続けていくというふうになったときには、ちょっと厳しいものがあるかなというところで、まだ今のところそこまで広げるところには行けていない状況です。

○委員長（内山美穂子） このほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 3款民生費につきましては質疑がないようですので、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。4款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 4款衛生費についてご説明申し上げます。

154 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、予算現額 5 億 2,806 万 8,000 円に対して、支出済額 5 億 1,392 万 1,934 円であります。

1 目保健衛生総務費、本目は保健衛生全般に要した経費であります。

7 節賃金、細節 4 嘱託職員賃金については、保健師の産休代替に係る臨時職員の賃金であります。

次のページになりますが、19 節負担金補助及び交付金、細節 12 不妊治療費助成金については、特定不妊治療や一般不妊治療に係る自己負担分の助成金で、特定不妊治療の利用人数は 18 人、助成回数は延べ 36 回、一般不妊治療の利用人数は 14 人で、助成回数は延べ 14 回であります。

2 目予防費、本目は感染症予防のための予防接種などに要した経費であります。

11 節需用費、細節 5 新型コロナウイルス対策用消耗品費については、感染拡大防止のためのアルコール消毒液やマスク等を購入した費用、細節 70 医薬材料費は、主に予防接種に係る医薬品等で、13 節委託料は、次のページにわたりますが、感染症の健診費や予防接種に係る委託料であります。

3 目保健特別対策費、本目は健康に関する啓発事業や各種健康診査などに要した経費であります。

13 節委託料は、次のページにわたりますが、細節 6 子宮がん検診委託料、細節 8 乳がん検診委託料など各種がん検診をはじめとした検診に係る委託料であります。

160 ページをお開きください。

4 目診療所費、本目は幕別地区 3 か所及び忠類地区 2 か所の診療所の管理運営に要した経費であります。

令和元年度の開設日数及び受診者総数は、幕別地区の診療所が 98 日、延べ 384 人、忠類診療所が 259 日、延べ 8,451 人、忠類歯科診療所が 234 日、延べ 5,129 人となっております。

13 節委託料は、細節 5 の忠類診療所の管理運営に係る委託料と細節 6 の歯科診療所の指定管理料が主なものであります。

162 ページになります。

18 節備品購入費は、診療所の医療機器の購入費用であり、忠類診療所の血球数 CRP 測定機と忠類歯科診療所の超音波スケーラーが主なものであります。

5 目環境衛生費、本目は葬斎場と墓地の管理運営に要した経費であります。

13 節委託料、細節 1 葬祭場管理委託料は葬祭場の火葬業務や施設の維持管理に係る費用であり、細節 12 墓地環境整備委託料は、墓地の草刈りや樹木の剪定に係る費用が主なものであります。

15 節工事請負費、細節 1 葬斎場改修工事は再燃焼炉セラミック張り替えと霊台車耐火物の打ち替えなどを行ったものであります。

164 ページをお開きください。

6 目水道費、本目は水道事業会計への補助金、十勝中部広域水道企業団への出資金、簡易水道特別会計への繰出金などに要した経費であります。

2 項清掃費、予算現額 3 億 9,303 万 7,000 円に対して、支出済額 3 億 8,890 万 977 円であります。

1 目清掃総務費、本目はごみの収集及び処理に要した経費であります。

11 節需用費、細節 30 印刷製本費は、ごみカレンダー 1 万 3,400 部、ごみ袋 102 万 3,300 枚の製作に係る経費であります。

13 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集運搬に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 十勝圏複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを 1 市 12 町村で共同処理していることに係る本町の負担分であり、細節 4 南十勝複合事務組合負担金は、忠類地区のごみを 3 町で共同処理していることに係る本町の負担分であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、ここで質問を予定しておられます方がいましたら、はい、審査の途中ですが、この際 15 時 20 分まで休憩とさせていただきます。

15 : 10 休憩

15 : 20 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4 款衛生費の質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページでは164ページの清掃費の1清掃総務費の負担金補助及び3のところに関わりまして、ごみの収集、搬出に関わりましてお尋ねをしたいと思います。

資料は107ページ、この資料に基づいてお尋ねするのですが、ごみ処理対策のごみ搬入量、これの令和元年度数字を見ますと、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、計全体で5,105トンの99.2%というふうになら減っております。ただ、可燃ごみにつきましては100.6%と微増ではありますが、この間、減ってはおりません。今、くりりんセンターの建て替えのちょうど計画を持っているということもありますし、また幕別町が出しておりますごみの第2期の処理基本計画などでは、減量の方向に向かうと、向かわせていくということになっていると思います。

まず令和2年度の減量化に向けての取組についてお伺いをいたします。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 令和2年度のごみの減量に対する取組でございますが、委員おっしゃるとおり、平成30年度から比べると、可燃ごみは若干増えているのですが、全体としては減少傾向にあるということで、ごみの全体の減量に対しては若干効果が出ているというところでございまして、令和2年度といえますか、これ去年からやっているのですけれども、一番は分別、ごみの分別に取り組んでおります。

効果としましては、去年の5月、くりりんセンターのほうで抜き打ちの検査というものがございまして、これは分別状況を各町村ごとに検査されまして、去年の5月の段階でいきますと、かなり悪かったのですよね。ちょっとお待ちください。41%、ちょっとすみません、資料が出て。それで5月に41%、つまり6割が資源ごみとして使えないごみだったということだったのです。この検査を受けて、公区長会議、春と秋、そして広報紙で何度も何度も分別についてお願いして、元年の12月の検査では67%まで上がりました。令和2年の1月の検査で68.4%、今年の7月の検査で73.8%まで上がったと。資源化できるごみですね、ここまで上がってきているので、分別状況は徐々にではありますけれども、上がってきているなというふう感じております。ただ1市3町の平均でいうと、まだちょっと低いという段階ですので、引き続き令和2年度につきましても、分別のほうを、周知、お知らせをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） すごく大事なことだと思うのですよね。この間、町の広報紙ですとか、いろいろな回覧、チラシなどを通して、かなり徹底した分別を指導に向けての文書が、各家庭にも届けられておまして、その点では注意喚起ということで努力をなされてきたというふうに思います。これは、まだまだ必要なことだと思うのですけれども、ごみ全体を減らそうというふうにしたときに、分別はもちろん大事で、その部分での減量もそうなのですけれども、ここでいう可燃ごみが増えてきているという中で、この可燃ごみの2,960トン、令和元年なのですけれども、昨年度とあまり変わっていないのですよね。昨年の決算委員会のときだったと思うのですけれども、この可燃ごみの内訳についてのご説明では、5割近くがいわゆる家庭から出る残菜などが占めていて、水分も多くて、ここが減らないのだという説明があったかと思えます。ここを手をつけるという点では、お示しいただいた政策としては、段ボールのコンポストなどを普及させて、なるべく減らしていきたいのだというようなお考えも示されたやに思うのですけれども、そういった取組はどうであったのか、そういった取組をした結果がなお減らないのか、戻って5割というのも、令和元年度はもう同じだったのか、その内訳と取組について伺いたいと、このように思います。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 家庭ごみの可燃のほう、可燃ごみが減っていないというご質問です。

ご指摘のとおり、家庭から出る可燃ごみの約半分が生ごみと言われております。加えてその生ごみの中の8割が水分です。ですので、生ごみを出すときに水分を乾燥させてカラカラに乾燥させれば、その分重量が減るので、生ごみの量も自然と減るわけなのですけれども、なかなか水分を切って出さないと難しいところがございます。

段ボールコンポストと、いわゆるコンポストで生ごみを堆肥化させるという方法がございまして、過去には助成金を出して、コンポストの普及にも努めていたのですけれども、コンポストも生ごみにするのは非常に効果があるのですが、一方で、今キツネが出てきて、町の中にキツネが現れてだとかと、餌を求めてコンポストを荒らすだとかという問題も出てきて、これがちょっとほかの町村との間でもお話をしているところなのですけれども、なかなかあっちを立てればこっち立たずというような状態で、ち

よっと困っているところです。

家庭から出る生ごみもそうなのですが、一方では事業系の生ごみもあります。こちらの事業系の生ごみのほうが、どちらかという品質的にはいい品質。というのは、家庭から出る生ごみって、やっぱり余計なものが入っていたりするので、だから事業系の生ごみのほうを何とか減量化する方法がないかというところで、今、検討をしているところでございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） キツネのことは、ちょっと想定外だったのですけれども、私はやっぱりコンポストの普及、もう一回やったほうがいいのではないかと実は思っていたのです。というのは、平成 23 年度まで幕別町で実施されていたのですよね。このとき、過去の資料調べさせていただいたら、年間大体 300 トンぐらい、生ごみがコンポストで処理されているというデータが出ていたのです。第 2 期の処理計画見ますと、平成 37 年といたら令和 5 年、何年でしょうか。5 年ですね。そこまでに 9.7%減らしていくのだという計画になっていました。この 9.7%も随分消極的だなというふうに正直思っています。もっと大きく減らしていくことができないのかなという思いを持ちながら、いい手法がないのかということで、一つには先ほどおっしゃられた分別を徹底するという、これもすごく大事だと思うのです。

もう一つは、5割、可燃ごみのウエートを占める5割の生ごみをいかに減らすかということで、キツネのことをちょっと考えていなかったものですから、コンポストを活用してと思って、私も過去に一般質問させていただいたこともありまして、ちょっとごみには気持ちを入れながら、ご近所も含めて、いろいろ減らす方法ということで、相談しながら取り組んできたのですけれども、コンポストで1年間家庭の残菜を出すということをやってみましたら、幸いキツネとは出会わなかったというか、被害がなかったものですから、十分減量につなげることができたのですよね。それは、グループというか同じなのですけれども、1回で、週2回可燃ごみの収集がありまして、大体10リッターの袋でゴミを出していたのですけれども、それが5リッターで間に合うという。ぐんと少なくなると。これが条件がありますから、誰でもできると、環境的な条件がありますから、全員町民に普及ということはなかなかいかないのだと思うのですけれども、可能なところでやってみれば、過去やった年300トンの減量ということになれば、効果は大きいのではないかというふうに思うのですよね。実際、今も堆肥化されて、その数字というのは、今データ取ってられないと思うのですけれども、これも継続してやっていって、普及をしていけば、確実に成果が出るのではないかというふうに思いまして、ぜひ検討の値はないかなというふうに思いました。

くりりんセンターが、今、建て替えの時期にきていまして、7月に検討会議で出された資料を見ますと、やっぱり減量対策の中で、各市町村がどんな努力をしているかというのを見ると、コンポストを直接配布している、あるいは助成をしてやっている、それから民間が普及、促進、助成しているという合わせて9町村がやられるのですよね、半分がね。これが一番先にありまして、次にはディスプレイ一だとかというのもありましたけれども、でもこの生ごみの減量というのが、ウエートが大きいなというふうに思いまして、これをやってみればもっともって経費の削減といえますか、今、建て替えのところの、搬入の問題ももちろんですけれども、建て替えの施設の大きさそのものにも、影響は本来出てくるのだと思います。実際には、お話しはどんどん進んでいると思いますので、今さら施設の面積云々ということにはならないかもしれませんが、そのぐらい生ごみの減量には力を入れれば効果が出るというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 力を入れれば、入れているつもりなのですが、家庭から出る可燃ごみの半分が生ごみなのですが、くりりんセンターの焼却炉でいきますと、焼却炉に入ってくる可燃ごみの割合からすると8.8%が生ごみと言われております。ですので、極端な話、焼却炉が半分になるということではないということでございます。

ただ、間違いなく生ごみが、今、一番大きなウエートを占めておりますので、この生ごみの減量についても、くりりんセンターでの会議、ごみ担当課長会議があって、その中でも話題に上がっております。どうやって生ごみを減らすかと。今おっしゃったコンポスト、あとディスプレイですね。ディスプレイというのは、シンクの中で粉々に砕いて下水に流すという方法なのですが、それと、あとは堆肥化ですね。これ、事業系の生ごみも含めて、どうやって堆肥化するか。あとは飼料化ですね。こういってことで、減らすことができないかということは今検討している最中でございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 一番は、やっぱりごみになるものを作らないということで、入り口の啓蒙活動としては、食品のロスだとか、あるいは今いろんなもの簡単に手に入るのですけれども、必要なものは有効活用して、そして長持ちさせていくというようなことも含めて、なるべくごみにしないという、生活習慣そのものを見直すようなアピールというのにも必要になってくると思うのですよね。そうしたことをやった上で、出てくるそういった可燃ごみであるとか、資源ごみであるとかということについて、どう処理していくかということだと思のです。

それで、もう一つなぜ減量にということで、8.8%にしかならないと、意外と少ないのですね。ちょっと驚きました。でも、燃やしてしまえばやっぱり環境汚染にもつながりますし、CO₂として、今、温暖化問題、それからプラスチックのごみ問題と、ごみ問題って、今、本当に出発は家庭だとか事業所だとかという小さなところであっても、世界の地球環境を変えるまでの、そして生態系まで変えてしまうまでいっていますよね。そういう視点で見ると、やっぱりできること積み上げていくということしかないのだろうというふうに思うのですよね。

もう一つなのですけれども、資源ごみのほうなのですけれども、この資料の中では、各町内会にキロ5円の支援を出しながら、町内会で有効活用、回収することも促進なされていますね。これもあまり伸びていないのですね。数字見ますと、若干減っているということなので、こういったところも検討していくということも大事だと思います。

そこで、過去の一般質問の中では、ごみ減量に対しまして、担当の委員会を設けて、きちっと検討会議を重ねてこられてきているということを知っておりました。そこでの議論だとか、それから実際に去年どのぐらい開かれて、どんな議論なされているのか。町としては、今たくさんのごみ申し上げましたけれども、やっぱり目標を達成するための令和元年を通して、これからどう取り組むか。その2点、伺いたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） まず1点目の恐らく廃棄物減量等推進審議会のことかなというふうに思いました。去年は、8月に一度開催しております。内容としましては、ごみの排出量の推移ですね。これは幕別町のごみの推移を話をさせていただき、その後、新中間処理施設の整備計画、これの現状について、この審議会のほうにご報告させていただきました。

それと、あと第9期の分別収集計画というものを策定しまして、こちらのほうで、審議会のほうでご報告をさせていただきました。この分別収集計画というものは、容器包装リサイクル法の中で、市町村が義務付けられているのです。もともとありまして、5か年計画を立てて、3年ごとに見直しなさいということで、ちょうど見直し年度でございまして、排出量が前年度を下回ったものですから、下方修正してお示しをしたというところがございます。

もう一点が、どういった減量対策が必要かということですが、なかなかこれといった方法って、やっぱりこの審議会の中でも出てこない状況です。その中で出てくるのは、やっぱり分別ですね。きちっとした分別をして、減量化につなげるということでございまして、資源ごみの分別が悪いはじかれたごみというのは、全部不燃ごみのほうに回ってしまいます。ですので、分別されないごみは、逆に言うと、ごみが増えてしまいますので、きちっと分別することによって、資源のほうに回されるということで、やっぱりここを徹底していかないといけないと。プラスチックの分別も、今、非常にちょっと分かりづらい。容器包装リサイクル法で、いわゆる製品プラスチックが駄目なのですよね。容器包装プラスチックとして、リサイクルできないと。この辺のルールが、なかなかちょっと分かりづらいところがあって、ですのでこういったところもきちんと周知する。あとは紙のほうのリサイクル。意外と紙マークがついているパッケージがあって、これを燃やせるごみのほうに投げてしまうというところがあって、この紙のほうのリサイクルも少し強化していくと、減量のほうにつながるかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 令和5年までに約1割の削減というところに、今の流れで行ったら到達できるかどうかは正直心配です。結局コンマ幾つかしか動かないわけですから、だからやっぱり出前講座も含めて、これは町民の協力なしには、絶対行きませんから、ここのところの啓蒙活動にも、言わば尽きるぐらいやっていかなくてはならないのだと思うのですよね。

それで、過去には町も随分住民の方に回ってこられて、ステーション全部チェックされて、直接関わ

るところにもお尋ねいただいて、指導いただくようなこともありました。だから、やっぱりそういった姿勢が、ごみを資源化につなげる、生かすということに住民自身の頭が切り替わっていくという、こういうところまでいくことが大事だと思うのですよね。とても根気の要る仕事だとは思いますが、全国にはそういう事例があるわけですから、何とか幕別町もそれを超えていただきたいと、たどり着いて超えていただきたいと思うわけです。

最後になりますけれども、今、課長おっしゃられたように、本当に分別は難しいです。例えば、今、このコロナ禍でマスク一つ、燃えるごみに入れていいのかとか、あるいは消毒のためのぬれティッシュなども可燃に入れてはいけないという、そういう表示があったり、つまりパッケージを一つ一つ確認しながら分別をしていかないと、適切な分別にならないぐらいまでなっています。そうすると、やっぱりそのことも含めて住民周知、もっともっと検討会議も旺盛にやっていただいて、具体的な計画を出していただく。出れば、それを持って住民の中に、出前講座も含めて入っていくと。ルールに基づかないものについては、徹底した指導をするというようなことも含めて、もっと見える取組を期待したいと思います。どうでしょう。

○委員長（内山美穂子） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 確かに計画値を達成するためには、行政の声かけだけでは達成できるものではないというふうに思っています。住民一人ひとりがしっかりとしたできること。例えば生ごみをしっかりと水を切って出す、それだけでも大きく減少していくものだというふうに思っていますので、住民に対したしっかりとした情報の周知、それと合わせて住民一人ひとりのごみの出し方に対する協力を求めていけるよう、町としてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員長（内山美穂子） そのほかに質疑ございませんでしょうか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 162 ページ、5 目環境衛生費、13 節委託料の細節 6 墓地草刈委託料、細節 12 墓地環境整備委託料、この 2 点に関わって質問をさせていただきます。

資料のほうでは、109 ページの上段に墓地関係ということで資料があって、今年は 11 ある町営墓地全部が資料として明記されて、一覧としてとても見やすいものになったなど。合計 2,647 区ある墓地が、今 1,899 使われていて、そして令和元年度においては 2 件新たに貸し付けしたけれども、18 件の返還が求められたということが、ここで一目瞭然であって、その内訳も分かるわけです。

お尋ねしたかったことは、これからも墓地の返還ということは、新たな貸付けよりも多いただろうということは続くのだらうなというふうに思うのです。しかしながら、こうやって返還しますというご遺族からの連絡をちゃんといただけるということは、それはまた大事なことで、必要なことなのだというふうに思うのですけれども、今使われている 1,899 件のうち、例えば何か大きな災害でもあって、墓地のことで連絡を取らなければならないとかというようなことも発生したりしますよね。契約したときは、随分古いものからあるのだと思うのです。ちゃんと連絡を取って、管理状況について、相互に連絡を取り合う、そういうような関係があるのかどうか。

これ、ほかのところの町の墓地の話ですけれども、最後に連絡ついたので昭和四十何年で、そのときに申込んだ方が、今どうされているか分かりません。でも、墓地の貸付けのルールは、初回借りるときにいろいろ手続があって、お金も払ってということがあっても、その後ずっと使える、そういうシステムですよ。そういうことがあるものだから、そういった点での環境とかではなくて、借主との関係がちゃんと維持、全ての墓地でできているのかどうか。できていないとすれば、どのようなことがあるのか。お答えいただきたいなと思いました。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 墓地の管理されている方の所在がちゃんと分かっているかどうかでございますけれども、おっしゃるとおり、墓地貸し付けるときに受付して、その方の住所と名前は押さえているのですが、その方が引っ越されたですとか、そこまでの情報が押さえていないものですから、現実には、連絡が取れない墓地の管理者があるという状況でございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） あるということは、あるのだと思っていましたけれども、大体でいいです。予想でいいです。かなりありそうですか、ちょっとですか、いかがでしょう。

○委員長（内山美穂子） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 大変申し訳ございません。全体数は押さえておりません。

- 委員長（内山美穂子） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 恐らくそういうふうに、我が町もなってしまうのだろうと、そういうシステムの中での町営墓地の手続の在り方だったのだろうということ、推察しておりました。
- これは、やっぱり今となっては正しくなかったのだというふうに私は思うのですよ。もしかしら、これからもずっと分からないまま、貸し付けたままになってしまうという、そういう区画もあってしまうのだと思うのですけれども、この辺について少し台帳に沿って連絡を取ってみるなりの、その墓地が引き続きご遺族がそのまま使っていただくという意向があるのかどうなのかも含めて、確認していくというのは、どこかのところでちゃんとしておかないとまらないのではないのかなと思うのですが、いかがですか。
- 委員長（内山美穂子） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（細澤正典） 他町の例では、お盆のお墓参りの時期に、そのお墓がきちんと管理されているかどうかの確認をしている町村もあるというふうに聞いております。確かに連絡がつかない状況で、このままずっと過ぎていったときに、墓地がきちんと管理されていないという状況が、さらにひどくなっていくということも考えられますので、どのような形で管理されているのか、そして連絡がつくところがあるのかという調査の方法を検討してまいりたいというふうに思っています。
- 委員長（内山美穂子） 谷口委員。
- 委員（谷口和弥） 最後にしますけれども、そういうふうに機会を見つけて、後追い調査もすることもそうなのですが、新規貸付けのときの在り方についても検討していただいて、それからこれから1,647区ある墓地の在り方がどうなのかということも含めて、いろいろと検討していただくことが必要なときを迎えているのかなというふうに思いますので、それも含めてご検討いただくことが重要なのだと思うのですけれども、やっていただけますものね。
- 委員長（内山美穂子） 住民福祉部長。
- 住民福祉部長（細澤正典） しっかり管理できるように調査してまいりたいというふうに思います。
- 委員長（内山美穂子） このほかに質疑ございませんでしょうか。
- 岡本委員。
- 委員（岡本眞利子） 2点だけお伺いいたします。
- まず、資料のほうなのですけれども、103ページの乳幼児健診ですね。この乳幼児健診なのですけれども、令和元年度は、若干対象数と受診数が若干なのですけれども減っております。そこに対しまして、転出されたりということもあるかと思うのですが、今回のこのコロナということから不安になって健診を受診しない、未受診の乳幼児がいるのではないかなと思います。札幌なんかは特に多いということなのですけれども、本町の現状はどうなのか、お伺いしたい点がまず1点と、そしてページ数が156ページの細節20と21、風しん抗体検査委託料と風しん第5期予防接種委託料につきましてお伺いいたします。
- この風疹第5期の定期健診は、現在39歳から56歳の男性ということですが、まず令和元年の幕別町の風疹の罹患率、そしてそのうち男性は何人いるのか、そして対象者のクーポンの送付数はどのくらい送付したのか。そして、検査を受けた者はどのくらいいるのか。また、本町職員の男性の対象者世帯はどのくらいいるのか、お伺いいたします。
- 委員長（内山美穂子） 保健課長。
- 保健課長（金田一宏美） まず1点目、乳幼児健診についてでございます。
- 若干、受診数などが減っていますのは、出生の関係もありまして、その影響もあると思います。
- あと、令和元年度につきましては、2月の末に緊急事態宣言が出されましたので、その後、国のほうからも集団で行う健診については行わないようにということで、通知がありましたので、3月については乳幼児健診行っておりません。
- 今年度になって緊急事態宣言が解除された後の乳幼児健診でございますが、そこは本当に感染対策を十分行いまして、必要最低限の健診の中身になるように実施しまして、指導などについては訪問とか、個別の対応ができるようにということで、健診開始の当初は行っておりました。その中で、感染が怖くて健診に行けませんというご意見はいただいております。
- あと次、第5期の風疹についてであります。
- 風疹の罹患率についてなのですけれども、申し訳ありません、数字は把握しておりません。
- クーポンの発送数でございます。今年度のクーポンにつきましては、昭和41年4月2日から47年4月1日生まれの方を対象にクーポンを発送しております。失礼いたしました。今のは2年度でした、す

みません。元年度につきましては、47年4月2日から54年4月1日生まれの方が対象となっております。1,284件クーポンを発行しております。

本町の職員の対象数ですね。すみません、細かいところで分けておりませんので、今、数字を持ち合わせておりません。

検査を受けた人数でございますが、受診者は265名の方が受けていただいております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 対象者が1,284件ということで、クーポンを送ったということではありますが、クーポンを出した割には265人しか検査を受けなかったというところを見まして、どのように感じているのか。また、やはり働き盛りの年代でありますので、夜間とか休日にも検査が受けられるようになっていくのか、お聞きしたいと思います。

また、職員というのは、やはり全部まとめましてこのように言われたと思うのですが、やはり職員が積極的にこういう取組に、抗体検査とか予防接種を受けるということで、町の感染を防ぐということにもやはりつながるのではないかと思いますので、積極的に職員のそういう対象者には声かけをする必要があるのではないかなと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 岡本委員がおっしゃるように、私たちとしましても、この受診率非常に低いなというふうに感じております。まだこの年齢ですと、41歳から47歳の方ですので、子育て中と言えれば子育て中の年代の方かなと思われまいますので、そういう意味では関心を持っていただけたらありがたいかなというふうに思うのですが、なかなかやっぱりお仕事忙しくてというところで難しかったようでもあります。

検診の受ける体制についてなのですが、町内の医院の先生はもちろんですが、あと検診の中でも休日に行っているスマイル検診の中でも行っておりますし、あと職場で行われる検診の中でも受診できるようにという体制になっております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） これもやはり3年間の国の施策ということで、無料で行われておりますので、ぜひともまず職員率先にということで進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（内山美穂子） このほかに質疑ございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 154ページの1目保健衛生総務費、8節報償費の講師謝礼に関わってですが、資料103ページの健康相談の中に、ママカフェという事業が平成30年度から始まっていることが紹介されています。新しい事業ですので、このママカフェの取組の効果についてどのように評価されているか、またこの取組から見えてきている課題などあれば教えていただきたいと思います。

もう一点です。同じ資料の中で、そのすぐ下の健康教室の中に、思春期健康教室というのが平成30年まで行われています。令和元年度はゼロということになっているのですが、この理由と、それまで取り組まれてきた思春期健康教育の内容について教えていただけますか。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） まず1点目のママカフェについてでございます。

妊婦または産後1年までの赤ちゃんや産婦さんを対象に行っている事業であります。助産師さんのほうから育児についての講話を聞いた後に、困りごとですとか悩みを参加いただいたお母さんたちと話を聞いてもらったり、情報を交換したりということで、育児に関わる不安の解消ということにはつながっているかなと思っております。また、そこでお話することで、お友達関係ができたりとかしまして、孤立防止といえましょうか、一緒に子育てをする仲間づくりというところでも効果があるかなというふうに思っております。

課題としましては、まだ新しい事業なので、参加数がちょっとそんなに伸びていないというところなので、もっと周知を図って、活用していただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

あと、思春期健康教育でございますが、これにつきましては幕別高校ですとか東中にお母さんと赤ちゃんに行っていて、赤ちゃん触れ合い体験ということで実施をしております。なかなか今、こ

の時代ですと、自分が子供を産むか、兄弟が子供を産むかというところじゃないと、なかなか赤ちゃんと触れ合うという経験もないものですから、その中では、赤ちゃんと触れ合うことを通して、命の大切さとか、元気な赤ちゃん産むために自分をまず大事にするですとか、そういう教育内容で行っておいりました。

あと、東中につきましては、性教育について行ったときもございます。30年度につきましては、学校といつも調整を取りながらということで行っていたのですが、日程のほうは調整つかず、元年度は行っておりません。

○委員長（内山美穂子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） ママカフェについては分かりました。

思春期健康教育については、先ほど教えていただいたような内容、大事だと思いますし、性教育だとか、いつかの資料に薬物のことなんかも取り上げるといことを書いた資料があったかと思うのですが、大事な課題がここで盛り込めることにもなり得るなと思うので、引きつけて位置付けて取り組んでいっていただきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 過去には薬物のお話も、それは外部から講師の先生もお願いしたりとかして、行ったこともございます。

いろんな多感な時期に関わることになると思いますので、その時期にやっぱりきちんと自分のことを見つめたりとか、何が大事かという判断の基準を作っていくというところでは、今後も学校と調整していきながら取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（内山美穂子） このほかに質問ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） なければ、4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 5款労働費についてご説明申し上げます。

168ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,483万6,000円に対しまして、支出済額905万4,193円であります。

1目労働諸費、本目は労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会や技能士会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金は、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託して貸し付けるものであり、令和元年度の新規貸付けは2件で105万円、貸付残高は5件で183万1,000円となっております。

2目雇用対策費、本目は雇用対策に関わる経費であります。

7節賃金は、高校、大学の新規学卒者で就職が未内定の方を町の臨時職員として採用し、社会人としての基礎的資質を身につけてもらい、民間企業などへの就職を促進することを主目的としております。

なお、令和元年度は1名の方を雇用し、任用期間中に正規雇用としての就職につながったところであります。

13節委託料は、季節労働者に関わる事業であり、細節5は町道の清掃で87名、延べ169人工の雇用、細節6は冬場の雇用対策として、町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど43名、延べ425人工の雇用、細節7は冬場の雇用対策として、近隣センターなど30施設の清掃、ワックスがけなどで6名、延べ160人工の雇用を確保したものであります。

以上で、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 5款労働費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 6 款農林業費についてご説明申し上げます。

170 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額 13 億 4,854 万 1,000 円に対しまして、支出済額 11 億 2,440 万 583 円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、道営農地整備事業の負担金など 1 億 7,890 万円を翌年度に繰り越しております。

1 目農業委員会費、本目は農業委員会の委員の報酬や費用弁償、事務局運営経費が主なものであります。

2 目農業振興費、本目は農業振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

172 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 12 は農業所得に係る税申告事務などの経営指導を行う幕別町農民同盟に対する補助金、細節 14 は幕別町農業振興公社の運営費に対する補助金、細節 15 は堆肥切り返し作業や堆肥及び緑肥、種子を購入にした農業者 277 戸に補助したもの、細節 21 は有機農業や化学肥料などを低減した環境保全型農業に取り組む 6 団体に補助したものであります。

174 ページになります。

細節 22 は農業の多面的機能の確保を図るため、集落自らが農村環境の改善や生産性の向上などに取り組む事業に対する交付金で忠類地域に係るもの、細節 24 は新規就農者に対し、経営が不安定な就農初期段階の資金を 3 組 6 名に交付したもの、細節 25 は農地賃貸料や固定資産税相当額に対する奨励金として、新規就農者 3 名に営農指導費として農業実習受入れ農家 1 名に交付したもの、細節 26 は国の総合的な TPP 等関連政策大綱に基づく補助事業で、融資を活用し農業用機械を導入にした 17 経営体に補助したもの、細節 27 はバレイショの省力作業機械や新技術の導入、種子用バレイショの生産力向上などの取組を行った 10 団体に補助したもの、細節 28 は産地パワーアップ計画に基づき、豆類の選別機や収穫機械を導入した 4 団体に補助したもの、細節 29 は経営の高度化に必要な農業用機械などを導入した 1 経営体に補助したもの、細節 30 は 6 次産業化に必要な加工施設や加工機械を整備した 1 経営体に補助したものであります。

21 節貸付金は、農業生産施設や農業用機械の導入資金として、低利または無利子で 5 件の貸付けを行ったものであります。

3 目農業試験圃場費、本目は試験圃場の管理運営に要した経費で、令和元年度は施肥、収量、品種比較試験など 20 課題の試験を実施したところであります。

176 ページになります。

4 目農業施設管理費、本目は農業担い手支援センター及びふるさと味覚工房の管理運営に要した経費で、令和元年度はふるさと味覚工房において延べ 670 人の利用があったところであります。

7 節賃金は、味覚工房の指導員 2 名分の賃金であります。

5 目畜産業費、本目は畜産振興に係る各種補助金や事務経費が主なものであります。

178 ページになります。

13 節委託料の細節 5 は、酪農経営の安定化を図るため、粗飼料生産基盤の整備を公社営事業で実施したもので、忠類地域に係るものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 13 から細節 15 は、それぞれ乳牛検定組合、和牛生産改良組合、酪農ヘルパー組合に対する補助金、細節 17 は家畜伝染病などの特定疾病が発生した畜産農家 6 戸に対する給付金として幕別町家畜伝染病自衛防疫組合に補助したもの、細節 19 は雌雄判別精液を購入した 59 戸に対する補助金であります。

6 目町営牧場費、本目は町営牧場 3 か所の管理運営に要した経費で、令和元年度は 158 日の預託期間に乳用牛 761 頭、肉用牛 50 頭、馬 17 頭、合計 21 戸から 828 頭の預託があったところであります。

7 節賃金は、嘱託職員 4 名と臨時牧夫 7 名分の賃金であります。

180 ページになります。

13 節委託料の細節 6 は、草地の肥料散布に係る委託料が主なものであります。

7 目農地費、本目は上統内排水機場や幕別ダムなど土地改良施設の管理と多面的機能支払交付金や国営事業の償還などに要した経費であります。

182 ページになります。

13 節委託料の細節 7 は、幕別ダムの操作点検に係る委託料であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、明渠排水路の床ざらい 970 メートルに要した重機借上料、15 節工事請負費の細節 1 は、8 地区 10 か所の明渠補修に要した費用、細節 2 は上統内排水機場の原動機の整備に要した費用、細節 3 は道道豊頃糠内芽室線の栄橋架け替え工事に伴う畑地かんがい用水管の移設に要した費用、細節 4 は国営明渠の忠類幹線に隣接するせせらぎ団地への越流防止のための小堤防造成に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は国営幕別土地改良事業に係る償還金、細節 4 は札内川地区かんがい施設維持管理協議会に対する負担金、細節 5 は 1 ヘクタール未満の小規模暗渠や支線明渠の整備に対し 38 戸に補助したものの、細節 7 は農業地や明渠などの維持管理に係る共同活動、農村環境保全活動などを行う町内 14 組織に対する交付金。

184 ページになります。

28 節繰出金は、忠類市街地の農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8 目土地改良事業費、本目は道営土地改良事業に係る負担金や事務的経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 5 から細節 11 までは、道営農地整備事業 7 地区に係る負担金、細節 12 は古舞地区の農道整備の用地測量に係る負担金であります。

2 項林業費、予算現額 1 億 970 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1 億 741 万 414 円であります。

186 ページになります。

1 目林業総務費、本目は林業振興や有害鳥獣の捕獲に要した経費が主なもので、令和元年度の有害鳥獣は、鹿 737 頭、キツネ 190 頭、アライグマ 23 頭、鳥類 103 羽を捕獲したところであります。

7 節賃金の細節 5 は有害鳥獣駆除や定期パトロールなどを行う鳥獣被害対策実施隊 4 名の賃金、8 節報償費の細節 3 は有害鳥獣捕獲従事者に対する謝礼であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 9 は、民有林の森林経営計画に関する指導、助言等を行う幕別町森林組合に対する補助金、細節 10 及び細節 11 は国の森林環境保全整備事業を活用し、除間伐や人工造林を実施した町内森林所有者に対する補助金、細節 12 は有害鳥獣捕獲従事者の活動経費に対する補助金であります。

2 目町有林管理経営費、本目は町有林の管理に要した経費であります。

188 ページになります。

15 節の工事請負費の細節 1 は下刈り 103 ヘクタール、除間伐 41 ヘクタールを実施したもの、細節 2 は皆伐 19 ヘクタールを実施したもの、細節 3 は地ごしらえ 11 ヘクタール、植栽 7 ヘクタールを実施したものであります。

3 目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費で、令和元年度はトドマツ 11 万 6,165 本を出荷し、約 2,135 万円の売払収入を得ております。

13 節委託料の細節 1 はトドマツの苗木生産業務に係る幕別町森林組合への委託料であります。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、この際、質問のある方、挙手をお願いしたいと思います。

続けてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手をお願いします。

中橋委員。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 174 ページ、農業振興費に関わりまして、負担金補助及び交付金、19、その新規就農あるいは次世代育成等に関連いたしまして、昨年の決算のときに、幕別町の農業を営んでいる方の実態についてお尋ねしておりました。令和元年 1 年間でどんなふうに変化してきているかなということでお尋ねしたいと思います。

全体の農家戸数がだんだん減ってきてまして、昨年では 525 戸ということでありましたが、現状はどうでしょうか。

それから、なかなかパートナーが見つからないということで、経営を継承していくというのが難しいというようなことも、独身で継承されているということはあるのですけれども、そういった対策も取ってこられたと思います。この点では、全体で独身者が 22%なのですよということでありましたが、変化

はありましたでしょうか。さらに経営者の平均年齢というのも上がってきていることが随分問題と申しますか、これもずっと農業を継承していくという点では対策が要ると思うのですが、その点ではどうだったでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 農業者の経営者数ですけれども、こちらにつきましては農林業センサスの数字を元に前回お話しておりまして、それが平成 27 年の数字で 525 経営体となっております。その後の農林業センサスがまだ公表されておられませんので、現状はこのままとなっております。

それと、農業者の平均年齢につきましては、農林業センサスでは農業従事者 55.3 歳となっております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） 農業後継者の人数なのですけれども、令和 2 年 3 月末現在、118 人ということで、人数的には昨年と推移はあまり変わっていないという状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 昨年と同じお答えなのですけれども、平成 27 年から 5 年が経過しておりますよね。それで確かに農業センサスというのはそうなのでしょうけれども、幕別町が、この町として、農林課として、きちっと農業の実態を押さえていく。一体、何戸経営していて、どういった状況で経営されているのかというのは、当然掌握されていると思うのですよね。その数字をお伺いしたいのですけれども。

○委員長（内山美穂子） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 農業者の戸数の目安として、そのほかに認定農業者制度というものがありまして、こちらで認定農業者として登録している農業者につきましては、令和 1 年度で 478 経営体となっております。そのうち法人が 55 経営体となっております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 認定農業者として登録しているものと、農業センサスの販売農家というものは、内容的にちょっと異なるものですから、一概に比較はできないのですけれども、町で把握している認定農業者につきましては、ここ 3 年ぐらい減少傾向にありまして、平成 29 年度では 490 経営体で、令和元年度は 478 ということで、約 12 戸減少しております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。この減少というのは、離農なされたのだと思うのですけれども、どういった理由で減少されているのかも伺いたいと思います。

あと、ずっと後継者対策、あるいはパートナーが見つかるような対策というのでも取られてきましたよね。令和元年度の実績はどうだったのでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 農業振興担当参事。

○農業振興担当参事（山本 充） 農業振興公社では、後継者の花嫁対策ということでグリーンパートナー対策事業を実施しております。

令和元年度におきましては、町公社単独事業といたしまして、交流会を 4 回開催し、参加人数につきましては、男性 27 名、女性 27 名参加いただきまして 54 人、それと幕別町含めました南十勝 5 町村共同で実施する交流会を令和元年 11 月に実施しております。それとあと、民間の会社が主催するガチコンというものがございまして、それが 4 回開催されておまして、そこに本町から 3 名の独身後継者が参加しているということでございます。

そのほかに、直接町の公社に個別に紹介してほしいという、ホームページ等を通じて依頼がありまして、それにつきましてはアドバイザーを 2 名配置しておりまして、そのアドバイザーを介しまして、農業後継者とのマッチングを行っております。

一応、令和元年度におきましては、成婚カップルは 7 組あり、そのうち町公社主催の交流会が縁で、そのうちの 1 組が成婚されているという状況であります。

○委員長（内山美穂子） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 認定農業者が減少している理由ですけれども、主な理由といたしましては、後継者がいないということで離農されているということが大きな要因だと思います。

以上です。

○委員長（内山美穂子） よろしいですか。

そのほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、6款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 7款商工費についてご説明申し上げます。

190 ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額8億9,575万円に対しまして、支出済額8億4,439万8,350円があります。

1目商工振興費、本目は商工業振興や中小企業融資に係る経費であります。

8節報償費は、登録事業者の施工により住宅の新築やリフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。

なお、工事に関わった施工登録事業者は、新築1件、リフォームが30社で、登録している64事業所のうち46.9%が受注しております。

19節負担金補助及び交付金の細節5は商工会への補助金、細節6及び細節7は中小企業融資に係る保証料及び利子補給の補助金、細節10はにぎわいのある商店街づくりを推進するため、空き店舗等を活用して事業を行った方に改装費と家賃の一部を補助する事業であり、令和元年度は1店舗分の改装費と3店舗分の家賃に対し補助したものであります。

細節11は、退職金共済制度に加入する中小企業の事業所に対し、共済掛金の一部を補助するもので90事業所に対し補助したもので、細節12は商工会が発行する商工会事業者ガイドブックの作成と町内全戸配布に要する費用に対し補助したもので、発行部数は1万3,000部であります。

21節貸付金は、中小企業融資のための原資を町内の各金融機関に預託して貸付けを行うものであり、令和元年度の新規貸付けは57件、3億4,246万円であります。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政に係る経費ですが、7節賃金の消費生活相談員賃金が主なものであります。

令和元年度の相談件数は前年度比9件増の222件で、このうち30件、金額にして309万2,868円が相談業務により救済されたところであります。

なお、相談内容は通信販売の相談が最も多く64件、次いで架空請求の相談が32件であります。

192 ページになります。

3目観光費、本目は観光物産振興に係る経費であります。

4節共済費及び7節賃金は、昨年5月から本年1月まで任用いたしました地域おこし協力隊1名分の費用であります。

11節需用費の細節21は道の駅・忠類の電気料が主なもので、細節30は観光パンフレットの修正と2万6,000部の増刷を行ったもので、細節40はアルコ236の消防用設備に係る非常灯器具や火災受信機の交換、道の駅・忠類の内壁石飾りの除去やトイレの修繕が主なものであります。

13節委託料の細節5はアルコ236と道の駅・忠類の指定管理に係る経費、細節10は協定書に規定するリスク分担に基づき、平成30年度の修繕料に係る町の分担額の精算を行ったものであります。

14節使用料及び賃借料の細節1は、地域おこし協力隊の活動用車両の借上料であります。

15節工事請負費の細節1はアルコ236の施設改修であります。施設内の配管更新工事が主なものであり、細節2は道の駅・忠類の内装改修工事であります。

18節備品購入費の細節1は、道の駅・忠類の冷蔵ショーケース、細節2はタブレットなど地域おこし協力隊への活動に必要な備品の購入費であります。

19節負担金補助及び交付金、194 ページになりますが、細節7は幕別町観光物産協会に対する補助金であります。

細節8はプラス8プロジェクト事業補助金ですが、観光資源を活用した誘客促進と観光客の消費額の増額に向けた取組に対し補助したものであります。

21節貸付金は、株式会社忠類振興公社の運転資金に係る貸付金であります。

4目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場と明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。令和元年度のスキー場の営業期間につきましては、白銀台スキー場、明野ヶ丘スキー場ともに2月1

日から2月28日までの28日間で、当初計画していた期間より短かったことにより、各種経費が縮小し本目全体で838万7,197円の不用額が生じたところであります。

7節賃金の細節3は白銀台スキー場の臨時職員13名分の賃金、細節4は白銀台スキー場3名分、明野ヶ丘スキー場1名分の嘱託職員の賃金であります。

11節需用費の細節21は夜間照明やスキー場ロッジなどの電気料、細節40は白銀台スキー場の圧雪車や宿泊ロッジの修繕が主なものであります。

13節委託料の細節8は明野ヶ丘公園スキー場のリフト管理委託料、細節9は白銀台スキー場の宿泊ロッジの清掃委託料であります。

196ページになります。

15節工事請負費、細節1は明野ヶ丘スキー場のリフトの折り返し滑車軸交換に要した経費、細節2は白銀台スキー場の構内配線の更新工事に要した経費であります。

18節備品購入費は、平成28年度に明野ヶ丘スキー場に導入した圧雪車購入に係る北海道市町村備荒資金組合への償還金であります。

5目企業誘致対策費、本目につきましては企業誘致に係る経費であります。

19節負担金補助及び交付金の細節4は事業所を新增設した場合に3年、または5年間の固定資産税相当額と投資した額の一定割合を企業に補助するものであり、令和元年度は、平成26年度から30年度までに事業所の新增設を行った14件の固定資産税相当額と30年度に投資を行った3件に対して補助したものであります。

細節5は、企業が土地を取得して工場を新增設するなど投資を行った場合に土地取得価格に対し、一定割合を補助するものであり、令和元年度は3件に対し補助したもので、細節8は借入金支払利息等相当分及び工業団地の土地売買に伴う販売価格と帳簿価格の差額分を土地開発公社に補助したものであります。

21節貸付金は、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものであります。

なお、令和元年度の新規貸付けありません。

6目プレミアム付商品券発行事業費、本目は消費税率10%への引き上げが低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起、下支えすることを目的として国の補助事業により実施したプレミアム付商品券の発行に係る経費であります。

12節役務費の細節1は申請案内や引換券等の送付に伴う郵送料、13節委託料の細節5は商品券発行事業に伴う住基システムの改修に係る経費、198ページになります、19節負担金補助及び交付金の細節3はプレミアム付商品券発行に係るプレミアム相当分及び事務費を幕別町商工会に補助したものであります。

なお、商品券は1セット当たり500円券10枚の5,000円分を4,000円で対象者1人につき5セットを上限として販売したところであり、7,536セット、発行金額にして3,768万円分を販売したところであります。

以上で、7款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中橋友子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 191ページ、商工振興費、19節負担金の補助及び交付金の細節12 商工会事業者ガイドブック発行事業についてであります。

全戸に配布されて、すばらしいすてきな冊子で、非常にいい事業だったなというふうには思います。作成に関わっては、職員の皆さんも深く関わったということで、よかったと思うのですが、発行後のいわゆる事業評価ということになりますけれども、見られていなかったりとか活用されていなかったら意味がないとは言いませんけれども、何か手だてを打たなければならないのかなというふうには思うのですが、そういったところの発行後の事業評価についてはどのように分析されていらっしゃるでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） ガイドブック事業についてございますが、今回初めて商工会が実行委員会を立てて、町内の商工会員の事業者を紹介するガイドブックを作りました。出来上がり3月というふうにならなくて遅かったのですが、今回作った効果、実際、特に聞いている限りでは、町内にこれほ

ど事業者があったということを知ったということ。特に商店以外の工業関係、あと建設事業者、そういったところの紹介、特に今回は事業者の顔を見せるという形で人物紹介を中心に構成しました。そういったところの町内の事業者の紹介ができたということ。それと、活用につきましては、今回1万3,000部作りました。町内全戸配布したのですけれども、残りの部分につきましては、いろんな施設に配布するとともに、転入の窓口のところに配置させておきまして、新たに幕別町に転入してきた方に対して、幕別町にはこのような事業者がありますよということを1冊1冊お渡しして、町内の認知を高めたところでございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 小田委員。

○委員（小田新紀） 今、ご答弁いただいた作成の意図というのは、非常に伝わる内容だったというふうには認識はしています。

ちょっと繰り返しの質問になるかもしれませんが、知ったというところで終わってしまうと、それ以上商工会にとってもメリットがないということで、やっぱり使っていただくところまで持っていく手だてが必要だというふうに考えます。

今、おっしゃったとおり、本当に各店舗の働いている方の姿が見られるような内容だったものですから、例えばガイドブックを持って、写っている方と一言コミュニケーション取ったら10%引きですとか100円引きですとか、例えばですけれども、そういったそのガイドブックを使った次への発展という部分をこれから考えていくべきかなというふうに考えますが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今回、ガイドブックの巻末にクーポンを押す場所を設けました。全事業者というところではないのですけれども、私も実際に持って歩いている方というのを拝見しました。なるべく地元の事業者に通っていただいて、まず知ってもらって、知らないとなかなか入りづらいところもでございますので、知ってもらって、とともに事業者にとってもこれを機会に、今後ただ知ってもらうだけではなくて、実際消費につなげていただくということが一番大事だと考えておりますので、その点につきましては、商工会共々よく意見を交わしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） そのほかに質疑ございませんでしょうか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 2点お伺いします。

192 ページ、3 目観光費、7 節賃金、細節 4 嘱託職員賃金ということで、地域おこし協力隊についてお伺いします。

資料 57 ページのところを見ますと、令和元年5月から令和2年1月までの期間で、途中で辞められましたけれども、1名採用がされておりました。そして、今は違う方が1名採用されて活動をされている状況かと思えます。それで活動内容なのですけれども、前の人もそうだったと思うのですけれども、SNSなどで町の情報発信を忠類地域中心に行っているかと思うのですけれども、それ以外にはどういふふうに活動をされている状況なのでしょう。

もう一つは194ページ、4目スキー場管理費ということになるのですけれども、スキー場運営に当たって、予算でも以前話したと思うのですけれども、町内にスキー場2か所あるということで、維持管理費、コスト面から見てもどうあるべきなのだろうかということで、将来的なことを話したところだと思うのですけれども、資料132ページ、説明にもありましたけれども積雪不足ということで、コロナの影響もあったのですけれども、明野ヶ丘、忠類の白銀台スキー場ともに、2月に28日しか営業できなかったということで、当初計画より少なく、不納欠損も出たというお話でありました。そして、明野ヶ丘スキー場については、平成30年度は本当に積雪不足で全くゼロ日、営業できなかったということになっております。

それで輸送の延べ人員も載っているのですけれども、令和元年、明野ヶ丘1万7,382人。これは延べということですので、例えば一人でリフトを10回乗ったら、10回ですから10人としてカウントされるのだと思うのですけれども、実際の実人数というのは押さえはあるのでしょうか。これは計算して出てくるということもないのでしょうか。お伺いします。

○委員長（内山美穂子） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） まず私のほうからは、1点目の地域おこし協力隊についてお話をさせていただきます。

まず、昨年度5月から1月末まで1名の方を雇用させていただきました。この中でお話あったように、主にはSNSを中心に活用いたしまして、忠類地域の発信をしたところでもありますけれども、今のご質問としましては、SNS発信以外の取組ということでしたので、そういった部分につきましては、まずは忠類地域のPR動画、こういったものを2種類ほど作成をいたしまして、アルコとベジタに置いてあるデジタルサイネージでもそういった情報配信をしたところでもあります。また、商工会のホームページ上の忠類地域飲食店紹介動画、こういったものも作成、このほか農村ホームステイを受けた酪農家さんや乗馬体験の事業者さんを取材して紹介するとかという、そういったこともしております。このほかにも住民組織でありますこぶし会や結の会など、こういった地域住民の活動、こういったものも取材をさせていただいて、配信したりというそういう取組をしたところでもあります。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私からはスキー場の輸送延べ人員の関係についてご説明します。

この1万7,382人、こちらはリフトに乗るときに担当の方がカウントした数で人数をカウントしています。このため実人数につきましては、リフト一日券とかと何回乗ったとかちょっと分かりませんので、その人によって違いますので、実人数については分かりかねます。我々としては、この輸送延べ人数でスキー場の傾向というのを把握しているところでございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 小島委員。

○委員（小島智恵） まず、地域おこし協力隊なのですけれども、もうお話聞いたところだと、主に情報発信というところをされているのかなというふうに思います。もちろん情報発信、大事なのですけれども、もっともっとせっかくですから、専任で配置されているので、もっともっと活躍していただいて、もっともっと町のPRしていただきたいなというふうに思っております。それで、活動の場を本当に広げていただきたいなと思っているのですけれども、まずは何が課題になっているのかということですね。町の活性化だったり、お店の後継者対策などいろいろあると思うのですけれども、その辺の課題はきちんと共有をされているのでしょうか。

それとスキー場なのですけれども、実人数のところ、本当は何人なのだろうという、実際の人数何人だろうということを知りたいところなのですけれども、分からないということではちょっとつかめないのですけれども、スキー場町内2か所あるというコスト的なところの考え方、あと近年、積雪不足ということで、営業がもうままならないということも含めまして、将来的な考えあればお聞きしたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 地域おこし協力隊であります。

今後の活動という部分でありますけれども、幕別町といたしましては、もちろん地域の情報発信をするということも大きな仕事の一つでありますけれども、当然郷土愛を育てていただいて、地域に新たな活力や交流を生み出してほしいということで、募集をかけてきたところでもありますので、そういった活動もこれからやっていきたいというふうには考えております。

現状、特に今年はコロナ禍にもおきまして、イベントが中止になったり、また住民活動も自粛傾向がありますので、活動がまだ今、目に見えた取組がいまいちできていない部分がありますけれども、今後につきましては、複数の観光コンテンツをつないだルート化の検討であったり、また今、別途、地域学に係る取組というものも検討しておりますので、そういったものも進めてまいりたいというふうにご考えております。

○委員長（内山美穂子） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 私からはスキー場の在り方について答弁させていただきます。

町内に2か所あるということで、それぞれにリフトの更新事業費かかってまいります。何年間に一度は受変電設備ですとか、大きな負担が発生するわけであります。さらには近年の雪不足、こういったことを考えますと、我々といたしましても現状のままでいいのかどうか、そういったことは非常に重要な課題だということ認識をいたしております。

また、スキー場の関係者とも毎年意見交換をしております、よりよいスキー場にするための意見交換、さらにはこういった整備費用がかかっているのかというそういった現状の認識の共有もしているところではあります。しかしながら、例えば明野ヶ丘スキー場におきましても、昭和60年からやっている幕別スキー学校もありまして、その関係者の皆様方は、スキー場に対する思いというのはすごく熱い

ものがあります。とはいいまして、町としても多額の経費をかける、そして雪不足の中、いつまでも同じ状況でいいのかという認識はございません。今後におきましても、関係団体ともしっかりと意見交換しながら、ここ数年の降雪状況も見ながら、近いうちには一定の方向性は出してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 小島委員。

○小島委員（小島智恵） スキー場のところは分かりました。

地域おこし協力隊なのですけれども、町としての課題の共有というところはあまりお答えなかったかと思うのですけれども、そこをまず共有していただいて、課題解決のためにどうしたらいいのだろうかというところで、外側の人の目線で見えていただいて、考えたりしながらも、もっと広く活躍していけるように、コロナ禍でいろいろ難しい面もあるかと思うのですけれども、きちんとしたサポート体制、そして自主性というのもきちんと尊重したりすることも大事かと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 申し訳ございません。課題という部分でありますけれども、地域で、やはり人口減少してきている地域でもありますので、人口増というのが一番の理想ではありますが、いきなり人口増という取組は難しいということがございます。このため、交流人口の増加というふうにつながるような取組をひとつずつ目指していこうというふうに考えております。一つのこれが課題だというふうに捉えております。そのため、先ほど申しましたように、人が集まってこれるような取組を地域おこし協力隊さんの力も借りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほどのお話のように、もちろん行政のほうが完全に隊員さんのやり方を縛りつけるというようなことのないように、十分に自由裁量を持っていただく中で隊員自らがやる気を持って、最大限発揮していただいて、積極的に活動をしてもらえるようなサポートをしてまいりたいと考えております。

○委員長（内山美穂子） このほかに質疑ございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） スキー場について、関連させていただきたいと思います。

今、こちらのほうから雪不足の関係というお話もありました。近年確かに雪不足もあり、営業日数が厳しいという状況もありますが、特に利用者さんから大変喜ばれてはいるのですよね。それこそ、特に忠類地域にしろ、幕別本町地域にしろ、学校で利用しているとか、保護者が子どものときにスキーをしていて、スキー場があって利用しているというようなお話をよくお聞きすることができました。

近年、オープン日と最終日の数日を無料開放するなど、やはり利用者を増やしているということには取り組んでいるのだなというふうには思っているのですが、そういった取組について、近年ではどういったことをやられているのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（内山美穂子） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 白銀台スキー場の取組でありますけれども、町の忠類地域魅力発信事業という取組がございまして、この取組、実行委員会組織に活動していただいておりますけれども、その活動の中でスキー場と飲食店がタイアップした取組を行っております。例えば飲食店で500円以上の食事をしていただいた方、そういった方にはスタンプカードにスタンプを押しますけれども、それを持ってスキー場のほうに来ていただいて、リフトを購入していただくと、リフト券が3時間券、5時間券の2種類なのですけれども、それぞれが半額になるといったような取組、またその半額のチケットが道の駅に行ったときには100円の商品券になる、またリフトを使ってもらった方に対しては、ホテルアルコの入浴券が250円に割引になるなど、このような地域の飲食店等を活用した、連携した取組というのを行って誘客を図っているところであります。

○委員長（内山美穂子） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 明野の開始日とあと終了日のリフト代無料以外のことは、昨年度は実施しておりません。

以上。

○委員長（内山美穂子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） スキーのリフト券、集客を進めていくというのは大変重要なことであると思うのですが、やはりせっかく幕別町にスキー場があるのですから、多くの人たちが利用できる環境を整備していくのも大切であろうと思います。

特に幕別町では、小学生だけなのかちょっと分からないのですけれども、冬期間に無料リフト券を配っているのかなと思うのです。よく私、子どもが無料リフト券持ってきて、使えるのだよと持ってきているのですけれども、なかなか実はネックがありまして、ちょっと使いにくいがあるのです。

一つがやはり児童生徒が実際にスキーに踏み出すときに、道具の問題があるのですよね。やはり道具を一からそろえていくとなると、かなりの負担がかかってくるのです。子どもらがやりたいかどうかちょっと分からない。でも1回やらせてみたいなどというのはあるのですけれども、やはりこの道具をどのように解消していくのかというのは、やはりそろえているところにちょっとちゅうちょするというのがあるので、ぜひこういった問題を解決するために、忠類などは学校にスキー道具を、古いものですからちょっと分からないのですけれども、寄贈してもらって、それを代々受け継いでいるというお話を聞いたことがあります。やはりそういったことを、町全体で取り組むというのも手法の一つかなと思っていますので、やっぱりいろいろな取組をぜひ活用して、スキー人口、新規利用者増やしていくことも大変重要だと思うので、そういったところに真剣に取り組んでいただきたいというふうに思うのですが、どうですか。

○委員長（内山美穂子） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 利用料のに部分につきまして、先ほどちょっと私申し忘れていた部分がございます。

両方のスキー場ともになるのですけれども、町内の小中学生に対しましては、無料券を配っておりますので、利用は無料というふうになっています。

また、スキーなどの用具の貸出しですけれども、明野ヶ丘スキー場に関しては、そういった体制ができてはおりませんけれども、白銀台スキー場につきましては、貸出しのスキーだけでなく、ボードとか、そり、またスノースクートなど、幅広く貸出しをしておりますので、そういった形で利用促進を図ってまいりたいというふうには思っております。

○委員長（内山美穂子） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

この際、お諮りします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することに決定いたしました。

[散会]

○委員長（内山美穂子） 本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

16:59 散会

令和元年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和2年9月17日 開会 10時00分 散会 16時02分

2 場 所 幕別町役場3階議場

3 出 席 者

① 委員 (16名)

石川康弘	小田新紀	小島智恵	若山和幸	岡本眞利子
荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子	田口廣之	谷口和弥
芳滝 仁	千葉幹雄	小川純文	藤原 孟	東口隆弘
中橋友子				

② 委員長 内山美穂子

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
監 査 委 員	藤谷謹至	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長	細澤正典	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	合田利信
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	原田雅則
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	白坂博司
総 務 課 長	佐藤勝博	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	天羽 徹	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	谷口英将	防 災 環 境 課 参 事 (消 防 担 当)	佐藤 繁
保 健 課 長	金田一宏美	土 木 課 長	小野晴正
都 市 計 画 課 長	河村伸二	水 道 課 長	松井公博
保 健 福 祉 課 長	林 隆則	経 済 建 設 課 長	高橋宏邦
学 校 教 育 課 長	宮田 哲	生 涯 学 習 課 長	石田晋一
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	鯨岡 健	図 書 館 長	武田健吾
ほか、関係主幹、係長及び係			

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

4 審査事件 令和元年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員会委員長 内山美穂子

議 事 の 経 過

(令和2年9月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（内山美穂子） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

それでは、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 8款土木費についてご説明いたします。

200ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額5億4,092万円に対しまして、支出済額5億3,045万7,630円であります。

1目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した経費であり、13節委託料、細節1の町道管理委託料は幕別及び忠類地域の町道管理委託料、細節2は町道清掃業務の委託料、細節6は札内駅自由通路のエレベータ保守点検に要した経費であります。

14節使用料及び賃借料、細節5は除排雪機械53台のほか、関連機械の借上料、細節6は町道管理に必要な車両の借上料、16節原材料費は道路附帯施設の資材購入のほか、簡易補修に必要な資材購入に要した経費であります。

令和元年度の町道管理実績につきましては、町道延長が882.6キロメートル、除雪実績は車道651.8キロメートル、歩道109.6キロメートルとなっております。

2目地籍調査費、本目は地籍調査事業に要した経費であり、13節委託料、細節6は地籍調査測量委託料で、継続で実施した2地区の調査に要した経費であります。

202ページに行きまして、2項道路橋梁費、予算現額3億7,059万円に対しまして、支出済額3億5,190万2,692円で、繰越明許費1,100万円であります。

1目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7節賃金は北海道管理河川に設置されている樋門、樋管101か所と、町の樋門6か所の定期点検及び臨時操作に係る管理人59人に支払った賃金であります。

13節委託料は道路台帳の修正に係る委託料であります。

2目道路新設改良費、本目は町道の改良及び舗装の整備に要した経費であり、事務的経費のほか、204ページに行きまして、13節委託料は道路整備に伴う3路線の調査設計委託料、15節工事請負費は11路線の道路整備に要した経費、17節公有財産購入費は町道整備に必要な用地買収費用、22節補償補填及び賠償金は水道管の移設補修に要した経費であり、令和元年度の整備実績につきましては、道路改良及び舗装が552メートル、舗装新設が275メートル、オーバーレイが1,165メートルとなっております。

3目道路維持費、本目は町道の維持補修に要した経費であり、14節使用料及び賃借料は五位高台線ほか7路線の道路側溝及び土砂除去に使用した機械借り上げに要した経費であります。

15節工事請負費、細節1は町道の補修工事で、中里東線道路補修工事など145件、細節2は区画線工事など18件、細節3は大雨による緊急的な工事4件などに要した経費であります。

206ページに行きまして、4目橋梁維持費、本目は橋梁の維持管理費であり、13節委託料は橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁定期点検業務のほか、春駒橋及び千住15号橋の橋梁補修調査設計委託料であります。これは国の補正予算に伴うものでございまして、業務が冬期に及ぶことから、繰越明許費1,100万円として翌年度に繰り越したものであります。

15節工事請負費、細節2は橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施した千住12号橋の修繕工事に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、十勝中央大橋の維持管理に要した経費であり、音更町へ支払った本町分の負担金であります。

3項都市計画費、予算現額6億4,931万4,000円に対しまして、支出済額6億4,769万3,352円であります。

1目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費であり、1節報酬は都市計画審議会3回分の委員報酬のほか、28節繰出金は公共下水道特別会計への繰出金であります。

2目都市環境管理費、本目は町内にあります98か所の公園緑地と、その中にありますパークゴルフコースなどの維持管理及び施設補修に要した経費であり、11節需用費は管理に要する消耗品や電気料、修繕に要した経費、208ページに行きまして、13節委託料、細節5の公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフコースのほか、フラワーガーデンにおける草刈り、ごみ拾いなどの維持管理に要した経費、細節11は樹木の剪定や遊具の定期点検のほか、各公園施設の管理に要した経費、細節12は主に高齢者就業センターに委託したトイレの清掃、花壇の草刈りなどに要した経費であります。

15節工事請負費は、公園施設の補修や緊急整備など68件に要した経費であります。

3目都市施設整備費、本目は公園施設の整備に要した経費であり、事務的経費のほか、210ページに行きまして、15節工事請負費は公園施設長寿命化計画に基づき実施した稲穂公園のローラー滑り台の改築更新に要した経費であります。

4目都市防災施設整備費、本目は社会資本整備総合交付金の都市防災整備総合推進事業を活用し、各種の防災拠点施設整備に要した経費であり、15節工事請負費は、地域緊急輸送道路に指定されている町道札生北通の道路整備に要した経費であります。

令和元年度をもって、平成27年度から実施していた都市防災総合推進事業につきましては、計画していた全ての事業が完了したものであります。

4項住宅費、予算現額2億7,197万3,000円、支出済額2億6,945万8,547円であります。

1目住宅総務費、本目は町営住宅の管理に係る経常的経費であり、嘱託職員1名分の賃金が主なものであります。

2目住宅管理費、本目は町営住宅868戸の維持管理及び修繕などの経費であり、1節報酬は公営住宅委員会の開催に伴う委員報酬、7節賃金は町営住宅23団地の管理人賃金、11節需用費、細節40は町営住宅の263件の修繕に要した経費、212ページに行きまして、15節工事請負費は町営住宅における92件の営繕工事に要した経費であります。

3目公営住宅建設事業費、本目は春日東団地建替事業及び桂町西団地建設事業に要した経費であり、13節委託料、細節5は建替事業に係る工事管理委託料、細節6は桂町西団地の実施設計委託料に要した経費であります。

15節工事請負費、細節1は建替事業に係る新たな住宅2棟8戸の建設工事、細節2は駐車場を中心とした外構工事、細節3は既存住宅3棟12戸の解体工事にそれぞれ要した経費であります。

以上で、8款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑があります方、挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 8款土木費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に参ります。

9款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

214ページをお開きください。

9款1項消防費、予算現額6億3,132万6,000円に対して、支出済額6億2,807万9,731円でありませ

す。1目常備消防費は、とかち広域消防事務組合への分担金であります。

2目非常備消防費は、幕別町消防団に係る経費で、1節の消防団員報酬、9節の災害訓練出動等に係る費用弁償のほか、次のページになりますが、18節備品購入費は平成29年、30年度に購入した消防団員防火衣に係る備荒資金組合への償還金であります。

3目消防施設費は、15節工事請負費、細節1非常用発電機整備工事と19節負担金補助及び交付金、細節3消火栓取替工事に係る負担金が主なものであります。

4目水防費は、災害に対応すべく計上した経費ではありますが、令和元年度においては支出はありませんでした。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
質疑があります方、挙手をお願いします。
（なしの声あり）
- 委員長（内山美穂子） 9款消費費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。
次に、10款教育費に入らせていただきます。
10款教育費の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（山端広和） 10款教育費につきましてご説明を申し上げます。
218ページをお開きください。
10款教育費、1項教育総務費、予算現額7億7,565万1,000円に対しまして、支出済額5億4,635万8,255円であります。
なお、繰越明許費といたしまして、校内通信ネットワーク環境整備工事費2億980万1,000円を翌年度に繰り越ししております。
1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議等の負担金であります。
令和元年度は、14回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。
2目事務局費であります。
1節報酬は教育支援委員会やいじめ防止対策推進委員会、学校運営協議会の開催に伴う委員報酬であります。
4節共済費のうち細節14は、学校教育推進員等の嘱託職員及び特別支援教育支援員等の臨時職員、合計73名分の経費であります。
220ページになります。
19節負担金補助及び交付金のうち、細節8は町内4校の高校に対する魅力ある高校づくりを支援するための補助、細節9は学校教育振興のために、町内の小中学校で組織しております教育振興会に交付したもので、細節13小中一貫教育推進交付金は、各中学校エリアで実施した教育活動に対し交付したものであります。
3目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅71戸の維持管理経費であります。
11節需用費のうち、細節40修繕料は、学校施設に係る修繕が約9割であり、その他教員住宅やわかば幼稚園等に要した経費であります。
222ページになります。
13節委託料のうち、細節13校内通信ネットワーク環境整備実施設計委託料は、国で進めておりますGIGAスクール構想に伴い、小中学校の通信ネットワーク整備工事に当たっての実施設計に要した経費であります。
15節工事請負費のうち、細節1学校教員住宅補修工事は、環境整備や設備工事などを実施したもので、細節2小中学校等整備工事は、白人小学校高圧受電設備改修工事や札内南小学校地下オイルタンクライニング工事、明倫小学校教員住宅改修工事、札内東中学校学校林整備工事などが主なものであります。
細節3札内中学校屋内運動場改修工事は、屋内運動場の老朽化に伴い、床の全面改修を行ったもので、細節4札内東中学校ガラスブロック改修工事は、校舎中庭の2階東面にあるガラスブロックをサッシ窓に改修したものであります。
4目スクールバス管理費は、スクールバスの運行に要した経費であります。
13節委託料は、スクールバス運行12路線のうち、8路線は町有車両を貸与し運行するとともに、残る4路線については車両を借り上げて運行しており、それらの運行に要した経費であります。
224ページになります。
5目国際化教育推進事業費であります。
7節賃金のうち、細節2は学習指導要領改定に伴い、小学校の外国語活動専任の臨時職員1名を配置したものであります。
細節4は嘱託職員である国際交流員2名の賃金で、町内5校の中学校を分担して訪問し、英語担当教諭とのチーム・ティーチングにより英語指導を行うほか、幼稚園や小学校にも訪問し、指導を行っているところであります。
6目学校給食センター管理費は、幕別・忠類学校給食センターの管理運営に係る経費であります。

7 節賃金は、臨時職員 20 名と嘱託職員 7 名分であります。

11 節需用費、細節 4 の消耗品は、幕別学校給食センターのカレー皿の更新に要した費用のほか、光熱水費や、次のページになりますが、細節 60 の給食材料費が主なものであります。

13 節委託料は、細節 5 の幕別 5 路線、忠類 1 路線に係る給食配送委託料が主なものであります。

15 節工事請負費は、幕別学校給食センターの回転釜設置部の床の改修に要した費用であります。

228 ページになります。

18 節備品購入費は、幕別学校給食センターのフードスライサー、球根皮むきや食缶等の更新に要した費用であります。

22 節補償補填及び賠償金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2 月 27 日から 3 月末までの間、小中学校が臨時休業となったことから、これに伴い、学校給食センターがキャンセルできず支払いが生じたパン及び麺の加工に対する補償に要した費用であります。

なお、幕別学校給食センターでは、小中学校以外に糠内保育所をはじめ、へき地保育所 4 か所、町立わかば幼稚園と私立幼稚園の 2 か所に週 2 日、給食を提供しているほか、中札内高等養護学校幕別分校にも提供しており、また、忠類学校給食センターでは、忠類保育所と駒島へき地保育所の 2 か所に給食を提供しております。

2 項小学校費、予算現額 2 億 7,424 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2 億 5,921 万 7,293 円であります。

1 目学校管理費は、小学校 9 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 4 名の賃金、細節 6 は小学校 7 校に配置した特別支援教育支援員 39 名の賃金であります。

230 ページになります。

13 節委託料、細節 1 は、学校内外の清掃や管理等の業務を行うため、9 校の小学校に要する経費、細節 5 は小学校教職員 157 名のストレスチェックに要した費用であります。

18 節備品購入費のうち細節 2 は、机や椅子など学校管理上、必要な備品整備に係る費用であります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 5 は、各学校の環境整備等に要するもの、細節 6 は学校行事や特別活動などに要する費用を交付しております。

2 目教育振興費であります。

18 節備品購入費のうち、細節 1 は授業等で必要となる教材備品整備に係る経費で、細節 2 は北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金、細節 3 は学校図書を購入に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は、小学校 7 校のスケートリンク整備に対する交付金であります。

20 節扶助費のうち、細節 1 から 5 及び、細節 7、細節 8 は就学援助に要した経費であります。

なお、細節 5 には令和 2 年 4 月入学児童に対する入学準備金の年度前支給 30 名分を含んでおります。

また、細節 8 卒業アルバム費扶助につきましては、令和元年度から支給項目に加えたもので、小学 6 年生 29 名分であります。

3 項中学校費、予算現額 2 億 1,172 万 1,000 円に対しまして、支出済額 2 億 233 万 6,925 円であります。

1 目学校管理費は、中学校 5 校の管理運営に要した経費であります。

7 節賃金、細節 2 は、学校事務補助職員 3 名の賃金、細節 6 スクールカウンセラー賃金は 1 名分で、各中学校で生徒等の相談業務を行ったもので、次のページになりますが、細節 7 は中学校 4 校の特別支援教育支援員 7 名分の賃金であります。

13 節委託料のうち細節 1 は、学校内外の清掃や管理棟の業務を行うため、5 校の中学校に要する経費、細節 5 は中学校教職員 103 名のストレスチェックに要した費用であります。

2 目教育振興費であります。

234 ページになります。

8 節報償費、細節 3 は、全道・全国文化スポーツ大会参加に係る個人 488 名と 75 団体分の参加奨励金であり、細節 4 は部活動指導員 75 名分の謝礼であります。

18 節備品購入費、細節 1 は、授業等で必要となる教材備品の経費、細節 2 は北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入した、パソコンやタブレットなどの償還金であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、義務教育機関の経済的負担の軽減を図るため、中学校 5 校の修学旅行費に係る経費のうち 3 万 5,000 円を限度額とし、費用の 2 分の 1 の補助をしたものでありま

す。

20 節扶助費、細節 1 から 5 及び細節 7 から 10 までは、就学援助に要した経費であります。

なお、細節 5 には、令和 2 年 4 月の入学生徒に対する入学準備金の年度前支給 28 名分を含んでおります。

細節 10 卒業アルバム費扶助につきましては、令和元年度から支給項目に加えたもので、中学 3 年生 34 名分であります。

4 項幼稚園費、予算現額 3,007 万円に対しまして、支出済額 2,893 万 8,269 円であります。

1 目幼稚園管理費は、わかば幼稚園の管理運営に要する経費であり、7 節賃金は臨時職員 1 名、代替職員 3 名、特別支援教育支援員 3 名及び嘱託職員であります園長の賃金が主なものであります。

236 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 は令和元年 10 月から幼児教育保育の無償化の実施に伴い、保護者が負担する副食費相当分に低所得世帯等の副食費免除分相当額と主食分を加え、学校給食センターに負担したものであります。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、町単独事業であります。就園奨励費扶助の対象とならなかった保護者などの園児 45 名分に対し、入園料 7,000 円を限度として補助をするとともに、18 名分の園児に対し保育料月額 3,500 円を補助したものであります。

20 節扶助費は、私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を扶助したものであります。

なお、補助金及び扶助費につきましては、令和元年 10 月からの幼児教育保育の無償化の実施に伴い、いずれも 9 月分までであります。

5 項社会教育費、予算現額 2 億 1,558 万 1,000 円に対しまして、支出済額 2 億 671 万 285 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び嘱託職員である生涯学習推進員 1 名の賃金並びに各種団体に対する負担金、補助金などに要した経費であります。

9 節旅費、細節 3 は小学生の埼玉県上尾市及び神奈川県開成町、高知県中土佐町への国内研修への引率各 3 名に要した経費であります。

238 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 8 は、中学生 16 名、高校生 3 名のオーストラリアへの海外派遣研修事業を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止したことにより発生したキャンセル料等の支出に伴う補助金であります。

2 目公民館費は、糠内と駒島公民館及びまなびや相川と中里の管理運営に要した経費が主なものであり、7 節賃金は公民館及びまなびやの管理人 4 名の賃金、8 節報償費はしらかば大学の講師の謝礼に要した経費であります。

240 ページになります。

3 目町民会館費は、町民会館の管理運営経費であります。

4 目郷土館費は、文化財審議委員会の開催に要した経費のほか、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費であります。

242 ページになります。

1 節報酬は、文化財審議委員会委員 5 名分の報酬、7 節賃金はふるさと館の臨時職員 1 名及び臨時職員 1 名分の賃金であります。

8 節報償費、細節 6 は、郷土文化研究員 1 名に対する謝礼、細節 7 は郷土文化特別相談員 1 名に対する謝礼であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 はふるさと館の運営に協力をいただいている事業委員会への交付金であります。

5 目ナウマン象記念館管理費は、記念館の管理運営及びナウマン象化石骨発見 50 周年記念事業に要した経費が主なものであります。

244 ページになります。

7 節賃金、細節 2 は、臨時職員 3 名分の賃金であります。

8 節報償費、細節 1 は、化石骨発見 50 周年記念講演会や発掘調査のほか、発掘調査報告会などの講師謝礼が主なものであります。

主な記念事業の来場者数は、発掘調査に合わせて開催した記念講演会では2日間で200人、2月の発掘調査会には60人、10月5日から11月4日にわたり実施した特別展には3,181人が訪れていただき、ナウマン象の魅力を多くの方に伝えたところであります。

11節需用費、細節40は、ナウマン象発掘跡地記念碑見学デッキの改修や記念館のボイラー修繕が主なものであります。

13節委託料、細節9は、50周年記念事業記録映像制作に要した経費であります。

6目集団研修施設費であります。本目は、集団研修施設こまはたの管理運営経費であります。

246ページになります。

7目図書館管理費は、図書館本館・分館及び移動図書館の管理運営に要した経費であります。

7節賃金は、臨時司書8名、臨時職員1名、移動図書館車運転手1名の賃金であります。

248ページになります。

15節工事請負費、細節1は、本館の高圧受電設備の老朽化に伴う修繕工事、細節2は図書館本館のトイレの洋式化に係る改修工事であります。

18節備品購入費、細節1及び2は、図書資料4,483冊と映像資料42点の購入に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金の細節6は、町民芸芸「まくべつ」第35号の発刊に要した経費であります。

8目百年記念ホール管理費は、百年記念ホールの管理運営及び忠類地域の生涯学習講座等に要した費用であります。

8節報償費は忠類地域で実施した生涯学習講座の7講座と文化講演会に係る講師謝礼であります。

250ページになります。

13節委託料、細節1は、百年記念ホールの指定管理業務に要した経費、細節6は百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担の精算で、燃料費及び電気料の物価変動に応じた精算金であります。

15節工事請負費は、百年記念ホール講堂床改修工事及び電話交換機改修工事に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、文化団体の活動費補助やNPO法人まくべつ町民芸術劇場への交付金が主なものであります。

6目保健体育費、予算現額3億1,289万5,000円に対しまして、支出済額3億1,100万5,382円であります。

1目保健体育総務費は、スポーツ推進員12名の報酬、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助などに要した経費であります。

8節報償費、細節3は、個人104名と28の団体に対して支給したものであります。

252ページになります。

2目体育施設費は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、町民プールなどの体育施設に係る管理運営経費であります。

7節賃金は、細節2のクマガラハウスの臨時職員3名分の賃金、細節3の町民プール監視員22名分の賃金が主なものであります。

13節委託料は各体育施設の管理委託に要する費用のほか、細節12は令和元年度から札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターについて、指定管理者制度を導入したことに伴う指定管理業務に要した経費であります。

254ページになります。

15節工事請負費、細節1は、札内南町民プールの上屋シート取替えに要した経費、細節4は農業者トレーニングセンターの外壁やロビー床のほか、トイレの洋式化等の改修に要した経費であります。

18節備品購入費、細節1は、農業者トレーニングセンターのバスケットゴール更新に要した経費であります。

以上で、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子）説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑がある方。

小田委員。

○委員（小田新紀）4点質問させていただきます。

1 点目については 219 ページ、2 目事務局費、報酬、細節 3 学校運営協議会委員報酬等々に絡む、いわゆるコミュニティスクール学校運営協議会に関わっています。

令和元年度から正式な形で学校運営協議会ということで設置をされました。いわゆるコミュニティスクールの町が目指す姿に向けて、スタートしたというふうに考えているわけですが、そこに向けてのそのイメージに向けて、教育委員会としてどのような取組をされたのかということで、その評価について伺います。

また、教育委員会のほうから出されております点検評価報告書のほうに、今後の課題ということで、職員の意識改革についても必要があるというものがありましたが、その具体的なものについてお伺いしたいと思います。

それから、2 点目につきましては、221 ページ、同じく事務局費の負担金補助及び交付金の細節 8 魅力ある高校づくり支援事業補助金になります。これは各校に配分されていて、それぞれの高校が必要な事業を取り組んでおられるというふうに思いますけれども、いわゆる、今、地元幕別の中学生の子たちが、それぞれの高校に行きたいというふうに思う、今は清陵高校しか募集をしていませんけれども、そういった中身の事業というものがあつたのか。中学生に魅力を与えるようなそういったようなことで目立つような取組があつたのか。また教育委員会のほうでも、そういった地元中学生の子たちが進学するような、進学できるような、そういった取組というものがあつたのかどうか、お伺いします。

3 点目については、229 ページの小学校費の学校管理費に入るのかなというふうに思いますが、恐らく大きな経費はかかっていないので、ここには明記はされないのかなというふうに思いますが、いわゆる令和元年度で終了、3 か年の取組で終了しました、授業改善推進チーム活用事業について、教育委員会のほうから学校側のほうに、ぜひということに進められた事業だというふうに押さえておりますが、こちら、以前にも一般質問もさせていただきましたが、その効果はどうだったのかということで、教育委員会がどのように押さえているかということでお伺いします。

最後 4 点目、235 ページ、教育振興費の報償費、細節 3 全国・全道文化スポーツ大会参加奨励金に関わってであります。

こちらのほうは、他の市町村と比べても幕別は割と非常に申請しやすく、かなり活用もされていて、保護者のほうからもありがたいという言葉私の周りからは聞こえております。点検評価報告書に、物価等の上昇に伴い、かなりお金がかかっているというような評価がありましたけれども、実際バス代とかが非常に高くなっているというようなことではないかなというふうに、宿泊費もそうですけれども、その辺りもかなり高価になってきているかなというふうに思います。

その評価を受けて、今後若干のその単価が低くなったりとか、補助の額が少なくなるということも考えられるのかなというふうには思うわけですが、そういった部分、最終的にはその金額の増減というのが、特に減のほうがあつたとしても、幅を狭めたりとか、そういった今の対象者の幅を狭めたりとか、そういうことについては、今のまま継続していただきたいなという願いを込めての質問ですが、そういった部分での今後の展開についていかがお考えでしょうか。

以上、4 点になります。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、学校運営協議会についてでございます。教育委員会の取組でございます。昨年度から学校運営協議会、CS をスタートいたしました。各 5 学園でスタートしたわけなのですが、教育委員会といたしましては、それに伴いまして、小中一貫 CS 連絡協議会を設置をいたしまして、昨年 2 回、会議のほうを開催しております。その中で、各学園の取組なども情報共有をしながら、自分たちの学園の取組につなげていただけるような、そういった会議のほうを開催をしているところでございます。

職員の意識改革についてでございます。こちらにつきましては、CS 始まりまして、今は実際に昨年からは始まったわけなのですが、今後につきましては、学校にいる先生方も地域の方と一緒に CS を進めていくということも必要だということで、学校と地域と一体になって進めていくという意識改革の一つも、必要ではないかということで考えているところでございます。

高校の支援事業でございます。こちらにつきましては、例えば支援でありますと、部活動の補助ですとか、各種試験に伴います補助なども行っております。それと併せまして、今年につきましては、町内の中学校の中学生を対象にしたオープンスクールなども開催をいたしまして、町内の中学生がより進学しやすいような情報の提供をしているところでございます。

それと、スポーツ大会の助成についてでございます。こちらにつきましては、現状事業のほう進めて

おります今の段階では、これにつきまして変更なり改正を行うという考えは、今のところはないというところでございます。

授業改善の活用事業についてでございます。昨年で事業のほう終わりました。こちらにつきましては、チームのほう組みまして、各学校に訪問することによりまして、先生方の指導力向上に努めたというふうに考えているところでございます。

○委員長（内山美穂子） 小田委員。

○委員（小田新紀） ご答弁いただいた順番に行きたいと思いますが、まず学校運営協議会に関わってですが、地域と一体になってということでの意識改革というようなことがありましたけれども、やはりいわゆる目指す姿というのがなかなか見られない、見えないという部分で、具体的にどういった取組を各学園が進めていかなければいけないのかという部分が、やはり先生たちも悩まれていると、それからなかなか教育委員会のほうでも苦労されているのではないかなというふうに思うのですけれども、今やられていることにつきましては、やはり小中連携というところで、私も何度も言わせてもらっていますけれども、小中連携止まりというところなのかなと思いますが、それぞれの学園の取組を見て、これが町としての共通のテーマとして、どうつながってくるのかなというのが、まだ今のところの評価の中では見られないなというところが正直なところであります。そういったところで、今後、今それぞれ各学園がやられていることを、町のほうからある程度の道筋をつくっていくのだろうというふうに思うわけですが、その辺りについて、どんな展望が考えられているのかということについて、改めて伺いたいと思います。

それから、この高校については、中身については分かりました。中学生の子たちがやはり通学するという点について、なかなかネックになっているということも聞いています。札内、幕別本町の子供たちについては、札内駅からあそこの坂を上がっていくところが非常に時間がかかっていたりとか、自転車では行けないというようなこともあります。それから、例えば途別あるいは小規模校のほうの郡部の子たちや、もっと忠類の子たちとか、そういった子供たちが、やはり幕別の高校にということで通えるような、いわゆるスクールバスみたいな手段なんていうのも、そういったことも検討されたことがあるのかどうかということについて、改めて伺います。

それから、奨励金については分かりました。先ほど申し上げたとおり、本当に他市町村と比べて非常にスムーズにやれる手続になっていて、幅広く出していただけるということで、継続してやっていただけるということで、期待したいと思います。

それから、授業改善推進チーム活用事業であります。ちょっとよく分からなかったのですが、これについて当初も道の事業ということで、局からの事業ということで、幕別町が手を挙げてやられたと。目的を持って事業を取り組まれたというふうに思うわけですが、学校側の評価としても、今ご答弁ありましたとおり、特に若手の先生が中堅の先生に見てもらうことによって、授業のスタイルがいろいろ確立できたといった評価もある一方で、やはり運用に当たっては非常に時間割を組むにしても、授業の中身の考えやあるいはそれに向けての会議も多いということで、当初からあまり受入れについては、この事業については賛同するというような意向ではなかったということで一般質問もさせていただきました。

帯広のほうでも、この事業に関してはやはり途中でできないよということで降りたという学校がある中で、幕別はやったわけで、そういったことについてはやはりはっきりとした効果というものを、課題も含めた評価、効果をやはり教育委員会としてしっかりと押さえるべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、学校運営協議会、CSについてでございます。

5学園、実際昨年、先ほど申し上げましたとおり、事業のほう実施をしまいいりました。各学園ごとに地域と一体となった学校づくりというのを進めておりまして、学園によりましては、学校行事などを地域の方と一緒にいたり、例えば、校下のごみ拾いを地域の老人クラブの方と一緒にいたり、運動会を行ったり、花植えを手づくりのまち推進委員会と一緒にいたりという事業が、だんだん進んできております。こういったように、各地域の方と一体となった学校づくりというのが、徐々に進んでいくのではないかなというふうに考えています。

なお、5学園それぞれの特色があるかと思っておりますので、5学園、学校規模等々ございますので、それぞれに応じたスタイルというものが、今後確立されていくのかなというふうに考えているところでございます。

それと、高校のスクールバスについてでございますが、こちらにつきましては検証のほうはさせていただいておりますが、どうしても今実際にバス路線の部分もございまして、そういったところから、スクールバスをこちらのほうで運行ということは行わなかったという状況でございます。

授業改善チームの運用についてでございます。時間割ですとか会議のほう多いというところでございますけれども、実際には指導力向上にはつながったのではないかなというふうには、我々考えているところでございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 小田委員。

○委員（小田新紀） CSについては、また今後さらにという部分があって、今ここで何かということはないのですけれども、やはりそれぞれ各学園の特色があるというのは分かるのですけれども、最初に申し上げたとおり、目指すところというのがなかなか分からないということで、ずっと申し上げてきたわけですけれども、その部分について、今ご答弁はできないのかなというふうに思うのですけれども、もっと教育委員会のほうでしっかりと練って、もともと学校を地域が支えるという中での事業であって、今すぐ学校頼りになっている事業というふうには受け止めています。学校の先生たちにもうお任せに、言葉悪いですが、ちょっとお任せしている状態というふうな受け止め方をしておりますので、やはり町並びに地域が、あくまでもそこが主体となって、学校を支えていくというような体制づくり、そして目指すところというのを、また昨年度の反省、評価を踏まえて、今年度臨んで続けていただきたいというふうに期待したいと思います。

それから、高校について、バス路線についても、その問題があるというのは承知しておりますが、引き続きそこを除いた部分で何かできないかという部分を、ゼロか100ではなくて、やはり可能性のあるものを少しでも探していきながら、高校側としっかりと相談していただきたいということを期待します。

それから、授業改善推進チームではありますが、私のほうで学校の先生あるいは管理職の先生から聞いている評価と、今ご答弁あった評価とは少しずれがあるかなというふうに考えます。今ご答弁あった部分もあるのはありますけれども、それ以上という部分も多々ありますので、そういった、特にこの事業については、学校側からぜひというご要望があって取り組んだ事業ではないという現場の認識もありますし、現実そうでありますから、そういった部分で、しっかりと教育委員会としては効果の検証というのをしっかりとされて、次の取組に生かしていただきたいということも期待したいと思います。

もし何かご答弁あることがあれば。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） まず1点目、CSの関係なのですけれども、確かにCSの部分、1年目、過去の答弁でも申し上げましたように、まず制度理解を図っていくというのが当初の考えでありました。去年も昨年度はそういったことでスタートはいたしました。途中コロナの影響もあってなかなかその辺の部分もありました。1年目はまずなかなか初めから地域の参画というのは、なかなか難しいところで。各学園でもいろいろ考えている。私どもも積極的に今後そういったCSの中に、一緒に入った中で、よりよい方策、どういった形で地域がうまく協力していける体制ができるかというものも、今後模索してまいりたいなというふうに考えております。

それと、授業改善の部分でございますけれども、私も何回か実際にその現場へ行って研修会、その終わった後の研修だとかの中でお話も聞かせてもらいました。まず何よりも子どもたちがその授業改善を、各学校の中で3人のスタッフがいろんな学校を回って、こういった授業見せますよという形で教えるのですが、子どもたちが何よりもそういった部分で、理解をする力が高まったのではないのかなという感触は受けております。

それと、そういった研修、先生方が入っているのですけれども、そういった中でも、非常にそういった参考になった、あるいはそういった部分を、何とか自分の授業の中でも生かしたいという声を、私はその場でちょっとお聞きしております。全てなかなかやっぱり授業をそういったことを回す中で、ご苦労もかけたのかなというのは実感としてありますが、こういった今回の授業をうまく各学校で何とか生かして子どもたちの授業改善に、学力向上等にもつなげるよう努めてまいりたいと考えております。

○委員長（内山美穂子） このほかに質疑ございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、ページ数にいたしますと225ページ、国際化教育推進事業と後段の小学校の教育振興

に関わる関連した質問になるのですが、まず質問の中には、この令和元年から、本格的に小学校の英語教育が実施になりました。予算のときに、かなりの時間数が必要となることから、子どもたちに対する負荷であるとか、教職員に対する負担増などを懸念し、それを解消する取組も行いながら実施していただきたいという議論をした経過がございます。実際、令和元年、どんなふうに進められたのか伺いたいと思います。

2点目は、これも小学校教育振興、あと中学校の振興、228ページと230ページ、両方に関わってくるのですが、教職員の働き方改革の問題です。学校における働き方改革の幕別町のアクション・プランというのが計画を立てられまして、ちょうど令和元年は3か年計画の真ん中になる年でありました。つまり、計画の大半、1年2年を過ぎるということでもありますけれども、どこまでこのプランが実施されたのか、評価も含めて伺いたい、このように思います。現実には、どれだけ教職員の労働時間の短縮につながったか、部活はお休みにすることができたのか、それと出退勤の管理がしっかりとされたのか、定時に帰れる日というのが週どれくらいあったのかなど、細かくプランは立てられております。トータルでどんなふうになっていったのか、伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず1点目でございます。英語授業についてでございます。昨年度は小学校で外国語活動が実施となりまして、小学校では3、4年生で15時間、5、6年生で50時間という時数を組んでおります。こちらにつきましては、小学校の先生方が初めての授業となることから、こちらといたしましては、国際交流員の派遣ですとか、あと臨時職員、時間講師も派遣をいたしまして、授業の中に一緒に入ることによりまして、先生方と一緒に授業のほうを進めていくように取組をしているところでございます。

それと働き方改革、アクション・プランについてでございます。こちら30年9月に策定をいたしました。実施状況といたしましては、部活動につきましては、年間73日を休みにするという目標を立ててございます。こちらは全て実施のほうされているというところでございます。また、定時退勤日も月2回以上実施という割合も設定をしております。こちらのほうも実施のほうされている、それと閉庁日も年9日以上という設定もしているところでございます。昨年からは出退勤のシステムのほうを導入をいたしました。小中で1校ずつ試行的に導入をしております。昨年につきましては、週の労働時間が60時間以内とするという目標を定めております。そういった中で小中1名ずつが60時間を超える職員がいたという状況でございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、英語の授業が増えたことによる子どもたち、教職員の影響についてであります。予算の段階では3年生、4年生で35時間、5、6年生で70時間ということだったのですけれども、実際には3、4年生が15時間、半分以下ですね、それから5、6年生が50時間ということで短縮されたのだと思います。これですね、平常の授業時間は縮減されないで、この分が授業時間数として子どもたちには追加になったのだと思うのですが、全体の授業時数の確保だとか、あるいはその負担ですね、例えば3、4年生、5時間で帰れるところが6時間が続いているとか、5、6年生もさらにそういった状態があったとかということで、全体の授業時間が増えて、負担が増えたということになるのでしょうか。それとも他の時間を調整されながら、英語の時間を生み出して、トータルとしては増えなかったということになるのでしょうか。そこはどちらでしょうか。

それと、働き方改革プランであります。目標とするところは、本来、週45時間労働の年360時間というのがこのアクション・プランの目標です。60時間超えた方はお一人ということではありますが、本来の目標から照らすと、その45時間を基準に調査というか実態を押さえるべきだと思うのですが、そうはならなかったのでしょうか。

あと部活については、これは改善されてきたことを現場からもお聞きしているのですが、ただ73日間のお休みということではあります。平日は2時間以内、それから休日については3時間以内ということで、休日、土日が休むことを、両方休むことが望ましいのだけれども、最低どちらか1日は必ず休むというような細かい規定があったと思います。それに照らして、どうだったのでしょうか。

これ、定時に帰られたというのは2日以上、全学校で全先生方が定時に帰られたということでしょうか。それとも、それぞれシフト組まれていると思いますので、学校の中でシフトを組んで、こういった対策を取られたということでしょうか。お聞きしたいのは、結果として教職員の皆さんが早くお家に帰

ることができて、しかもその中の仕事も滞りなく、無理なくという状況が、そういった改善につながったのかどうかというところであります。いかがですか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） すみません。先ほど英語の授業で、15時間と50時間を申し上げました。こちらにつきましては、30年、31年の移行期間の時間数でございます。今年度から新基準になりました。3、4年生では35時間、5、6年生では70時間の外国語活動という授業のほうを組ませていただいているところでございます。

週の時間にいたしますと、それまでは5、6年生で言いますと週28時間のものが29時間というところで、週1時間の増というところで時数のほう組んでいるという状況でございます。

アクション・プランにつきましては、委員おっしゃったように週45時間、年360時間なのですが、それは今年度からの基準でございます。その辺につきましては、アクション・プランの改定をいたしまして、今年度につきましては45時間、360時間という中で運用のほうさせていただいておりますが、昨年度につきましては、まだ古い基準でございまして60時間という基準でしたので、そちらのほうでご答弁のほうさせていただいたという状況でございます。

月2回の定時退庁日につきましては、定時退庁日につきましては、どの学校も実施のほうをしているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 英語の授業、その35時間と70時間というのは、令和2年度からということになるということですね。昨年、この元年度の決算の中では、短い時間だったということであるから、21時間プラスだけの5、6年生で29時間で終わったということなのだと思います。

3、4年生の時間は、どうだったのかお答えなかったのですが、結局試行期間を通して、本格移行の助走期間だったと思うのですが、この段階での授業時間が増えていったということになれば、本格実施のときには、さらに増えていくだろうというふうに当然思うのですが、そういった元年度の教育を振り返って、負担軽減のための努力というふうになると、子どもたちに対する努力もそうですけれども、教職員に対してもこれ、今までその臨時職員やあるいは専門の補助員入れられたということではありますが、この人たちがさらに増えた分も全部網羅してやっていただけるのかどうかというようなことも心配するところです。今年度のことにも入りますので、お答えいただける範囲で示していきたい、このように思います。

それと、働き方改革であります。ちょっと細かいお答えはなかったのですが、トータルとしては当初の計画を達成されたということなのでしょうけれども、一番心配するところは、教職員の長時間勤務というところなのですが、これ問題になりました変形労働制というのが出されてきてましてね、それで、これを活用してその計画を到達させるというようなことも含まれていたと思います。

この変形労働制というのは、要するにふだん長くなった分、どこかでまとめて先生休んでいただくかというようなことで、決して教職員の負担軽減ではないのですよね。そういう側面はなかったのでしょうか、どうでしょうか。

それと、出退勤の試行的管理といいますか、押さえられるということですが、具体的にどういうふうに出退勤、押さえられているのですか。過去のご答弁では、何かパソコンの履歴だとかそういったものとどまっていたけれども、もっときちっと状況つかめる方法に移行されたのでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 英語の部分でございます。3、4年生につきましても、同じように今まで週28時間のものが29時間ということで1時間の増というところでございます。

臨時職員、国際交流員につきましては、あくまでも単独で授業を行うわけではなくて、担任の先生がいる中でのTTという形で入るような形を取っておりますので、そういったことで今後とも活用のほうをしていきたいというふうに考えているところでございます。

働き方改革についてでございます。先ほど答弁漏れておりました。部活動につきましては、平日2時間、休日につきましては3時間というところで活動のほう行っているところでございます。

変形労働時間制についてでございます。こちらにつきましては、国のほうでも令和3年度4月からというようなところでございまして、北海道のほうも現状それに向けて今道議会のほうで条例が提案されるような話も聞いております。しかしながら、具体的などころまだこちらのほうで分からない部分もございまして、どのようにというところもございまして、道のほうの条例ですとか道のほうの動きを注視

しながら、こちらのほうは検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

出退勤システムについてでございます。こちらにつきましては、予算委員会の際にもご答弁させていただきました。先生方のパソコン一台一台に出勤のボタンと退勤のボタンがあると。来たときに出勤のボタンをクリックして、退勤のボタンをクリックするということで、日々の出退勤の時間を積み上げていくと。それを委員会のほうに学校ごとに毎月提出をいただいて、うちのほうで内容のほうを確認をさせていただいているというふうなことで、活用のほうしているところでございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 英語教育のほうは、これから増えていくわけですから、当然担任の先生が主軸になっていらっしゃるというお答えでありますから、心配は尽きません。現状の中で、臨時職員なり担当の先生に力を貸していただくということでもありますから、さらに負担が増えていかないような目配せといえますか、心がけを持っていただきたい、このように思います。

働き方改革プランのほうですが、令和2年の3月に改定なされたのですね。これはそのプランを見せていただきましたら、一つは実際に先生方の労働時間がどうなのかということが一番問題なのですよ。60時間を超えるというのは、つまり過労死ラインが60時間ですから、これを超えてはならないと。そして、時間外勤務は月8時間を超えてならないということになっていました。

実際のこれは幕別町ということではないのですけれども、本来的に教員の勤務時間、平日は7時間45分、週38時間45分ということなのだけれども、実際にはこれを超えて、そして過労死ライン相当と見込まれる教員が小学校では23%、中学校では46.9%ということで、ずっとやっぱり改善がされていないのですよね。ですから、このプランを通して現実に教職員の負担を軽減するということまでしっかり行かないと、意味合いはないと思うのです。だから、これを改定なされて、さらに先ほど申しあげました時間に近づけていくということなのだと思うのですけれども、現実に今、令和元年の小学校、中学校の先生方の勤務時間というのは、どうだったのでしょうか、伺います。

それと、パソコンで管理なされているということで、これはそれぞれ先生方のパソコンについているということですが、あくまでも自主申告といいますか、自らご本人の学校に設置されているパソコンに出てきたら押す、帰るとき押すということですから、これ勤務時間の管理というのは、基本的に学校経営者といいますか、今は校長先生になるのだらうと思うのですけれども、そこできちっと実態に合った把握をして、委員会に報告をするというのが大事なことだと思うのですけれども、このシステムでは、それが担保されないのではないのでしょうか、どうですか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 小中学校の先生方の勤務時間でございます。先ほど申しあげました、あくまでも昨年度につきましては、その60時間という基準を決めておりましたので、そちらのほうを基準にこちらのほうで検証をしていたというところもございまして、一人ひとりの勤務時間については、それを超えていないというような認識でございました。

それと、出退勤のシステムについてでございます。先ほど、すみません、こちらのほうで先生方がシステムのほうを使って、教育委員会に提出というようなお話をしたのですけれども、実際には管理職のほうでそこを確認をしまして、その後に委員会のほうに提出をしてもらっているという状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 委員会のほうに既にデータが来られているということですね。そうであるならば、現実に60時間というのは、一定のプランの目安だけであって、実際は45時間を超えることに問題があるわけですね。こういった視点で、そのデータを見ていくと、委員会として教職員の現実の勤務実態がどうなのかということは把握できるのではないのでしょうか。そして、次の改革プランというのがつながっていくものだと思うのですけれども、そういった把握はなされていらっしゃるのでしょうか。

それともう一つ、先ほどちょっと2回目の質問に漏れてしまったのですけれども、変形労働時間のことにつきまして、今年度から道が条例をつくって実施ということでありましたけれども、このアクション・プランの広告の中では、既にその働き方改革を進めるために、目標としてはこの変形労働時間を活用するというふうに答えられているのですよね。だから、実際に取り入れているのではないかと思うのですけれども、このこと自体は教職員の本当の意味の労働時間の縮減にはなっていないよと、超えた分どこかでまとめて休みなさいというようなことでもありますから、1日を通してあるいは週を通して月を通しての、きちっとした労働管理、勤務時間ということにはなっていないところが問題なのですよ。それを100%の割合で活用ということがありますので、私としてはこれもやはり問題意識を

持って、もう最終的には教員増しかないのだと思うのですけれども、現実に今の状況よりも負担が軽減されるということに、しっかり向かうことがこのプランの意味だと思います。いかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） アクション・プランの関係でございます。確かに委員がおっしゃるとおり、負担軽減につなげなければ、このアクション・プランの意味はないのかなと思っております。まず、根本的には今おっしゃったように、これ定数の部分が一番大きいなというのが、まず1点あります。

それと、先ほど言いました変形労働時間制の部分、これはたしか期間が1年間延びるとというのが、今後の、先ほど課長が言っていた道条例というのはその部分で、現状もその制度はあるという部分でございます。その中の期間の半年間ならその制度を使いますよ、それが今後は1年間だとか延びますよと、その延びた中で取れますよという制度改正があるという部分での、今ありますそのプランの中で言われている100%は、その旧、改正前の部分の変形制度の活用という意味合いですので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、いずれにいたしましても、今お話のあった、ご指摘のありました教職員の業務の負担軽減という部分は、当然教育委員会といたしましても、今、課長から申し上げたように、試行段階での部分を去年は実施しております。ただ、これからそういったものは積み上げたものをしっかりと分析して、例えば業務の見直しもこれ一つあると思っております。

それと、私どもの教育委員会からのいろいろ例えば細かい話をすれば、いろいろ調査だとかいろいろな部分があります。省略できるもの、簡略できるもの、そういった事務的なものも見直しの中で、教職員の負担軽減になるべく近づけるプランを達成できるように。根本的には、委員がおっしゃったように、定数という部分でやはりなかなか少ないのかなという部分は、感触としては持っております。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 長く続いてこられた教職員の負担増ということでもありますから、1年、2年で簡単に改善されるというのは、なかなか難しいのだと思うのです。努力をしようということで、このアクション・プランに手がけられたということでもありますから、そこはそこで期待をしていきたい、このこと自体は評価をしてやっていきたいと、このように思うのです。

それで、やはり私、現場が大事だと思いますので、委員会と現場との関係というのを本当に密にさせていただいて、前段お答えありませんでしたけれども、実際に幕別で仕事をなされている教職員の方たちが、1日どのぐらいお仕事されているのか、そうやってデータが来られるのであれば、きちっと押さえて分析して、次の手だてを打つということが大事だと思うのですよね。

それと、その部長お答えいただいた業務の見直しなんていう点では、それこそその現場の意見でね、例えば先ほど小田委員からもありましたけれども、授業改善推進チームのその取組などについては、随分現場からは負担が大きいというのもあったわけですね。だから、そういうところを改善されながら、全体としてきちっと何ていうのでしょうかね、目標に達成させていくということが大事だと思います。

これから令和2年3月に改定なされていきまして、一年一年きちっと達成の度合いを確認しながら行かれると思うのですけれども、まず今までの取組の現状は大まかに分かりましたので、今後、今言った提言も含めて、ご努力を求めて終わりたいと思っております。

○委員長（内山美穂子） 審査の途中ですが、この際11時25分まで休憩いたします。

11:18 休憩

11:25 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続き、審査を始めます。

委員の皆様、説明員の皆様をお願い申し上げます。

質疑、答弁は簡潔をお願いいたします。

それではほかに質疑のある方、挙手をお願いします。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 1点お伺いいたします。

228 ページ、3項学校教育費、1目学校管理費の部分です。230 ページ、3項中学校費、1目学校管理費に関わってお尋ねいたします。

いわゆるコロナの影響についてであります。2月12日に道知事の休業要請を受けて、翌13日から学

校が一斉に休校になりました。その間、一時期再開はされたのですが、2月28日の知事による緊急事態宣言によりまた休校が延び、その間、春休みまで延びて、その学年はその状況のまま卒業式を迎えることになりました。ここでお聞きしたいのが、この間、教育委員会としてどのような調査であったのか、評価であったのか、検証についてあったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 昨年度、コロナの影響で学校のほう休業、臨時休業2月28日から3月24日、3学期いっぱい休業としたところでございます。こちらにつきましては、こちらに行き着くまで、校長会ですとかと協議を重ねていったところでもございますし、この間、学校ずっと休みになるものですから分散登校を行ったり、各卒業式につきましても、保護者は入れない状況の中で実施をしてというところで、授業のほうもなかなか全て網羅はできなかったのですけれども、分散登校を行って子どもたちの健康管理ですとか、そういったところを行うことですか、卒業式など、そういった授業も最低限といいたいでしょうか、そういったところを行ってきたという状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） なぜ評価についてお聞きしたかといいますと、こちらに幕別町の教育委員会活動状況における点検報告書というのが、毎年教育委員会から出されています。特に今年については、2月、3月でそういった状況がありました。特に2月の下旬から学校がお休みになりました。3月については、緊急事態宣言があったので、外出自粛が打ち出されて、きっと教育委員会の活動が全て中止になったのではないかと推察されるところであります。にもかかわらず、報告書にはコロナの影響について一切書かれていないのですよね。なぜこのような状況になったのか。先ほど小田委員の答弁にありましたが、コミュニティスクールで会議ができませんでしたが、学校給食についてもありませんでした。にもかかわらず、この評価については一切そのことが書かれていないですし、評価についても一切触れられていないのですが、なぜそのような状況になったのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 昨年度、学校のほう臨時休業したという状況がございました。点検評価報告書につきましては、令和元年度の事業ということで計上のほうをさせていただいております。こちらにつきましては、毎年度もちろん見直しをして常に改善のほうを行っているところでございます。今年度につきましては、そういった事業も一部載っていない部分もございましたので、来年度以降につきましては、今年度の臨時休業等もございまして、そういったところのほう、内容のほうについては随時検討のほうをしていきたいと考えているところでございます。

○委員長（内山美穂子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） やはり授業をどうであったのかということの評価して、次につなげることが大変重要だと思うのです。特にここに、授業の進捗状況とか、今後の課題、今年はどうであったのか、そして対応してきたのかということをややはり評価として出されているのです。今年はどうであったのかというのを載せて、コロナで休校した、コロナで中止となってしまったことについて評価をして、次年度に生かすべきではあると思うのですが、そこについて答弁をお願いいたします。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 事務事業評価の部分につきましては6基総、総合計画の中で定めた柱に沿ってまとめております。その中で事業別という形で各種事業、事業別といいますと、その政策の方向性に合わせてどんな事業がそこに付随していくかという形で、個別具体的な部分ではなく、相関的な形で評価しているということなので、今言ったコロナ対策の部分については、これは個別具体的ということで考えておりますので、これはこれとしてこの事務事業というよりも、実際の個々の取組ですとか、実務的な部分の中でどう取り組むかということで、これは日々、その状況に応じて検討しているといった状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） いつどういう状況になるか分からないところがあります。やはり評価についてはしっかり検証するためのものでありますので、内容については柔軟に、どういう状況があったのかというのは記載して、次年度に生かせるためにもやはり残しておくのが大切だと思うのです。そういったところにも反映させるべきだと思いますので、その辺のほうは柔軟に対応を求めたいところがあります。

もう一つ、先ほど課長の答弁で、今年度の取組をお話をお聞きしたところであります。授業時数の変更に伴って活動、いわゆる小学校における文化活動においては少しずつ自粛しながら教育時間の確保に努めてきた。夏休みの短縮もその一つの要因ではあったと思うのですが、先ほど中橋委員がお話した

とおりに、授業時数が今年特に新学習指導要領によって大変増えています。そうした中でも行わなきゃいけないというので、子どもたちの負担がすごく重くなっています。よくお聞きするのが、体調を崩しても、学校に行かなくてはならないというお話を聞きます。状況をよくお聞きすると、やはり学校休んでしまうと、授業についていけなくなってしまう。1日休んでしまうと、もう分からなくなってしまうところまで進んでしまうというお話をお聞きしました。やはりもう既に学校の授業時間、限界に来ているのではないかと思います。この機会にどういったものであるべきかを、もう一度教育委員会として考えていく必要があるのではないかと思いますので、その辺についてはどうお考えですか。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 時数の部分でございます。今回のコロナによる影響の部分の時数の部分については、ある程度夏休みの期間中で回復しているというふうにお聞きしております。したがって、前回のプラス分もありましたように、子どもたちに対する負担という部分は、なるべくそれはかからないような形で、学校も工夫しながら実施しているとともに、時数については、今のところ大きな何か変化があれば別ですが、ある程度回復して、その程度今後は順調に進められるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） やはり教員の負担も大きかったと思います。しかし、子どもたちの負担もこの間すごく増えてきています。そういったところを聞き取り、学校評価制度でもよいと思うのですが、何かの形で聞き取るようなことをしていただければと思うのです。やはりすごく授業が早いです。本当に授業がついていけなくなって、そういうふうにはできない子どもたちが、今年すごく増えてくるのではないかなということに危惧するものですから、やはりそうしたところを教育委員会としてつかんで、現場の先生たちとともに、どういった取組ができるのかを検証していただければと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） その辺の部分につきましては、しっかりと学校現場と協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） このほかに質疑ございませんか。
小島委員。

○委員（小島智恵） 218 ページ、2 目事務局費、7 節賃金の中の子どもサポーター賃金ということで、サポーターさんというよりは、不登校についてお伺いしますが、資料にありますように、小学校については1校6件でありました。これは1校で6人という人数になるかと思いますが、念のため確認をさせていただきます。

また1校に集中しているということで、当然、学校名等は特定されますので、お答えできないことだと思いますけれども、これは何か特別な事情があって、このように集中してしまったのか。原因つかんでいることがありましたら、お答えいただきたいと思います。

それと資料にはないのですが、まっく・ざ・まっくの利用については、どういった状況にありましたでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 不登校の児童についてでございます。こちら資料にありますとおり、小学校につきましては1校6人ということで、不登校児童という結果となっております。各学校におきましては、不登校傾向の児童生徒に対しまして、面談ですとか家庭訪問を行いながら、解消に向けて動いているところが各学校あるところでございます。結果といたしまして、1校6名という結果、不登校児童がいたという結果でございます。

まっく・ざ・まっくの利用につきましては、昨年度は小中合わせて15人の児童生徒の方々がご利用いただいているという状況でございます。

申し訳ございません。1校に集中している状況、決して集中しているというわけではなくて、各学校で取組は行っているのですが、結果として1校6人の方が不登校となったという状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 小島委員。

○委員（小島智恵） それですと、取組はされているということで、たまたまこれは集中してしまったというふうに理解していいのか。もしくは1校ということですから、その学校の体制、十分だったのかというところなのだと思いますけれども、先生なんかも対応できるような先生じゃなかったとか、若手の先生で

対応できなかったとか、いろいろと考えられなくもないのですけれども、学校側としての対応、この1校なののですけれども、きちんと充てられていたのでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） もちろん各学校同じなののですけれども、同じような対応をしております、この学校につきましても、それぞれ管理職ですとか担任ですとか、家庭訪問や面談のほうを行っておりますので、この学校がどうこうというところではないというふうに考えているところでございます。

○委員長（内山美穂子） 小島委員。

○委員（小島智恵） 一応受け止めますけれども、1校に集中したということがすごく不可解に感じたのですけれども、子どもサポーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさん、配置されておりますし、特に子どもサポーターは平成25年から3人体制に拡充ということで手厚くされていると。

また、まっく・ぎ・まっくという子どもの居場所もあるということで、これは先ほど利用15人ということで、これは中学生も含まれているかと思うのですけれども、小学生では何名とか、そこまでの詳細は分かるのでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 小学生は3人の児童がご利用いただいているというところでございます。

○委員長（内山美穂子） 小島委員。

○委員（小島智恵） そういったところにまでつなげていっている子もいるということでもありますね。相談体制、また支援体制ありますから、そういったところともきちんと連携しながら、今後とも不登校への対応をしっかり行っていただきたいと思います。何かありましたらお答えいただきたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 今後におきましても学校対応はもちろんです、子どもサポーター、スクールカウンセラー等々それぞれのほうを活用しながら、不登校児童生徒の解消に向けて取組を行ってきたいというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） このほかに質疑はございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 大きく3点お伺いします。228ページからの2項小学校費と3項中学校費に関わってです。

コロナを受けて少人数学級の課題が、今の子どもたちを救うために急がないといけない課題になっていることが共通認識になりつつあります。それを踏まえて、一つは町としてできるところからやっていくということについて検討されているかどうかを伺います。

それと、30人以上のクラスがどれだけ小中学校の中にあるのか。そのうち1、2年生はどれほどあるかということ。それと、今、支援のお子さんを入れて35人となっている1年生のクラスがどのくらいあるか。これを支援のお子さんを入れて35人以下にするという検討はされているかどうかという点です。

2つ目ですが、同じく小中学校費に関わってです。昨年3月の予算審査特別委員会で、保護者負担となっている補助教材について議論がありました。町内の小中学校のうち、最も高いところは最も低い学校の1.8倍、中学校では高いところは低いところの1.5倍の差があるといふように議論されていましたが、これ現在どうなっているか。均衡化に向けて何か検討されてきているのかを伺います。

最後3点目ですが、224ページの6項学校給食センター管理費の11節需用費、給食材料費に関わってです。一つは輸入野菜、輸入小麦の割合がどれほどあるか。2点目は冷凍加工食品の割合がどれほどあるか。3点目ですがアレルギーのお子さんが、今、大体学校給食の検討委員会、そこで全体の1割ぐらいのお子さんにアレルギーがあるということが報告されているかと思うのですが、牛乳を豆乳に替えるだとか、アレルゲンの入っていないものをなるべく使うようにしているという努力もされているのですが、それでも今、給食を欠食しているお子さんが5人程度いらっしゃいます。このアレルギーのお子さんに対して、給食が提供できないか検討している点があれば、お伺いします。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） まず、30人学級についてでございます。こちら学級編制上は、特別支援の子どもたちを入れないという学級編制になっておりますので、あくまでも普通学級で30人を超える学級数でございます。学級数につきましては、5学級が今30人を超えている状況でございます。そのうち1、2年生については、30人を超えている学級はないというところでございます。それと中学校に

つきましては、30人を超えている学級は、4学級が30人を超えているという状況でございます。

保護者負担についてでございます。学校の補助教材につきましては、各学校開きがあるというところは押さえてはございます。学校で使用する教材につきましては、学校ごとでどのように使うか、どれを選択するかというところは、学校経営の中で、学校のほうで決めているというところがございますので、そういった状況で学校のほうで補助、保護者負担を決めているという状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） まず最初に、輸入食材の関係についてでございますが、先ほど野菜と小麦ということでご質問があったところでございますが、野菜につきましては、やはり国産、道内産、千葉産といったもので、輸入している食材については現状使っていない状況でございます。小麦につきましては、小麦の単体での使用食材というところはないところなのですが、実際、加工品の中に、そういった外国から輸入されている小麦を使用した食材は使っている状況でございます。

あと冷凍の割合なのですが、学校給食センターにおきましては、材料について結構多数の材料を使っております。そういった関係もありまして、全体での割合というのはちょっと押さえてはいたのですが、大体1日当たりでいいますと、野菜関係は全て冷凍ではなくて、そういった生を使っている状況でありまして、副食もコロッケですとかそういったものが冷食といったような状況でございます。

あとアレルギーの関係でございますが、先ほど10%台というところで推移はしているところではございますが、令和元年度におきましては222人ということで、小中学生全体の割合で10.46%というパーセンテージでございます。給食センターのアレルギー対策といった部分でございますが、やはり施設状の問題もありまして、アレルギーを持つお子様に対してはお弁当、欠食されている方についてはお弁当を持参していただいている状況であります。しかしながら、食材、そういったものでは、今、アレルギー対応のアレルゲンフリーといった食材が出てきて、数多く本年度においても少し量が増えているというような状況でございますので、そういったものを積極的に使いながら対応はしていくというような考えでございます。

○委員長（内山美穂子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 給食については分かりました。

まず少人数学級のことですが、最初に質問した内容で、町としてできることからやっていくという検討がされているかということについて改めて伺います。

それと、支援のお子さんを入れて35人以上となっている1、2年生のクラスの数をお伺いしたつもりだったのですけれども、それについては分かるでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） あくまでも先ほど申し上げましたのは、支援のお子さんは学級編制上別としなければならないということもありますので、普通学級で30人ということで答弁のほうをさせていただいたところでございます。

少人数学級検討されているのかということでございます。こちらにつきましては、一般質問でもご答弁をさせていただいております。我々といたしましては、各所に要望書を出して、国のほうで政策なり道のほうで政策というふうにご検討しておりますので、そちらのほうに要望して、今後につきましても、そちらのほうで進めていきたいというふうにご検討しております。

○委員長（内山美穂子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 自治体によっては、町の単位で、少人数学級をできるところからやっていくということで動き出しているところもあると思うのですが、今のところ、幕別町では、そういうことについて考える予定ではないということで認識は間違っていないでしょうか。

やはり今のコロナのことも受けまして、子どもたちの心のケアの問題や、学習、学びの保障の問題、また感染防止の観点からも、急がないといけないということで、全国知事会や文部科学省も言い始めている課題にもなっていますので、実際に動き出す可能性もあるということもありますので、ぜひ検討をしていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 少人数学級に関する部分でございますけれども、まずは検討していないのかという部分でございます。今、うちのほうでは、予算、決算でも示されているように、特別支援教育支援員を配置しております。なかなかその試算もしているという経過はございますが、多額の、やはり教員免許を持って、それなりに指導できる方を配置する、人材の確保もそうなのですが、それに加えて非常に大きな経費を伴う、財源的な負担を伴うということもありまして、この部分につきましては、

単独で配置するという事は、なかなか難しいのかなど。課長も申し上げたとおり、今後とも、これは教連等も同じように要望している部分でございます。定数等の部分、少人数学級という部分の要望をしていますので、そういった活動、要望等を通じて、うちのほうとしては対応しているところでございます。

○委員長（内山美穂子） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 先ほど支援のお子さんを入れて 35 人を超えているクラスについて、数はお答えいただかなかったのですが、実際には、例えば白人の 1 年生でしたら、支援のお子さんを入れて 38 名ぐらいになっているかと思えます。北小学校もさらにそれより多い状況になっているかと思えます。そういった学校でも、教室の空き数があるという条件もあるところもあるかと思えます。先ほど言われたように、教職員の人の配置の問題がすごく大きいかというふうにも思えますので、一律に全部ということにはならないと思うのですが、少しずつでも歩み始められないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 基本的には、普通学級の中で特別支援の学級の生徒が入るということはあるか、あることですが、基本的には学級としては特別支援学級と普通学級という形で分かれています。教員もそういった配置をされています。したがって、普通学級で親学級のほうで指導を受けている場合については、当然その特別支援学級の先生もサポートする形で入っている形になりますので、あくまでもそこは普通学級なのか特別支援学級かという部分の中での職員配置ということで、定数上もなっていますし、もちろんうちの特別支援教育支援員も配置されていますので、その中で対応できているもののかなというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） このほかに質疑ございませんか。

野原委員。

○委員（野原恵子） ページ数は 230 ページ、234 ページ、2 目教育振興費、20 節扶助費についてです。この点につきまして、就学援助なのですが、資料の 151 ページを見ますと、平成 29 年、30 年、令和元年、この表が出ております。申請者と認定者、ここでは申請者がそれぞれ小学校では 25 人、95 人、61 人と、申請者は多いのだけれども、認定は少ない。中学校でも同じ状況が生まれております。ということは、やはり子どもを抱えているその世帯では、就学援助の申請をしているということでは、そういう生活状況の中で教育の負担が大変重いという、そういう表れではないかと思えます。それで扶助を受ける世帯も減ってきております。その要因はどのように押さえているのでしょうか。

私としては、今、生活保護の基準に就学援助はなっております。2018 年から生活保護基準が下げられてきておりまして、特に母子世帯の中学生、小学生のいる家庭、それから高校生、中学生のいる家庭の生活保護基準が下げられてきております。生活保護のほうは級地によって違うのですが、3 級地のところでも、母子世帯の生活保護基準が下げられているのです。それでその基準によってということなのですが、幕別町はどこの生活保護の基準に基づいて就学援助の基準を決めているのか、その点も、要因と基準をお願いしたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 就学援助についてでございます。委員おっしゃいますように、資料の 151 ページで掲載をしております就学援助の状況で、申請者数につきましては 260 人、152 人というところになっております。申請後、認定を受けた方の率が下がっているという状況でございます。こちらにつきましては就学援助、生活保護基準の 1.3 倍というふうに決めておりますが、世帯の状況によっては、昨年の収入、該当年に入りまして、例えば体の調子が悪くて仕事に就けない状況になっていると、そういった世帯につきましては、再度収入のほうを確認をいたしまして、認定をしている状況でございますので、常にそういった世帯の状況を踏まえた中で認定ということになっております。認定の率が下がっているという要因について、詳しく分析のほうは、我々のほうまだしていないという状況でございます。

生活保護基準につきましては、幕別町といたしましては旧生保基準で算定をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 生保基準ということでは、2018 年以前の基準で生保基準を決めているという、そういう状況であるということですね。それで一つ、再度確認して家庭の状況によって決めているというこ

とでしたけれども、あくまでも生保基準の1.3倍を基準にして決めているということですよ。それで、今、保護率の下がっている要因というところでは、つかんでいないということなのですから、今、可処分所得ですよ、税の負担ですとか、国保税ですとかいろいろ上がっていますよね。均等割とかの負担も重くなっております。それから例えば国民年金などは、1人、今1か月1万6,540円です。そういう健康保険などもそういう制度のない、厚生年金ではなくて国保の世帯では年々負担も増えてきております。2人いますと3万2,000円、3万3,000円ぐらいの国民年金なのです。そういうことを考えますと、可処分所得が減ってきているのでは、低くなってきているのではないかと思います。ですから、今までの基準だけでは、以前に就学援助を受けていた世帯よりも使うお金、可処分所得が低くなってきている、そういうことを考えますと、生保基準の1.3倍、そこを見直しして子育てを応援していく、そういう姿勢が必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 幕別町の場合、生活保護基準の1.3倍ということで、基準のほうを定めさせていただいております。こちらの基準につきましては、管内の状況ですとか、全国的に見ましても1.3倍の基準を採用している市町村が、ほぼ1.3倍のほうの基準を採用しているというところを参考に、1.3倍というところの基準で運用させていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、世帯の状況、病気ですとかそういったところも既に加味をしておりますので、そういったところは、今、柔軟に病気ですとか世帯の状況はその都度確認をさせていただきながら、制度のほうを運用してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 他町村の状況を見てというお答えでしたけれども、他町村の例といいますと、音更町では今1.5倍、そういう基準になっております。他町村を比較してということではなくて、それも大事なのですけれども、今の幕別町の子育て世代の現状をしっかりと把握して、そういった方々に、きちっと応援をしていく、そういう姿勢が安心して子育てできる町、こういうことにつながっていくと思います。確かに教育に関しては、修学旅行の援助、助成などは、本当におじいちゃんおばあちゃんたちからも喜ばれて、他町村にはない制度だと、それは重々承知の上なのですけれども、やはり押し並べて、どの世帯にもというか、子育て世代を応援していくということでは、ぎりぎりの状態、生活保護基準よりもちょっとぎりぎりの世帯を応援していくということでは、就学援助の助成を上げていく、そのことが大事だと思いますけれども、その点はいかがですか。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今回の就学援助の関係ですけれども、申請者数も年々減っている。児童生徒数が減っているということもあるのかもしれませんが。子育て世代にということで、今、現状では全国的な平均値の1.3倍という形の計算、算出根拠を持っております。やはり子育て対策として可能な限りいろいろな財源的な部分もありますけれども、支援できるものは支援できればいいのですが、なかなか全ての部分において、そういった部分、例えば1.3倍を1.5倍ですとか、いろいろな部分のお考えがあるかとは思いますが、今、現時点ではなかなか1.3倍を引き上げるといふ部分については、ちょっと厳しいのかなというふうに考えております。そのほかの子育て支援として、先ほど委員のほうからもお話がありましたように、修学旅行の支援ですとか、そういった部分で町としても対応しておりますので、今この部分についてすぐ引上げを検討するという段階では、まだちょっと早いのかなというふうに考えています。

○委員長（内山美穂子） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、すぐ引き上げるといふことは考えていないということだったのですけれども、この申請者と認定の差が、かなり大きいかなと私は思うのです。ですから、そういう世帯も就学援助を得たい、そして子育てをしっかりと行いたいという、そういう数字でも、私はあると思いますけれども、今すぐできないというお答えでしたけれども、そういうことも含めて家庭の事情ですとか、そういうことをしっかりと分析して、検討を進めていっていただきたいと思います。

お答えがありましたら、ぜひお答えをお願いします。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 以前答弁でもありましたように、貧困世帯、いわゆる7人に1人、まさに就学援助も7人に1人というような数字的には大体一致しているのかなと、現状では捉えております。したがって、今この時点でこれをしっかりといふ部分においては、貧困世帯の数と一致しているものから、ある意味ここは適正な部分なのかなというふうに実は考えておまして、この部分の検証とい

いますか、現状においては適正な率で今支給しているものなのかなというふうに判断をしております。

今、現時点での話で、今後、将来的に現状の変化、状況の変化に応じて、こういった部分を検討する時期が来ましたら、当然それは考えていかなければいけないというふうには思っております。

○委員長（内山美穂子） ここで質問を予定されている方を確認しますので、挙手をお願いします。

（挙手する者あり）

審査の途中ですが、この際午後1時まで休憩とさせていただきます。

12:06 休憩

13:00 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

石川委員。

○委員（石川康弘） 1点だけお伺いをいたします。

ページ数は236ページになりますでしょうか。資料のほうは161ページの生涯学習講座についてお伺いをしたいと思います。決算資料161ページの15です。生涯学習講座とありますけれども、これが社会教育費につながるのかと思っているのですが、もし違ったらごめんなさい。

私たち、今、人生100年時代というふうに言われていますけれども、65歳で退職したとして、あと35年という長い年数があるわけなのですけれども、その中で私たちはどのように生きるべきか、このテーマとして、この15のところに書いてありますけれども、人生を心豊かに過ごし云々と書いてありますけれども、この中身を見ても受講者数も減っていることもお聞きしたいのですけれども、この中にメンタル的なことが意外と書かれていないというか、テーマとして挙げられていないのです。今、スポーツ選手も現代は非常にメンタルの部分非常重视にしているのです。私たちも人生の中で、生涯を通じて、そういうメンタル的なことを学んで教育を受ける必要が生涯にわたってあるのだと思うのです。その中で教育委員会として、この辺についてはどのようにお考えしているのか。受講者数も減っていますね。そういった中でテーマをどのように改善していったらいいのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 教育委員会で行います生涯学習講座についてであります。現在、生涯学習講座におきましては、百年記念ホールの指定管理の中に含めまして、ホールのほうで開催させていただいております。以前、町が直接行っていたときと比較しますと、大幅に講座数、参加人数も伸びているような状況であります。こちらの平成29年度からの3か年を比較した場合ですと、講座数若干落ちてはいますが、令和元年度につきましては、年度末の施設、コロナに関係しましてかなり講座のほうも中止とさせていただいております。そういった部分が、講座数と利用人数のほうが若干減っておりますが、内容的にも以前にも増して充実して、通常では教育委員会で行っていなかったようなパークゴルフの教室ですとか、それも座学を含めまして、ルールから学ぶといった工夫のある講座を取り組んでいる状況であります。今後につきましても、各講座開設時に参加者のアンケートを取っていきまして、ニーズに応えた対応をしていきたいというふうに考えております。

メンタルの関係ですけれども、委員おっしゃるように、そちらに重きを置いて開催はしておりません。今後、そういったこともホールのほうと相談しながら検討していくことはできるのかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（内山美穂子） ほかに質疑はございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） ページ数でいいますと、228ページからの2目小学校費、3目中学校費に関わって質問をさせていただきたいと思います。資料でいうと141ページ、それから143、144の3ページになります。142ページはちょっと違いました。

児童数、生徒数と学区の関係について。町内全体を見るとまたいろいろと議論がありますので、札内地域の小学校3校、中学校2校のことに関わって質問をさせていただきたいと思っています。

141ページの表を見ると、過去9年間の小学校児童数、中学校5校の生徒数がどうだったかということが分かる、そういう資料になっています。そういう中で札内地区の小学校を見ると、2011年から2019

年の8年間の中で、生徒数は、児童数は大変減っていった、白人小学校でいうと、179人が令和元年度の人数、6で割ると普通学級の1学級30人ということになるわけなのですが、かつての人数を思えば、随分と小さくなってしまったな。割合でいうと、この8年間で人数は57%になり、札内北小も61%になり、札内南小は逆に119%という、札内地域の中ではバランスのちょっと違うそういう数字となっている。札内の中学校、札内中、札内東中については、今298、244と普通学級の生徒は、そんなに人数は変わらないのだけれども、過去に北小からの卒業生が、どちらかを選択できるというときには、札内中のほうに人数が集中してしまっていて、それを元に戻して北小学区は東中なのだとしてから、人数が少し均衡になってきていると、そのような傾向も見えるわけであります。

それで質問したいことというのは、まず一つ目、144ページの表、ここで北栄町等の児童の札内北小への区域外通学者数が分かるわけです。札内北小にその地域から4人、札内南小には35人、大変ここでアンバランスな数字が出てくるわけなのですが、ここで北小が選ばれない、南小が選ばれる理由、教育委員会としてはどのように押さえているらっしゃるのかお尋ねしたいこと。

それから143ページに戻って、ここで札内北小の6年生が中学校を選択することができる、その中には札内中が1人、残りが札内東中。基本的な学区は札内東中でありますから、この1人の方はどういうことなのかなど。北栄町等の児童が札内北小に進めば、中学校進学の際にどちらか選べるという、そういう条件があったかと思うのですが、そういうことでこの1人の方は選んでいるのか、そこを確認させていただきたい、そこから議論に入りたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 北栄町等の児童の学校の選択についてでございます。こちら資料にありますとおり、令和元年度につきましては札内南小を選択している児童が35名、北小を選択している方が4名ということで、割合といたしましては南小が89.7%という状況でございます。こちらは保護者の方にお話を伺ったところ、北栄の団地から南小と北小をどうするかと考えたときに、やはり国道を渡らなければいけないというところが、選択の理由の一つではないかという話をお伺いすることがあります。また国道につきましては交通量が多い中、児童が渡るというところに、やはり心配をしているご家庭も多く、そういったことから南小を選択している家庭が多いような話を伺っているところでございます。

資料の143ページになります。1人の児童が札内中を選択している状況でございます。こちらにつきましては、兄弟が札内中に通っているという状況がありまして、この児童については札内中学校を選択したという状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 分かりました。それで国道のことが、国道を渡る渡らない、要するに危険なところであるという認識が、北小ではなくて南小を選ぶという、そういうことになったということでありましたけれども、さきにも言いましたように、すごく札内地域でバランスの悪い小学校の数字になっている。人数が多くなろうと少なくなろうと、それはそれで学校運営の仕方というのはあるわけで、学校関係者の努力の中で、学校運営がちゃんとされるものとは思っているのですが、この南小だけがすごく大きくなっているものだから、すごくということもないけれども、相対的に大きくなっているものだから、この中では断トツで大きいものだから、このところは工夫の余地があるのかなど。その中で考えられる方法としては、北栄町等の児童の入学先というところになるのだと思うのです。学年の途中で変わるということはないと思うのだから、入学のときに北小を選択すると、そういうことをしてもらえないものかなというふうに思ったわけであります。

どうなのでしょう。ここで小学校入学の際に、どのような形で北小にする、南小にする、そういったことを保護者にお尋ねしているのでしょうか。保護者の中で、特段、選択のための何か主張とかいうことはなく、感覚的に言ったらおかしいのですが選んでいるのか、それともいろいろと北小のよさ、それから南小のよさ、そういったものを提示している中で選んでもらっているのか、ちょっとその辺のところがとても興味があります。いかがでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） 学校選択につきましては、例年11月頃になりますが、対象保護者に対しまして、どちらの学校を選択しますかというような希望者の選択の状況を聞いている状況でございます。その際には、どちらの学校がどうこうというようなところまではお示しはしておりません。あくまでも対象地区にありますので、どちらの学校を選択しますかというところで、選択のほうをしていただいている状況でございます。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） そうしましたら、教育委員会としての見解をお尋ねしますけれども、こういうふう
に、本来、北栄町等の学区は北小なのだけでも、ほとんどといっていい数字が学区外に行っている。
このことをどのようにお考えになっているのか。それから本来の町が、教育委員会が定めている学区に
通ってもらうために、何か不安なことを取り除く、今、国道をまたぐということがありましたけれども、
そういったことなどを打ち出すことで、北小のほうに進んでもらえる、そのようなことにならないもの
か、そのようなことを考えていないのかをお尋ねします。私自身はやはり学区というのは経過のあるこ
とだから、歴史のあることだから、では学区を動かして3つの小学校を均等化しましょうというような、
そういうような考えは持ち合わせてなくて、今の学区の中で、いかにうまく札内の小学校が、学校運営
ができるのかなということの中で申し上げている、そのようなことなのです。では、ご答弁をお願いし
ます。

○委員長（内山美穂子） 学校教育課長。

○学校教育課長（宮田 哲） いわゆる北栄町の学区でございます。こちらにつきましては、平成 27 年
から実は南小が指定校ということで取扱いをさせていただいている状況でございます。国道の通学路に
つきましても、交通指導員を配置するなど配慮はさせていただいている状況でございます。今後につき
ましても、南小については、昨年度が 651 人の児童数がございました。そこがピークでございます。今
後、令和 6 年度では 556 人ということで、およそ 95 人ほど児童数が減ってくる状況でございます。今
後につきましても児童数は随時減っていく状況でありますので、現状のほうで運用をしていきたいと思
っております。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） では、私のほうで少し勘違いもあったということですね。それは分かりました。

やはり人数が少なくなることで、学校運営のことはそれはそれでということではあったけれども、例
えば歴史あるスポーツ少年団が小学校単独チームではできなくて、よその町の学校と一緒にやってやる
だとか、町内のチームでやるとか、そういうことはなるべくだったなくてというふうにも思ったりもし
て、各学校、少しでも人数がというふうな思いの中でやらせていただきました。

それで北小の区域については、ちょっと話は飛ぶところがありますけれども、北栄町の皆さん方の避
難地域は北小、北コミセンになっています。けども、ものすごく北栄の人たちの中からは、異論があ
るのです。何でそこへ行かねばならないのだ。理由はやっぱり 2 つあって、一つは小学校と同じ国道を
またぐということ。要するに、国道をまたがなくても生活圏として北栄町の方たちは基本的全部終わっ
てしまうのです。だから国道から向こうというのは、あまり生活圏になってこないのです。

それともう一つは、平成 28 年度の台風の際に、当時のハザードマップでは、防災のしおりでは、水
害時は北小、北コミセンは避難所ではなくて、避難勧告が出たときには、札内北町の皆さん方は、札内
中学校それから南小のほうに避難をされていると、そのような経過がありました。前回のしおり、その
後の改正された防災のしおり、それから今回新しくなった防災のしおりも、ちょっとこれは教育委員会
からまたいでしまいますけれども、札内地域の避難場所については北小、北コミセンなのです。だから、
前、避難勧告だった地域だったのに、町が大丈夫だということでの指定だけれども、避難所になるのだ
ということが疑問点があるというのが、2 つ目の疑問なのです。

生活圏、国道を越えることもあまりないし、ましてや俗に言う温泉道路、南 3 線の道路を越えてとい
うようなことでは、あまり北栄町等の皆さん方には、生活圏としてはあまり関係ないところで、そこで
向かいづらいということがあるのです。もしここでもっと北小に進むような子どもさんたちが、児童数
が増えてくれば、そういったことも薄まってくるのかなということも、学校のバランスのことが一番だ
けれども、2 つ目の理由として私は思ったりもしました。

本来の学区は 27 年度から南小になったのだということでもありますけれども、北小へも選ぶことが
できるということなわけですね。そうしたならば、北小もいいところなのだ、南小もいいところだけ
けれども、北小もいいところなのだ、という、そういうアピールの中で、この学校の人数の格差、児童数の格
差を少し減らすということはあってもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがで
しょうか。

○委員長（内山美穂子） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、お話がありました北小、南小のよさを伝えるといいいますか、そういった
部分ですけれども、学校のエリアの部分については、あくまでも保護者の方がどちらを選ぶかというお
考えを尊重して選ばれているということで、委員会のほうとして、北小がこういう学校だ、ぜひ行って

ほしいと、そういうような説明的な、学校がどういう学校かというのは、お伝えすることはできるのかなと思っております。ただ、最終的には、保護者のほうの判断の中で学校を選択しているというのが実態でございます。

○委員長（内山美穂子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 答弁は分かりました。理解したいと思います。

繰り返しになりますけれども、これから人数が減っていくのだというお話はありました。南小の人数ももうピークを過ぎて減っていくのだということはあったのだけれども、ほかの学校も減っていくのだというふうに思うのです。そういう中で、さっきも言ったような、学校の運営はいろいろできるだろうけれども、いろいろな行事が盛り上がるの欠けるものになっていくのではないかなというふうに思ったのなら、それも残念な気がして、そのような中で学校の人数の違いについては、いろいろと工夫をしていく余地があると思うものだから、何かのときに検討していただくことを、ぜひお願いをしたいなというふうに発言をさせていただいて、質問を終わります。

○委員長（内山美穂子） このほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 質疑がないようですので、10 款教育費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） ページ数でいきますと、256 ページでございます。

11 款 1 項公債費、予算現額 17 億 7,926 万 8,000 円に対しまして、支出済額 17 億 7,912 万 2,162 円です。

1 目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2 目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子と、一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、3 月 31 日から 4 月 1 日までの 2 日間で、1 件 10 億円の借入実行に係る利子であります。

続きまして、258 ページをご覧ください。

12 款職員費についてご説明を申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 17 億 7,944 万 7,000 円に対しまして、支出済額 17 億 7,471 万 6,145 円でございます。

1 目職員給与費は、特別職及び 211 人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものでありますが、3 節職員手当等の細節 11 の時間外手当につきましては、前年度に比べ、963 万 4,825 円、率にし 13.2%増となりましたが、要因といたしましては、統一地方選挙及び参議院選挙、さらには会計年度任用職員制度開始に伴う事務、消費税増に伴うプレミアム商品券事業に係る事務量が増となったものが主な要因であります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金、19 節負担金補助及び交付金は福祉協議会の負担金であります。

次のページをご覧ください。

13 款予備費についてご説明申し上げます。

13 款 1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありませんでした。

以上、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。質疑がある方。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 質疑がないようなので、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出、1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続き、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 歳入の説明をさせていただきます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 15 億 1,723 万 5,314 円に対しまして、収入済額 14 億 7,851 万 3,328 円であります。

不納欠損額につきましては 91 件で 332 万 3,920 円、収入未済額は 3,539 万 8,066 円であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 12 億 9,493 万 7,231 円で、前年比 309 万 6,693 円の減となっております。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 8,058 万 8,600 円で、前年度に比較して 1,267 万 4,900 円の減となっております。

建設、運輸業の企業業績が停滞傾向であることから、そのような減の要因となりました。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率で 99.41% で前年比 0.12 ポイントの増、また法人につきましては収納率 99.91% で、前年比 0.01 ポイントの減であります。

2 項固定資産税、調定額 12 億 395 万 9,581 円に対しまして、収入済額 11 億 8,564 万 4,401 円であります。

不納欠損額が 39 件で 136 万円 9,651 円、収入未済額は 1,694 万 5,529 円あります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 11 億 6,846 万 9,000 円で、前年より 2,293 万 8,400 円の増となっております。

家屋建築数の増が主な要因であります。

なお、現年課税分の収納率は 99.76% で、前年比 0.01 ポイントの増となっております。

3 項軽自動車税、調定額 8,063 万 3,173 円に対しまして、収入済額 7,937 万 2,585 円、不納欠損額は 40 件で 23 万 1,914 円、収入未済額は 102 万 8,674 円あります。

現年課税分の調定額では 7,922 万 9,200 円で、前年より 216 万 5,800 円の増となっております。

登録台数の増によるものであります。

なお、現年課税分の収納率は 99.55% で、前年比 0.27 ポイントの減となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 7,430 万 7,339 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 201 万 3,412 円の減であります。主な要因は、喫煙率の低下に伴う販売総本数の減少によるものであります。

5 項入湯税、調定額 1,130 万 6,150 円に対しまして、収入済額も同額であります。

次に、17 ページをご覧ください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 7,088 万 8,000 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 929 万 5,000 円、率で 11.6% の減であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 415 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比で、金額で 662 万 8,000 円、率で 3.4% の増であります。

3 項森林環境譲与税、調定額 1,132 万 3,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

令和元年度から新たに贈与税として交付されたもので、皆増となります。

4 項地方道路譲与税、調定額 27 円に対しまして、収入済額も同額であります。

19 ページになります。

3 款 1 項利子割交付金、調定額 229 万 3,000 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額にして 222 万 2,000 円、率で 49.2% の減となりました。

21 ページになります。

4 款 1 項配当割交付金、調定額 750 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 139 万 8,000 円、率で 22.9% の増であります。株式等の配当所得の増によるものであります。

23 ページになります。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 490 万 2,000 円、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 39 万 7,000 円、率で 7.5% の減であります。株式等譲渡所得割の減によるものであります。

続いて、25 ページでございます。

6 款 1 項地方消費税交付金、調定額 4 億 7,071 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比の金額にして 2,682 万 3,000 円、率で 5.4% の減であります。

27 ページになります。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 1,596 万 5,740 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして 28 万 9,548 円、率で 1.8%の増であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数は 2 万 8,607 人で、前年度と比較しまして 395 人の増、帯広国際ゴルフ場利用者は 3 万 1,187 人で、718 人の増となったところであります。

29 ページになります。

8 款 1 項自動車取得税交付金、調定額 3,932 万 63 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にして 2,204 万 1,937 円で、率で 35.9%の減であります。

1 項自動車取得税交付金、調定額 3,051 万 63 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 3,085 万 1,937 円、率で 50.3%の減であります。

2 項自動車税環境性能割交付金、調定額 881 万円に対しまして、収入済額も同額であります。

令和元年 10 月から新たに交付されたもので、皆増となります。

31 ページになります。

9 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に対して、収入済額も同額であります。

前年度収入額から同額となります。

33 ページになります。

10 款 1 項地方特例交付金、調定額 2,742 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比で、金額にしまして 680 万 8,000 円、率で 33.0%の増であります。

35 ページであります。

11 款 1 項地方交付税、調定額 57 億 7,736 万 1,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成 30 年度との比較では、普通交付税では 1 億 8,917 万 1,000 円、3.6%の増、特別交付税では 2,671 万円、7.0%の減となり、地方交付税全体では 1 億 6,246 万 1,000 円、2.9%の増となったところであります。

37 ページになります。

12 款 1 項交通安全対策特別交付金、調定額 399 万 4,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、2 万 1,000 円、率で 0.5%の減であります。

39 ページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 7,860 万 7,937 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目農林業費分担金、農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 9,297 万 9,632 円に対しまして、収入済額 8,557 万 4,603 円、不納欠損額は 14 万 6,340 円、収入未済額で 725 万 8,689 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者に係る負担金及び施設型保育施設保育料が主なものであります。

なお、不納欠損は、施設型保育施設保育料が 2 件であります。

41 ページになります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 3,629 万 5,264 円に対しまして、収入済額 2 億 1,836 万 9,478 円、収入未済額 1,792 万 5,786 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所保育料、入牧料、スキー場リフト使用料、町道の道路占用料、公営住宅使用料などが主なものであります。

なお、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料などとなっております。

43 ページになります。

2 項手数料、調定額 7,610 万 8,960 円に対しまして、同額収入であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目民生手数料の介護予防サービス計画等作成手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、4 目農林業手数料は嘱託登記手数料、次のページになりますが、5 目土木手数料は建築確認関係手数料等が主なものであります。

47 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 8 億 2,587 万 8,533 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものは、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や児童手当に係る国の負担金であります。

2 項国庫補助金、調定額 3 億 3,878 万 2,006 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、細節 4 無線システム普及支援事業費等国庫補助金が主なものであります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 1 地域生活支援事業費補助金、2 節児童福祉費補助金の細節 1 の地域子ども・子育て支援事業交付金、次のページになりますが、細節 3 子ども・子育て支援臨時交付金が主なものであります。

3 目衛生費補助金は、母子保健衛生費補助金が主なものであります。

4 目土木費補助金は、各種道路事業や公園、公営住宅などに係る社会資本総合整備交付金、5 目教育費補助金では、1 節小学校費補助金及び 2 節中学校費補助金の細節 2 特別支援教育就学奨励に係る補助金、3 節の幼稚園費補助金は、就園奨励費に係る補助金が主なものであります。

6 目商工費補助金は、次のページになりますが、消費税引上げに伴い、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とし、国が実施したプレミアム付商品券の発行事業に係る補助金であります。

3 項国庫委託金、調定額 597 万 2,294 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、外国人の中長期在留者事務に係るもの、2 目の民生費委託金は、基礎年金事務に係る委託料が主なものであります。

53 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 5 億 5,373 万 7,444 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金につきましては、障害者自立支援分や児童手当に係る負担金が主なものであります。

2 目農林業費負担金につきましては、農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものであります。

3 目土木費負担金は、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2 項道補助金、調定額 7 億 3,887 万 5,943 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金は、防災備蓄品の整備に係る交付金になります。

次のページになります。

2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金では、細節 1 の地域生活支援事業費補助金や、細節 4 の重度心身障害者の医療費補助金など、2 節の児童福祉費補助金では、放課後児童対策などに係る地域子ども・子育て支援事業の交付金、乳幼児医療費補助金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金は、健康増進事業に係る補助金、4 目農林業費補助金は次のページになりますが、細節 5 の中山間地域等直接支払事業や細節 10 の畑作構造転換事業補助金、細節 11 の産地パワーアップ事業、細節 13 の食料産業・6 次産業化補助金などが主なものであります。

2 節畜産業費補助金では、細節 1 地域草地基盤強化支援事業補助金などが主なものであります。

3 節土地改良事業費では、細節 3 の地域の活動組織が行う農地の保全活動に係る多面的機能支払交付金事業補助金、次のページになりますが、細節 5 の担い手への農地集積集約化を図るための基盤整備に対する農業者の負担軽減対策である農業経営高度化支援費の補助金などが主なものであります。

4 節の農林業費補助金は、各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などであります。

5 目商工費補助金は消費者行政に関する交付金、6 目教育費補助金はナウマン象化石骨発見 50 周年記念事業に係る補助金が主なものであります。

次に 3 項道委託金、調定額 7,776 万 5,994 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費委託金では、2 節の徴税费委託金の道民税徴収事務や、3 節の選挙費委託金の知事道議選挙及び参議院選挙に係る委託金が主なものであります。

2 目衛生費委託金、次のページになりますが、3 目農林業費委託金では、3 節土地改良事業費の委託金の道営土地改良事業に係る監督等の補助の委託金が主なものであります。

4 目商工費委託金では、権限移譲に伴います各種委託金、5 目土木費委託金では、1 節道路橋梁費委託金の細節 1 樋門管理に係る道委託金が主なものであります。

6 目教育費委託金は、スクールソーシャルワーカーの配置に伴います委託金であります。

63 ページになります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1,917 万 114 円に対しまして、収入済額 1,835 万 8,734 円、収入未済額 81 万 1,380 円であります。

1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

2 目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

2 項財産売払収入、調定額 5,555 万 988 円に対しまして、収入済額 5,080 万 7,938 円、収入未済額 474

万 3,050 円であります。

1 目不動産売払収入、1 節その他不動産売払収入は除間伐材、皆伐材の売払収入であります。

2 節土地売払収入は、忠類元忠類の土地売払が主なものであります。

2 目物品売払収入は、主に苗木などの販売に係る収入が主なものでございます。

3 目有価証券売払収入は、道内 7 空港の一括民営化に伴う帯広空港ターミナルビル株式会社の株式譲渡に係る株券売払収入であります。

65 ページになります。

18 款 1 項寄付金、調定額 1 億 9,705 万 8,693 円に対しまして、同額収入であります。

ふるさと寄付金の収入であります。

67 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 4 億 5,708 万 5,000 円に対しまして、同額収入であります。

1 目の財政調整基金繰入金は一般財源の調整分として、2 目の減債基金繰入金は当該年度の公債費に、3 目のまちづくり基金繰入金は、マイホーム応援事業補助金や札内東中学校のガラスブロック改修工事などに充当したところであります。

次のページになります。

20 款 1 項繰越金、調定額 2 億 386 万 4,549 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、調定額 226 万 1,586 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 400 円に対しまして、収入額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 5 億 4,635 万 9,138 円に対しまして、収入済額も同額であります。

各種貸付金の返済による収入であります。

次のページになりますが、4 項受託事業収入であります。調定額 813 万 5,618 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 目衛生費受託事業収入、後期高齢者医療広域連合からの受託事業、4 目教育費受託事業収入、学校給食に係る受託事業の収入などであります。

5 項雑入、調定額 2 億 7,123 万 8,644 円に対しまして、収入済額 2 億 2,675 万 1,559 円、収入未済額は 4,448 万 7,085 円であります。

次のページになりますが、4 目雑入は、1 節の住民健診等負担金から 79 ページの 6 節国民健康保険特別会計負担金まで、他の科目に属さない収入であります。

次に、81 ページをお開きいただきたいと思います。

81 ページであります。

22 款 1 項町債、調定額 11 億 4,058 万 4,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務債から 83 ページの 7 目教育債までと、次のページになりますが、85 ページ 9 目消防債は、各種事業に充当するための地方債の借入れであります。

次に 85 ページをご覧ください。

8 目の臨時財政対策債でございます。普通交付税の振替分であり、この記載の元利償還金につきましては後年次に全額交付税措置されることとなっております。

また 87 ページに、未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきたいと思います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑がある方、挙手をお願いします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 一般会計歳入につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 全款にまたがりますので、1 点だけ総括でお伺いしたいと思います。

非正規職員の動向について、令和元年度の動きがどうであったかということ、押さえさせていただきたいというふうに思います。

まず実数を教えていただきたいのですけれども、令和元年度におきまして、非正規職員の人数というのは何人であったのか。それは全職員に占める割合は何%になっていくのでしょうか。また特に非正規職員、女性が多いと、これは全国的なことなのですけれども、割合としては何%になるのか。また、賃金が200万円以下というのが一般的に言われております。幕別町の場合には平均賃金というのはいくらぐらいになっていくのでしょうか。

あと、代替の職員というのは臨時職員とまた別な押さえ方だとは思いますが、この代替に関わっては何人いらっしゃるのかということでありまして。まずはそこからお尋ねしたいと思います。

○委員長（内山美穂子） 暫時休憩いたします。

13:50 休憩

13:51 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続き、説明いたします。

ただいま資料を配布いたしますので、資料を配布してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。

もう一度、暫時休憩させていただきます。

13:52 休憩

13:53 再開

○委員長（内山美穂子） 審議の途中ではありますが、この際14時まで休憩させていただきます。

13:53 休憩

14:00 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、中橋委員からご質問ございました件について、ご説明させていただきます。お手元にお配りいたしました資料に基づきながら、説明させていただきますと思います。

はじめに、臨時職員の実数でございます。臨時職員の実数につきましては、裏面の一番下でございます。全体では336人でございます。その正職員と臨時職員との割合ですけれども、58.5%になります。

次に、女性の割合でございますが、女性の割合につきましては、私どものほうで全体は捉えておりません。ただ、実態としましては、ほぼ女性職員と。数人が男性職員いるというのは確認しておりますけれども、ほぼ女性職員でございます。数名でございます。申し訳ありません。

それと、代替職員の人数でございますが、代替職員の人数につきましては、全体でいいますと102名。この臨時職員の、代替職員を除くという数字を引きますとそうなりますが、102名が代替職員ということになります。

それと、平均賃金でございますが、これ平均賃金となりますと、今すぐ出る仕組みになっておりません。といいますのは、臨時職員の賃金、全ての賃金を、全部の課にわたる賃金を足しまして、職員の働いている日数で全て割らなければならないというふうになりますので、今すぐこの中でお答えすることができませんが、代表的な部分で申し上げますと、事務的な職務に就いている職員で、1年間働く方については155万円程度ということになります。また、保育、比較的給与が高い部分ですけれども、保育でいいますと200万円程度というのが実態でございます。あとについては、勤務日数が1年間でない方も多数いらっしゃいますので、150万円から200万円程度という押さえで、ほぼ間違いないかというふうに考えます。

以上でございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました、ありがとうございます。

事前に資料請求させていただいていなかったものですから、今言ったようなことも、今後きちっと事前にさせていただきたいのと、決算というのは、やはり経年経年の実態を押さえながら、長いスパンで幕別町の行政の在り方がどうなのか、雇用の在り方がどうなのかということをしちっと見ていくことが、自分にとっては大事なことだというふうに思っております。可能な限り、事前の資料につけていただけたらありがたいというふうに思います。

それで、今お示しいただきました数字でありますけれども、今年度からは、会計年度任用職員ということで、若干中身が変わっていくのだろうというふうには理解するところであります。ただ、前年度、昨年の決算と今年の決算を通して、若干の人数の違いはありますけれども、ほぼ内容的には変わらないというのが実態でありまして、臨時職員の方の占める割合というのは、昨年の資料では 58.9%ということでありますから、ほとんど変わらない状況であります。

自分としては、このウエートがどんどん下がっていくこと、つまり正職員が増えて、臨時職員が減っていくということが、大きな目で見て雇用の安定につながるというふうに思うものですから、こういった点での努力、つまり幕別町の行政が、大半が人数だけで見れば臨時職員のウエートのほうが高い中で運営されているということは、やはり解消されていくべきではないかなというふうに思います。まず、認識について伺います。

○委員長（内山美穂子） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 委員のおっしゃっていることも分からないことではございません。ただ、今の表を見ていただくと、臨時職員は多いという部分でいいますと、やはり保育等の人数が圧倒的に多いのかなというふうに考えております。これまでも議会の中で、これについては、やはり理想は確かに正職員の配置というのが、理想でしょうが、やはり将来的な園児数、子どもの人数等、いろんなことを考えていきますと、ここで全ての職員を正職員化するというのは、なかなか難しいことなのかなというふうに考えております。

ただ、本町の場合は、保育で申し上げますと、基本的には担任は正規職員、そして副担任については会計年度任用職員でいいますと、フルタイムの職員というのをきちっと配置しながら、しっかりとした保育事業を実施しているというふうに捉えておりますので、そういう面においては、臨時職員であつてもきちっと仕事をしていただいて、本町の行政に大変寄与していただいているというふうに認識しているところでございます。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 職務に対して責任を持って臨まれているというのは、部長がおっしゃられるとおりでと思います。どの方も、その部署その部署で責任ある、特に今お話しいただきました保育所であるとか、有資格の部署、こういったところでは、それぞれ皆さん専門知識を身につけながら臨んでいらっしゃるの、当然そういうことだと思います。

私は、だからこそその待遇が、もっと改善されたらいいなというふうに思うわけですね。別に言葉の揚げ足ではないのですが、子どもさんの人数が減っていくということは、人口動態の中で分かることでありまして、それでどういう職員を配置するかということなのですからけれども、既にこういった方たちは、もう5年も10年も前から採られてきているわけですね。つまり、人口が増えて横ばいのときにも、臨時職員のウエートは大変高くありました。そのことを考えれば、やはり職員の待遇改善に対する考え方というのが、十分ではなかったのではないかとというふうに思うのですよね。

今般、コロナ問題なんかがありまして、働く人たちの不安定雇用というのが非常にクローズアップされて、その中でも厳しい状況あるのですけれども、全国的にはもう非正規労働者が、若い方の中ではよく5割というふうに言われているのですけれども、実数では、この令和元年度のときでは、2,000万人を超えているわけですね、2,120万人と言われております。

こういったところから、こういう方たちが安定雇用につながることを願うわけですが、町でどう手だてを取るかというふうになると、やっぱりこの庁舎の中からということになるものですから、そういう認識を持っていただいて改善に向けていただきたいと、こういうふうに思います。

会計年度任用職員になったとしても、有期雇用であるということには変わりはないと思います。賃金面での一定の改善は図れることは期待するのですけれども、不安定雇用という点では、大きくは変わらないということもありまして、そういう点で改善に向けての一層の努力求めたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（内山美穂子） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 確かに、正規職員と比べればという面においては、賃金の差というのは、これはどうしても会計年度任用職員という面においては、それはあるというのは、これは間違いございません。しかしながら、今年度から、会計年度任用職員になりましてフルタイムの職員でありますと、フルタイム、パートともになりますけれども、ボーナスが支給されるということになったりだとか、フルタイムにおいては、退職手当も支給されるという状況になったりだとか、また次年度、令和3年度からになりますけれども、フルタイムの職員については、共済組合にも加入するというところで、一定程度職員の福利厚生含めて、雇用の安定性は確保されてくるというふうに思います。

ただし、会計年度任用職員であっても、雇用期間はあくまでも委員おっしゃるとおり1年間、会計年度が限度でございます。ただし、再雇用はできるということになっておりまして、そういう意味でいけば、ずっと繰り返し繰り返し雇用にになりますけれども、例えば60歳を超えても、私どもは60歳で定年退職でございますけれども、それを超えても雇用は可能になってくるという面においては、一定程度雇用の安定化は図れてきているものというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 若干の改善が見られるという点は、そのとおりだと思います。ただ、雇用の不安はやっぱり2つありまして、一つは低賃金で推移していくということ、もう一つは雇用期間に限りがあるという、これが不安定をきちっと根底の中で揺るがなくあるということなのですね。ここがやっぱり根本的になくなっていくと、ずっと先ほど来、子どもさんの貧困の問題だとか、働く一人親家庭の問題とか、いろんな場面が出てきましたけれども、ここにつながっていくというふうに考えます。とりわけ非正規労働者のほとんどが女性ということであれば、女性の地位向上や改善という点から見ても、もう一つ踏み込んだ改善が必要かと思えます。

あえてもう一つ申し上げるなら、この保育士などのことについて、これも議論してきましたけれども、人手不足によって保育所の待機児を解消できないということも、ここ何年か続いてきていますよね。これなんかも正職員の中で増やしていけば、多分改善されていくのだろうというふうに推察するところですが、実際はやられていないと。そして、待機児も完全な解消はできないというところにありますから、そういった総合的に影響与えていると、非正規雇用をそのまま置いていくことが影響与えているということもぜひお含みいただいて、今後のまちづくりのほうに生かしていただきたい、改善ができるものはしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

○委員長（内山美穂子） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 質疑がないようですので、総括質疑につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

令和元年度における年間平均としての被保険者数は6,396人であり、前年度と比較しますと282人の減、率にして4.2%の減となっております。

また、同様に年間平均としての被保険者世帯数は3,677世帯であり、前年度と比較しますと107世帯の減、率にして2.8%の減となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款国民健康保険税から6款諸収入までの歳入合計については、調定額31億1,469万5,874円に対して、収入済額30億2,827万6,907円となっております。

5ページをお開きください。

歳出総括についてであります。

1款総務費から8款諸支出金までの歳出合計については、予算現額30億6,399万3,000円に対して、支出済額29億6,090万2,779円となっております。

次に、6ページの右下の欄外をご覧ください。

令和元年度決算における歳入歳出差引残額は6,737万4,128円であります。

このうちの6,700万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰入れをしまして、残りの37万4,128円につきましては、翌年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

はじめに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1億2,094万6,000円に対して、支出済額1億1,260万8,217円であります。

1目一般管理費、本目は担当職員9人分の人件費及び事務経費など、国保事務に要した経費であります。

23ページをお開きください。

2目連合会負担金、本目は医療費の審査支払い事務を委託している北海道国保連合会に対する負担金であります。

2項徴税費、予算現額705万3,000円に対して、支出済額657万6,968円であります。

1目賦課徴収費、本目は国保税の賦課及び徴収の事務に要した経費であり、19節負担金補助及び交付金、細節3は滞納整理機構に対する幕別町の国保会計分に係る負担金であります。

3項1目運営協議会費、予算現額42万5,000円に対して、支出済額12万5,755円であり、25ページになりますが、国保運営協議会の運営に要した経費であります。

27ページをお開きください。

2款1項保険給付費、予算現額19億6,025万6,000円に対して、支出済額18億6,979万5,819円あります。

1目療養諸費については、一般被保険者及び退職被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要した経費であります。

2目高額療養費については、高額療養費に要した経費であります。

3目移送費については、支出はございません。

4目出産育児諸費、令和元年度の実績は23件であります。

5目葬祭諸費、令和元年度の実績は31件であります。

29ページをお開きください。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、予算現額6億6,852万円に対して、支出済額、同額であります。

1目一般被保険者医療給付費分及び2目退職被保険者等医療給付費分については、それぞれの医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

2項後期高齢者支援金等分、予算現額1億9,725万4,000円に対して、支出済額、同額であります。

1目一般被保険者後期高齢者支援金等分及び2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分については、それぞれの後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、予算現額7,796万9,000円に対して、支出済額、同額であります。一般被保険者及び退職被保険者に係る介護納付金分に係る北海道への納付金であります。

31ページをお開きください。

4款1項共同事業拠出金、予算現額3,000円に対して、支出済額640円あります。退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

33ページをお開きください。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額2,197万2,000円に対して、支出済額2,111万8,757円であり、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の事業に要した経費であります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算現額551万1,000円に対して、支出済額512万7,256円であり、被保険者の健康の保持、増進を図るために要した経費であります。

1ページ飛び形になりますが、37ページをお開きください。

6款1項基金積立金、予算現額25万1,000円に対して、支出済額25万917円で、国民健康保険基金への積立金であります。

39ページをお開きください。

7款1項公債費、予算現額5万円に対して、支出はございません。

41ページをお開きください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額378万3,000円に対して、支出済額155万5,450円であります。

1目一般被保険者保険税還付金、令和元年度の実績は62件分であります。

3目償還金、本目は前年度の負担金の確定に伴う国及び道への精算還付金であります。

4目一般被保険者還付加算金、令和元年度の実績は9件分であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

7ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税、調定額8億4,339万5,986円に対して、収入済額は7億5,937万5,558円、不納欠損額は68件で435万4,512円、収入未済額は7,966万5,916円であります。

なお、収入済額には過誤納金還付未済額129万8,093円が含まれておりますので、実質の収入未済額は8,096万4,009円であります。

1目一般被保険者国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。過誤納金還付未済額を除き1節の医療給付費等については98.27%で、前年度と比較しますと0.31ポイントの減、3節の後期高齢者支援金分については98.27%で、前年度と比較しますと0.33ポイントの減、5節の介護納付金分については98.18%で、前年度と比較しますと0.29ポイントの減となっております。

これらの現年課税分の合計の収納率については98.26%で、前年度と比較しますと0.31ポイントの減となっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本目の現年課税分の収納率についてであります。1節の医療給付費分については100%で、前年度と比較しますと1.18ポイントの増、3節の後期高齢者支援金分についても100%で、前年度と比較しますと1.16ポイントの増、5節の介護納付金分についても100%で、前年度と比較しますと1.10ポイントの増、これら現年課税分の合計の収納率については100%で、前年度と比較しますと1.16ポイントの増となっております。

なお、一般被保険者と退職被保険者とを合わせた現年課税分の収納率については98.26%で、前年度と比較しますと0.31ポイントの減となっております。

9ページをお開きください。

2款道支出金、1項道補助金、調定額及び収入済額ともに19億7,234万853円であります。

1目保険給付費等交付金、本目は保険給付費等に係る北海道の交付金で、1節普通交付金は療養の給付に要した費用に相当するもの。2節特別交付金は、市町村の財政状況その他の事情に応じ交付されたものであります。

11ページをお開きください。

3款財産収入、1項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに25万917円で、国民健康保険の利子であります。

13ページをお開きください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに2億9,070万7,550円あります。

1目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1節は低所得者等に適用されている国保税の軽減措置相当分、2節は保険者に対する国等の支援分、3節は国保事務に係る担当職員の人件費等相当分、4節は出産育児の給付に係る町の負担分、5節は保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対する支援分であります。

15ページをお開きください。

5款1項繰越金、調定額及び収入済額ともに94万3,669円あります。

17ページをお開きください。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、調定額及び収入済額ともに352万4,690円あります。

4項雑入、調定額353万2,209円に対して、収入済額は113万3,670円、収入未済額は239万8,539円あります。

4目一般被保険者返納金、本目は幕別町国保から医療費の7割分を給付済でありましたが、業務中の負傷のため、労災保険制度の適用を受けることになったことにより、当該者から給付費相当分を返納していただいたもので、1件分あります。

19ページになります。

6目保険医療機関返還金、本目は医療機関の不当請求により返還金が生じたもので、1件分でありませす。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑のある方。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 国民健康保険特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算についてご説明申し上げます。

44ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

令和元年度末現在における被保険者数は4,440人であり、前年度と比較しますと88人の増、率にして2.0%の増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの歳入合計については、調定額4億67万9,823円に対して、収入済額4億50万4,036円となっております。

46ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1款総務費から3款諸支出金までの歳出合計については、予算現額4億343万1,000円に対して、支出済額3億9,999万8,693円となっております。

次に、47ページの右下の欄外をご覧ください。

令和元年度決算における歳入歳出差引残額は50万5,343円であります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

58ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額889万4,000円に対して、支出済額869万1,161円でありませす。

1目一般管理費、本目は担当職員1人分の人件費及び事務経費など、後期高齢者医療事務に要した経費であります。

2項徴収費、予算現額100万2,000円に対して、支出済額94万6,418円あります。

後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務に要した経費であります。

60ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額3億9,148万5,000円に対して、支出済額3億8,994万7,614円あります。

事務費負担金分と保険料納付金分を広域連合へ納めるものであり、保険料納付金分については、本町の被保険者から徴収した保険料分と保険料軽減に係る一般会計からの繰入金分を合わせて納付するものであります。

62ページをお開きください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額205万円に対して、支出済額41万3,500円あります。

保険料の還付金は、21件分あります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

48ページにお戻りください。

歳入です。

1款1項後期高齢者医療保険料、調定額2億8,945万2,571円に対して、収入済額は2億8,927万6,784円、不納欠損額は8万6,900円、収入未済額は8万8,887円あります。

なお、収入済額に過誤納金還付未済額 34 万 4,700 円が含まれておりますので、実質の収入未済額は 43 万 3,587 円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額を除き 99.97%で、前年度と比較しますと 0.1 ポイントの増となっております。

なお、広域連合会全体の現年度分の収納率は 99.48%で、前年度と比較しますと 0.04 ポイントの増となっております。

50 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともゼロ円であります。

52 ページをお開きください。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 1 億 970 万 5,918 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節事務費等繰入金は、広域連合の事務に係る負担分と本町の事務に要した人件費などの経費を繰り入れたものであり、2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料に適用されている軽減措置相当額を繰り入れたものであります。

54 ページをお開きください。

4 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額とも 104 万 1,361 円であります。

56 ページをお開きください。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 2 万 4,353 円であります。

2 項償還金及び還付加算金、調定額及び収入済額ともに 41 万 1,800 円であります。

過年度の保険料に係る還付金 21 件分であり、広域連合から収入され、対象者に還付したものであります。

4 項雑入、調定額及び収入済額ともに 4 万 3,820 円で、制度改正の広報経費に係る広域連合特別調整交付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上を持って終了とさせていただきます。

次に、認定第 4 号、令和元年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 令和元年度幕別町介護保険特別会計決算についてご説明申し上げます。

65 ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

令和元年度末現在における第 1 号被保険者数は 8,621 人であり、前年度と比較しますと 86 人の増、率にして 1.0%の増となっております。

要介護等認定の状況については、令和元年度末現在で要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けている方は 1,670 人であり、前年度と比較しますと 29 人の増、率にして 1.8%の増となっております。

また、第 1 号被保険者の要介護認定者数は 1,640 人で、要介護認定者数の割合は令和元年度末現在で 19.02%であり、前年度と比較しますと 0.14 ポイントの増となっております。

次に、歳入総括についてであります。

1 款保険料から 10 款諸収入までの歳入合計については、調定額 26 億 5,375 万 4,167 円に対して、収入済額 26 億 5,095 万 9,929 円であります。

67 ページをお開きください。

次に、歳出総括についてであります。

1 款総務費から 5 款諸支出金までの歳出合計については、予算現額 26 億 5,482 万 1,000 円に対して、支出済額 25 億 6,013 万 7,126 円であります。

次に、68 ページの右下の欄外をご覧ください。

令和元年度決算における歳入歳出差引残額は 9,082 万 2,803 円であります。

このうちの 4,525 万 4,208 円を地方自治法の規定に基づきまして、介護給付費準備基金に繰入れをしまして、残りの 4,556 万 8,595 円につきましては、令和 2 年度へ繰り越したものであります。

次に、歳入歳出事項別明細についてであります。

89 ページをお開きください。

はじめに、歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,978 万 1,000 円に対して、支出済額 1,951 万 196 円であります。

1 目一般管理費、本目は担当職員 2 人分の人件費及び事務経費など介護保険事務に要した経費であります。

2 項徴収費、予算現額 119 万 3,000 円に対して、支出済額 113 万 6,244 円であります。

1 目賦課徴収費、本目は保険料の賦課及び徴収の事務に要した経費であります。

91 ページをお開きください。

3 項介護認定審査会費、予算現額 3,266 万 2,000 円に対して、支出済額 2,717 万 6,194 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費、本目は審査会の委員報酬及び事務担当職員 1 人分の人件費など審査会の運営に要した経費であります。

93 ページをお開きください。

2 目認定調査等費、本目は認定調査に要した経費であります。

12 節役務費、細節 15 主治医意見書作成手数料は、1,581 件分であります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 31 万 3,000 円に対して、支出済額 18 万 1,975 円であります。協議会の委員報酬など、協議会の運営に要した経費であります。

95 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 21 億 5,956 万 3,000 円に対して、支出済額 20 億 9,737 万 5,586 円であります。

1 目居宅介護サービス等給付費、本目はホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費、本目は認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特養などのサービスに係る保険給付費であります。

3 目施設介護サービス給付費、本目は特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

4 目居宅介護サービス計画給付費、本目は要介護者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 7,498 万 5,000 円に対して、支出済額 6,747 万 9,248 円であります。

1 目介護予防サービス等給付費、本目は要支援者の介護予防サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、本目は介護予防、小規模多機能型居宅介護などに係る保険給付費であります。

3 目介護予防サービス計画給付費、本目は要支援者のケアプランの作成に係る保険給付費であります。

97 ページをお開きください。

3 項その他諸費、予算現額 251 万 6,000 円に対して、支出済額 218 万 6,300 円であります。

1 目審査支払手数料、本目は介護サービスを提供した事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料で、国保連に支払ったものであります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 5,707 万円に対して、支出済額 5,685 万 9,708 円であります。利用者の月額負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費、予算現額 960 万円に対して、支出済額 821 万 221 円であります。1 年間の医療保険と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻したものであります。

6 項市町村特別給付費、予算現額 40 万円に対して、支出済額 24 万 4,287 円であります。

介護保険給付対象外の滑り止めバスマット購入などの経費に対して給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等費、予算現額 1 億 1,680 万円に対して、支出済額 1 億 1,193 万 4,871 円であります。

自己負担となっている食費、居住費について、所得の低い方に対して基準費用額と負担限度額との差

額分を補足給付として支給したものであります。

99 ページをお開きください。

3 款 1 項基金積立金、予算現額 21 万 7,000 円に対しまして、支出現額 21 万 6,286 円で、介護給付費準備基金積立金へ積み立てしたものであります

101 ページをお開きください。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、予算現額 7,901 万円に対して、支出済額 7,328 万 8,621 円であります

1 目介護予防・生活支援サービス事業費、本目は総合事業における要支援 1、2 及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付費が主なものであります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、本目は総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

103 ページをお開きください。

2 項 1 目一般介護予防事業費、予算現額 1,116 万 4,000 円に対して、支出済額 938 万 7,252 円であります。

本目は要支援、要介護になるおそれのある方への介護予防事業等に要した経費が主なものであります。

3 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 3,192 万 3,000 円に対して、支出済額 2,806 万 2,948 円であります。

1 目包括的支援事業費、105 ページになりますが、本目は 13 節委託料、細節 5 成年後見推進事業や細節 7 生活支援コーディネーターの委託料等が主なものであります。

2 目任意事業費、本目は道営とかち野団地シルバーハウジングの生活援助員派遣事業やグループホームに入所されている低所得者に対する家賃補助が主なものであります。

3 目地域包括支援センター運営費、本目は介護予防事業や相談業務などを担当する職員 1 名及び、次のページになりますが、嘱託職員 1 名の人件費が主なものであります。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算現額 30 万円に対して、支出済額 17 万 6,839 円で、総合事業のサービスを提供した事業者を支払う報酬の審査に係る手数料であります。

109 ページをお開きください。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 5,732 万 4,000 円に対して、支出済額 5,671 万 350 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金、本目は平成 30 年度以前の保険料還付未済分 13 件を還付したものであります。

3 目償還金、本目は平成 30 年度分の保険給付費等の確定に伴う国・道支払基金への返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

69 ページへお戻りください。

歳入です。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 5 億 1,973 万 9,798 円に対して、収入済額は 5 億 1,699 万 6,137 円、不納欠損額は 76 件で 54 万 4,895 円、収入未済額は 219 万 8,766 円であります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額 2 万 9,000 円を除き 99.85%で、前年度と比較しますと 0.02 ポイントの減となっております。

71 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額及び収入済額ともに 787 万円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

73 ページをお開きください。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額及び収入済額ともに 1 万 520 円であります。

1 目総務手数料は、情報公開等請求手数料。

2 目民生手数料は、道営とかち野団地内のシルバーハウジングの生活援助員派遣に係る手数料であります。

75 ページをお開きください。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額及び収入済額ともに 4 億 6,013 万 3,000 円であります。

1 目介護給付費国庫負担金、本目は介護給付費に対する国の負担分で、負担率は施設分が 15%、それ以外が 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額及び収入済額ともに 1 億 7,138 万 4,895 円であります。

1 目調整交付金、本目は市町村間の介護保険に関する財政力の格差を調整するために、国から交付されたものであり、本町への交付割合は 5.55%となっております。

また、総合事業に対する交付割合についても 5.55%となっております。

2 目保険者機能強化推進交付金、本目は保険者による高齢者の自立支援、重度化防止に向けた介護予防や認知症対策など 65 項目の評価指標に対する交付金であります。

3 目地域支援事業交付金、本目は総合事業及び介護予防事業に対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節の総合事業以外に対しては 38.5%の交付率となっております。

4 目介護保険事業費国庫補助金、本目は介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る国庫補助金であります。

77 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、調定額及び収入済額ともに 6 億 5,867 万 9,000 円であります。

1 目介護給付費支払基金交付金、本目は 40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の介護給付費に対する支払基金の負担分であり、負担率は 27%であります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、本目は総合事業に係る支払基金からの交付金であります。

79 ページをお開きください。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額及び収入済額ともに 3 億 3,453 万 5,648 円であります。

1 目介護給付費道負担金、本目は介護給付費に対する道の負担金で、負担率は施設分が 17.5%、それ以外が 12.5%であります。

2 項道補助金、調定額及び収入済額ともに 1,943 万 1,797 円であります。

1 目地域支援事業道交付金、本目は総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5%、2 節の総合事業以外に対しては 19.25%の交付率となっております。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金、本目は成年後見実施機関における人材育成事業に係る道補助金であります。

81 ページをお開きください。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額及び収入済額ともに 21 万 6,286 円で、介護給付費準備基金利子であります。

83 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額ともに 3 億 7,008 万 4,021 円であります。

1 目一般会計繰入金、本目は一般会計からの繰入金であります。

1 節は介護給付費に対する町の負担分で、率は 12.5%であります。

2 節、3 節は総合事業に対する町の負担分で、2 節が 12.5%、3 節が 19.25%の負担率であります。

4 節は低所得者に係る保険料軽減分であります。

5 節は担当職員の人件費及び事務経費相当分であります。

2 項基金繰入金、調定額及び収入済額ともに 5,350 万円で、介護給付費準備基金繰入金であります。

85 ページをお開きください。

9 款 1 項繰越金、調定額及び収入済額ともに 5,669 万 1,157 円であります。

87 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額及び収入済額ともに 1 万 1,600 円であります。

1 目第 1 号被保険者保険料延滞金、本目は保険料に係る延滞金であります。

3 項雑入、調定額 146 万 6,445 円に対して収入済額は 141 万 5,868 円、不納欠損額は 5 万 577 円であります。

2 目第三者納付金は、交通事故が原因で、保険給付を行った納付額について、第三者への請求を行ったものであります。

4 目雑入の収入済額の主なものは、平成 29 年に破産した介護事業者の介護報酬の返還金であり、平成 30 年度においては、債務未確定により令和元年度に繰り越された 10 万 1,169 円のうち、5 万 592 円が破産手続において一部弁済されましたが、残りの 5 万 577 円については、弁済が見込まれないことから不納欠損処分をしたものであります。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数で 95 ページ、保険給付費の 3 施設介護サービス給付費等に関わって伺います。

資料でいきますと 181 ページなのですけれども、この第 3 表、認定結果の内訳ということで、それぞれ在宅あるいは施設入所の数字が書かれています。ここで要介護 4、要介護 5 の在宅者が全体で 210 人、要介護 3 を入れますと 338 人ということになりますが、こういった中で、施設を希望されて待機されている方、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。その待機の理由等についてもお示してください。

それから、2 つ目なのですけれども、2 月末からコロナ問題が発生しております。このことによって施設等あるいは通所等に影響が出たのか、そういった利用を控えるということが生じなかったかどうかということでもあります。

次、3 点目なのですけれども、介護施設におけるコロナのクラスター発生ということが、北海道の中でも問題になりました。こういったことに対応する対策と申しますか、各施設を連携して対応していかなければならないというふうに思うのですけれども、町としてはどのような対応をなされてきたのか伺います。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 1 点目の要介護 4、5 の方で、施設入所の待機中の方の人数でございます。現在、要介護 4 で申し込まれている方が 36 人おりまして、要介護 5 で申し込まれている方が 23 人おりまして、待機数が合せて 59 名となっております。待機している方の人数です。

待機の理由なのですけれども、主なものとしては、まだ在宅のサービスが継続して、おうちのほうにいたいという希望の方ですとか、あと本人が入所を希望しないということで、ご自宅にいらっしゃるという方もいらっしゃいます。あとは、まだ入所の順番が来ていないということで、待機していらっしゃる方もいらっしゃいます。多くは、まだおうちのほうで在宅サービスを使いながら、まだいられますよということでお待ちいただいている方が多くて、長い方ですと 5 年以上もそのように、順番が来ても今回見送りますということでおうちにいらっしゃる方もいらっしゃいます。

2 点目の、コロナが発生して、施設の通所ですとか、介護とかに影響がなかったかということなのですが、私たちも施設のほうにお聞きしましたところ、通所につきましては、本人は行きたいのだけれども、家族がやっぱり感染を心配して止めるというようなことで、少し減っているということはお聞きしておりました。それで、前年と今年の 3 月、4 月、5 月の給付費をちょっと比べてみたのですけれども、通所につきましては、やはり 10% 前後減っているという状況がありました。ただ、5 月に緊急事態宣言が解除されてからは、また従前どおりの給付費になっているので、この 3 月、4 月、5 月は、通所については利用制限をやっぱりされていたのだなということが分かりました。

あと、違っているところとしては、訪問介護につきましては、逆に利用数が増えているような状況でありまして、ただこれにつきましては、年々増えている状況にありますので、コロナの影響で増えたかどうかというのは、ちょっとそこは判断しかねておりますが、訪問することを拒否されとかという方は、事業所に確認したところでは聞いておりません。そのほかのサービスにつきましては、大きな変化がありませんので、影響はなかったかなというふうに思っております。

3 点目の、施設での感染防止のための連携というところでございますが、まず、それぞれの施設が、面会を中止したりとかというところで、各自でまずされているという状況を確認いたしまして、そのことをケアマネジャーさんですとか、あとその在宅に関わるような職員に知らせまして、今そういう状況ですよということでご理解いただくですとか、あと今年の 6 月の補正に出させていただきますが、消毒剤、消毒のかかる費用について、支援をさせていただいております。

以上です。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 施設入所に関わりましては、待機者の多くが継続、あるいは本人自身が希望しないということで、そういったご自宅で介護ができる体制があるのだと思うのですよね。そういう方は心配ないのでございますけれども、そういう体制がなくて、申込み、つまり入所を待っているという方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

それと、最近の傾向として、先日的一般質問でもあったのですけれども、入所料金の関係で、自分の年金で入れる施設に限られるので、そこの空きを待つということも聞いております。つまり、低額のと

ころにはなかなか入れないということで、特養の多床室であるとか、そういったところであれば、年金、本人の収入に応じて入所額が決まっていますので、可能になるということがあります。そういった関係での問題は生じていないでしょうか。そして、改めていわゆる本人の収入で入所できる施設のベッド数といいいますか、数はどれだけあって、空きはあるのでしょうか。

次ですね、コロナのことは分かりました。その後も続いておりますので、全体的な傾向はなかなかこの段階だけでは難しいかなとは思いますが、しかし 10%減ったということは、その影響が出たのであろうというふうに思います。介護施設の経営というのも、大変厳しい、入所者が来てくださって初めてお金になっていくということがありますので、そういった経営面での心配も生じてくるのではないかと思います。現在のところ、コロナ禍によって閉所した施設とかというのは聞いておりませんが、この点でも十分注意をしていただきたいと思います、このように思います。

あと、クラスターに対する対策は、町が補正予算を組んで、消毒と支援しているということについては、十分理解しているところでありますが、問題はこのクラスターが発生した場合の対処というものの、いわゆる全施設、町内の施設での連携した対策といいいますか、これは事前にとっておく必要があるのではないかなというふうに思うのですよね。といいいますのは、病院などと違まして、病院も大変なのですけれども、クラスターが発生して病院で対応するのですけれども、介護施設になっていきますと、保険者、介護保険の保険者は町になりますよね、幕別町。幕別町としても、こういった状況については、起こらないこと願いますけれども、万が一起こったときの希望する入所者の方たちに、影響を与えるようなことは極力避けていかなければならないと思うのですよね。先陣を切っているところでは、施設間同士の連携プレーだとかということも聞いております。なかなかこれも難しいことではないかとは思いますが、いかがですか。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） ただいまの1点目で、介護の手がない人はいないかということなのでございますが、すみません、私、先ほど、在宅で待っている方のことしか話さなかったのですが、そのほかの方につきましては、ほかの施設に入っているですとか、グループホームを使っているですとか、医療機関に入院しているですとかというところで、現在のところでは、介護の手がなくて、やむなく自宅にいるという方については、いらっしゃらないというふうに聞いております。

料金が、低料金のところの空きを待っているという人はいないかということなのですが、相談の中では、やはりそのようなお話は聞いておりますが、今何人いますというところまではちょっと数字を持っておりません。

施設で暮らす、施設で新型コロナウイルスが発生したときの体制として、町での準備ということなのでございますが、中橋委員がおっしゃったように、施設間の中でも、そういう協力し合うという体制ができておまして、本町では起こっておりませんので、十勝管内でも施設の中の感染は起こっておりませんので、実際にはその人の連携はないのですけれども、他の管内のところには、そういう協会のつながりで、人の派遣をしたというはお聞きしております。なので、まず1点目はそのところで調整はできるかなとは思っております。

あと、実際に発生したときには、消毒ですとかは、基本的には保健所の指示を得てするですとかということから始まりまして、あとは、その中の職員の感染の状況などによっても、人の必要度が違ってくるかなと思います。そのときには、もしも職員さんがということであれば、町としても協会に働きかけるですとかということはしていきたいというふうに考えております。

○委員長（内山美穂子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。人数は、1番目の質問の、介護が必要なだけけれども、自宅に介護の手がないのだけれども待機しているという人はいらっしゃらないということでもありますので、全体としては、59人の待機ということでもありますから、若干、幕別町だけの施設ではなくて、他にも行っていらっしゃるので、数字的には、ここ、資料からは見えてこないのですけれども、現在の59名待機ということでもありますから、今後もサービスを必要とするときに、無理なく入れることを期待していきたいと思います。

それで、その低料金の施設を希望する方は、ご相談もあったようですが、今後の傾向としては増えていくということが考えられます。ぜひこの点でも、だんだん特養なども多床室はこれから減らしていく傾向にありますので、さらに厳しくなっていくのだろうというふうに思います。ぜひそういったことも念頭に、今後の対策を考えていただきたいと思います、このように思います。

コロナにつきましては、私は、施設全体の責任者たちが集まられて、どう対応していくかなどという検討会議なんかもされているのかなというふうに思ったのですが、そうではないのですね。基本は、そこそこの一つひとつの施設が対策を取られるというのは大前提だと思いますから、それはそれで今後も十分やっていただいた上で、万が一札幌圏の「アカシア」のようになっていくと、一つの施設だけではどうにもならない、十勝から応援にも行かれたようではございますけれどもね。そういったときも含めて、一定の方向性、全体の施設での、関わる施設での協議という場は必要でないかと思いますが、その点どうでしょうか。

○委員長（内山美穂子） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 対策につきましては、先日、十勝支庁のほうで、各施設のほうから職員を集めまして、そのような打合せを行ってしております。

○委員長（内山美穂子） よろしいですか。

このほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） それでは、介護保険特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15:07 休憩

15:15 再開

○委員長（内山美穂子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第5号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算についてご説明いたします。

112ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

令和元年度における年度末給水戸数は1,116戸であり、前年度と比較して16戸の減となっております。

次に、年間総給水量は71万2,989立方メートル、年間有収水量は62万187立方メートルであり、有収率は87.0%、前年度と比較しまして2.7ポイントの減となっております。

次に、令和元年度歳入決算額は、1款分担金及び負担金から6款町債までの合計が、調定額4億3,729万4,363円に対しまして、収入済額4億3,645万3,550円、収入未済額84万813円であります。

114ページに行きまして、次に、歳出決算額は、1款水道費と2款予備費の合計が、予算現額4億3,411万2,000円に対しまして、支出済額4億2,572万1,295円であり、歳入歳出差引残額は1,073万2,255円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、128ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額4億3,401万2,000円に対しまして、支出済額4億2,572万1,295円であります。

1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理及び整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設と施設更新等に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

12節役務費、細節2は、浄水場ほか各施設の遠方監視に係る電話料、細節15は、法定の水質検査に要した経費であり、188回分の手数料であります。

13節委託料、細節1は、水道施設29か所の管理点検に係る委託料であります。

130ページに行きまして、細節12は、忠類簡水東部地区の連絡管路の整備に係る設計委託料であります。

15節工事請負費、細節1は、検定満了量水器取替工事106か所分、細節3は、明倫地区の送水管布設替工事、細節4は、道営事業に伴う送水管の移設工事、細節5は、忠類簡水東部地区の連絡管布設工事、細節6は、大豊簡水の電気設備更新工事が主なものであります。

16節原材料費、細節1は、量水器の新設として6個分の購入費用、細節2は、検定満了量水器106個分の購入に要した経費です。

19 節負担金補助及び交付金、細節 4 は、更別村から給水を受けている駒島簡水及び更別村の給水区域となっている元忠類地区の一部について、更別村への維持管理及び工事に係る負担金であります。

23 節償還金利子及び割引料は、起債償還の元金及び利子であります。

27 節公課費は、消費税であり、平成 30 年度の確定申告の納付税額が 198 万 8,800 円、これに伴い令和元年度の間申申告の納付が 1 回必要となり、3 月の納税額が 225 万 1,800 円となり、その合計が 424 万 600 円となるものであります。

132 ページに行きまして、2 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入であります。

116 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 4,049 万 5,752 円に対しまして同額収入で、水道管移設に係る負担金であります。

118 ページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 9,886 万 7,288 円に対しまして、収入済額 9,802 万 6,475 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.88%、前年度と比較すると、0.04 ポイントの増となっております。

2 項手数料、調定額 15 万 8,400 円に対しまして同額収入で、給水申請に係る設計手数料であります。

120 ページに行きまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 8,331 万 2,000 円に対しまして同額収入であり、一般会計繰入金であります。

122 ページに行きまして、4 款 1 項繰越金、調定額 905 万 9,663 円に対しまして同額収入であり、前年度繰越金であります。

124 ページに行きまして、5 款諸収入、1 項雑入、調定額 1,260 円に対しまして同額収入であり、配水池用地使用料であります。

2 項消費税還付金は、確定申告で納付となりましたので、還付金はありませんでした。

126 ページに行きまして、6 款 1 項町債、調定額 1 億 540 万円に対しまして同額収入であり、幕別簡水ほか 3 簡水の整備及び更別簡水の施設更新負担金に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 6 号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算についてご説明いたします。

135 ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

令和元年度における年度末水洗化戸数は 1 万 316 戸であり、前年度と比較しますと 131 戸の増となっております。

次に、年間総流入水量は 224 万 6,610 立方メートル、年間総有収水量は、192 万 7,684 立方メートルであり、有収率は 85.8%、前年度と比較し 5 ポイントの増となっております。

次に、令和元年度歳入決算額は、1 款分担金及び負担金から 7 款町債までの合計が、調定額 10 億 517 万 6,662 円に対しまして、収入済額 9 億 9,731 万 251 円、不納欠損額 37 万 4,796 円、収入未済額 749 万 1,615 円であります。

137 ページに行きまして、次に、歳出決算額は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 9 億 9,407 万 7,000 円に対しまして、支出済額 9 億 8,673 万 2,003 円であります。

歳入歳出差引残額は 1,057 万 8,248 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、153 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1 億 762 万 4,000 円に対しまして、支出済額 1 億 696 万 8,093 円であります。

1 目一般管理費、本目は会計全般の管理に要する経常的経費であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、

19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は、十勝川流域下水道の運営に係る経費としての負担金、細節 6 は、下水道使用料収納業務等に係る経費として、水道事業会計への負担金として支払ったものであります。

27 節公課費は、消費税であり、6 月に納付した平成 30 年度の中間申告に伴う 3 回目の納付税額が 546 万 2,700 円、次に 9 月に納付した平成 30 年度の確定申告の納付税額が 658 万 5,700 円、この確定申告に伴いまして、令和元年度の中間申告の納付について、1 回当たり 577 万 7,500 円が 3 回必要となり、そのうち 2 回分として 12 月と 3 月にそれぞれ同額を納付しております。

これら 4 回の納付税額の合計が、2,360 万 3,400 円となるものであります。

155 ページに行きまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算現額 4,575 万 4,000 円に対しまして、支出済額 4,344 万 6,581 円であります。

1 目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した費用であり、担当職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料、細節 6 は、下水道ストックマネジメント基本計画に基づく修繕・改築計画の策定委託料、細節 7 は、下水道処理区統合に向けた全体計画の見直しに要した委託料であります。

15 節工事請負費は、公共ます新設に要した費用、19 節負担金補助及び交付金は、十勝川流域下水道の建設事業負担金であります。

2 項下水道管理費、予算現額 1 億 2,962 万 4,000 円に対しまして、支出済額 1 億 2,534 万 2,808 円であります。

1 目浄化センター管理費、本目は幕別処理区における浄化センターの維持管理費であり、年間流入汚水量は 59 万 4,636 トンであります。

157 ページに行きまして、2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区における中継ポンプ場の維持管理費であり、年間流入汚水量 165 万 1,974 トンを十勝川浄化センターへ圧送するのに要した経費であります。

3 目管渠維持管理費、本目は汚水及び雨水管渠、マンホール、公共ます、雨水排水ポンプ場等の維持管理に要した経費であります。

159 ページに行きまして、15 節工事請負費では、管渠施設の補修に要した経費であります。

161 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、予算現額 7 億 1,097 万 5,000 円に対しまして、支出済額 7 億 1,097 万 4,521 円であり、起債償還の元金及び利子であります。

163 ページに行きまして、4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

139 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 165 万 1,320 円に対しまして同額収入であり、都市計画負担金の受益者負担金であります。

141 ページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 4,700 万 8,646 円に対しまして、収入済額 3 億 3,914 万 2,235 円、不納欠損額 30 件で 37 万 4,796 円、収入未済額 749 万 1,615 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.45%、前年度と比較すると 0.04 ポイントの増となっております。

143 ページに行きまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 697 万 4,000 円に対しまして同額収入であり、下水道建設に関わる社会資本整備総合交付金であります。

145 ページに行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 4 億 5,390 万 2,000 円に対しまして同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

147 ページに行きまして、5 款 1 項繰越金、調定額 856 万 1,458 円に対しまして同額収入であり、前年度繰越金であります。

149 ページに行きまして、6 款諸収入、1 項雑入、調定額 47 万 9,238 円に対しまして同額収入であり、浄化センター管理棟に設置している簡易水道及び上水道の水道施設の監視装置に係る電気料などあります。

2 項消費税還付金は、ありませんでした。

151 ページに行きまして、7 款 1 項町債、調定額 1 億 8,660 万円に対しまして同額収入であり、1 目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債、2 目は、資本費平準化債、3 目は、下水道事業債の特別措置分であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、認定第7号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算についてご説明いたします。

166 ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

令和元年度は、18 基の新設整備と 766 基の維持管理を行っていたものであります。

次に、令和元年度歳入決算額は、1 款分担金及び負担金から 6 款町債までの合計が、調定額 2 億 52 万 865 円に対しまして、収入済額 2 億 39 万 2,665 円、不納欠損額 5,400 円、収入未済額 12 万 2,800 円であります。

168 ページに行きまして、歳出決算額は、1 款総務費から 4 款予備費までの合計が、予算現額 2 億 477 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1 億 9,638 万 2,975 円であり、歳入歳出差引残額は、400 万 9,690 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、182 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 551 万 1,000 円に対しまして、支出済額 56 万 5,611 円であります。

1 目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、水洗便所設置補助金であります。4 件分の補助金であります。

184 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 5,771 万 2,000 円に対しまして、支出済額 5,746 万 3,786 円であります。

1 目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、浄化槽 18 基分の整備に要した経費であります。

2 項排水処理管理費、予算現額 7,284 万 2,000 円に対しまして、支出済額 6,974 万 8,044 円であります。

1 目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費で、浄化槽 766 基分の経費であります。

186 ページに行きまして、3 款 1 項公債費、予算現額 6,860 万 7,000 円に対しまして、支出済額 6,860 万 5,534 円であり、起債償還の元金及び利子であります。

188 ページへ行きまして、4 款 1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

170 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 277 万 3,000 円に対しまして同額収入であり、受益者分担金であります。

172 ページに行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2,934 万 300 円に対しまして、収入済額 2,921 万 2,100 円、不納欠損額が 1 件分で 5,400 円、収入未済額 12 万 2,800 円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は 99.74%、前年度と比較すると 0.07 ポイントの減となっております。

174 ページに行きまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 2,305 万 5,000 円に対しまして同額収入であり、一般会計からの繰入金であります。

176 ページに行きまして、4 款 1 項繰越金、調定額 203 万 2,249 円に対しまして同額収入であり、前年度繰越金であります。

178 ページに行きまして、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 25 万円に対しまして同額収入であり、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、調定額 217 万 316 円に対しまして同額収入であり、平成 30 年度の確定申告に伴う還付金であります。

180 ページへ行きまして、6 款 1 項町債、調定額 4,090 万円に対しまして同額収入であり、排水処理

施設の整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、認定第8号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算についてご説明いたします。

191 ページをお開きください。

はじめに、概要についてであります。

令和元年度における年度末水洗化戸数は556戸であり、前年度と比較しますと4戸の減となっております。

次に、年間総流入水量は11万8,251立方メートル、年間有収水量は9万2,965立方メートルであり、有収率は78.6%、前年度と比較しまして2.3ポイントの増となっております。

次に、令和元年度歳入決算額は、1款使用料及び手数料から5款町債までの合計が、調定額7,943万4,576円に対しまして、収入済額7,926万6,904円、不納欠損額5,673円、収入未済額16万1,999円であります。

193 ページへ行きまして、次に、歳出決算額は、1款総務費から4款予備費までの合計が、予算現額7,919万8,000円に対しまして、支出済額7,714万2,349円であり、歳入歳出差引残額は、212万4,555円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

歳出から申し上げますので、205 ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額51万7,000円に対しまして、支出済額50万4,010円であります。

1目一般管理費、本目は農業集落排水事業に係る事務的経費で、27節公課費は消費税であります。

平成30年度の確定申告の納付税額が38万2,400円となり、令和元年度の中間申告の納付は不要であったものであります。

207 ページに行きまして、2款事業費、1項排水処理管理費、予算現額5,599万7,000円に対しまして、支出済額5,405万4,947円であります。

1目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であります。

15節工事請負費は、忠類浄化センターの機械設備の更新に要した経費であります。

2目排水処理施設管渠維持管理費、本目は管渠等の維持管理に要した経費であります。

209 ページに行きまして、3款1項公債費、予算現額2,258万4,000円、支出済額2,258万3,392円であります。

起債償還の元金及び利子であります。

211 ページへ行きまして、4款1項予備費、予算現額10万円で、支出はありませんでした。

次に、歳入についてであります。

195 ページをお開きください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,729万9,364円に対しまして、収入済額1,713万1,692円、不納欠損額は1件で5,673円、収入未済額16万1,999円であります。

現年及び滞納繰越分の使用料であり、現年分の収納率は99.62%、前年度と比較し、0.08ポイントの増となっております。

197 ページに行きまして、2款財産収入、1項財産運用収入、調定額1,251円に対しまして同額収入であり、農業集落排水事業償還基金利子であります。

199 ページに行きまして、3款繰入金、1項基金繰入金、調定額85万5,506円に対しまして同額収入であり、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2項他会計繰入金、調定額5,023万6,000円に対しまして同額収入であり、一般会計繰入金であります。

201 ページに行きまして、4款1項繰越金、調定額74万2,455円に対しまして同額収入であり、前年

度繰越金であります。

203 ページに行きまして、5 款 1 項町債、調定額 1,030 万円に対しまして同額収入であり、忠類浄化センターの機械設備更新に係る事業債であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 9 号、令和元年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 令和元年度幕別町水道事業会計決算についてご説明いたします。

214 ページをお開きください。

令和元年度の決算報告書であります。

こちらは予算執行状況を表したものでありますので、消費税込みの表示となっております。

はじめに、収益的収支についてご説明いたします。

上段の収益的収入につきましては、1 項営業収益及び 2 項営業外収益の合計が、予算額 5 億 5,860 万 1,000 円に対しまして、決算額 5 億 8,634 万 2,060 円であります。

次に、収益的支出につきましては、1 項営業費用から 3 項予備費までの合計が、予算額 5 億 5,227 万 5,000 円に対しまして、決算額 5 億 3,589 万 2,815 円であります。

216 ページに行きまして、次に、資本的収支であります。

上段の資本的収入につきましては、1 項企業債及び 6 項負担金の合計が、予算額 7,442 万 6,000 円に対しまして、決算額 7,294 万 5,599 円であります。

次に、資本的支出につきましては、1 項建設改良費及び 4 項企業債償還金の合計が、予算額 2 億 7,659 万 1,000 円に対しまして、決算額 2 億 6,833 万 2,353 円であります。

なお、表下段の注釈ですが、資本的収入が支出に対して不足する額 1 億 9,538 万 6,754 円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額 965 万 9,523 円、これは資本的支出の右側の記載にある仮払消費税と同額であります。

それと、過年度分損益勘定留保資金 2,531 万 2,948 円、これは平成 30 年度末における現金預金、未収金、未払金の合計額からこの不足額に補填したものであります。

それと、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6,041 万 4,283 円につきましては、当年度決算において実際の現金の動きが生じない減価償却費、資産減耗費、長期前受金の合計額であります。

以上、不足額については、これらの補填財源で賄うものであります。

218 ページに行きまして、このページは損益計算書であり、令和元年度における経営成績を明らかにしたものであります。

1、営業収益と 2、営業費用との差引きである営業利益が、マイナス 2,358 万 8,198 円、3、営業外収益と 4、営業外費用との差引きが 5,118 万 2,328 円となり、経常利益が 2,759 万 4,130 円、その下の当年度純利益も同額で、前年度の未処分利益剰余金と当年度の純利益を合算した、当年度末の未処分利益剰余金は、10 億 1,572 万 3,434 円となったところであります。

219 ページに行きまして、このページから 221 ページまでは貸借対照表であり、資産や負債及び資本の状況から、会計全体の財政状態を明らかにした書類であります。

最初に、資産の部であります。

1、固定資産につきましては、令和元年度末の固定資産合計額、右側の一番上の数字ですが、52 億 923 万 1,617 円、2、流動資産につきましては、同じく令和元年度末の流動資産合計額、右側の 2 番目の数字ですが、6 億 9,275 万 6,630 円となり、固定資産及び流動資産の合計した資産の合計額が、59 億 198 万 8,247 円となったものであります。

220 ページに行きまして、次に、負債の部であります。

3、固定負債につきましては、令和 3 年度以降に償還を予定している企業債残高で、固定負債合計額が 16 億 3,608 万 2,797 円、4、流動負債につきましては、その合計額が 2 億 1,827 万 9,564 円、5、繰延収益につきましては、その合計額が 14 億 8,779 万 5,609 円となり、固定負債、流動負債及び繰延収益の合計した負債の合計額が 33 億 4,215 万 7,970 円となったものであります。

次に、資本の部であります。

6、資本金につきましては12億9,923万7,333円、7、剰余金につきましては、隣のページに行きまして、その合計額が12億6,059万2,944円、資本金及び剰余金を合算した資本金の合計額が25億5,983万277円、負債資本の合計額が59億198万8,247円となり、219ページ下の資産の合計額と一致するものであります。

次に、224ページをお開きください。

このページから227ページまでは、令和元年度の幕別町水道事業報告書であります。

はじめに、1、概要の総括事項についてであります。

最初に、令和元年度の経常収益につきましては5億4,415万8,000円で、前年度に比べ235万6,000円、率にして0.4ポイントの増でありました。

主な要因といたしましては、年間有収水量が5万7,439立方メートルの増となり、これに伴い給水収益が777万8,000円の増となったことによるものであります。

次に、経常費用につきましては5億1,656万4,000円で、前年度に比べ380万9,000円、率にして0.7ポイントの減でありました。

主な要因としましては、人件費や受水費で540万8,000円の増となったものの、減価償却費や企業債利息などで941万4,000円の減となったことによるものであります。

次に、年間有収率につきましては、6か所の漏水修理を行い、有収率の向上に努めたところでありまされども、漏水箇所の特定に時間を要したことなどから84.9%、前年度と比較して1.6ポイントの減となったものであります。

今後においても漏水調査を継続して行い、漏水の早期発見、修理に万全を期したいと思います。

226ページに行きまして、3、業務の(1)業務量についてであります。

令和元年度における年度末給水戸数につきましては1万813戸であり、前年度と比較しますと213戸の増、率にして2ポイントの増となっております。

次に、年間総給水量は246万9,075立方メートルであり、前年度と比較しますと11万1,958立方メートルの増、率にして4.7ポイントの増となっております。

また、年間有収水量は209万6,569立方メートルであり、前年度と比較し5万7,439立方メートルの増、率にして2.8ポイントの増となっております。

次の(2)事業収入に関する事項及び(3)事業費用に関する事項につきましては、後ほど明細書で説明をいたします。

228ページに行きまして、このページと次のページは、令和元年度幕別町水道事業会計キャッシュフロー計算書であります。

現金の流れに着目して、財務状況を表したものであります。

1番目の業務活動によるキャッシュフローでは、合計額が1億7,386万6,520円の増額となり、2番目の投資活動によるキャッシュフローでは、合計が1億444万872円の減額、229ページに行きまして、3番目の財務活動によるキャッシュフローでは、合計が8,128万6,359円の減額となったものであります。

以上により、令和元年度における現金及び現金同等物は1,186万711円の減額となり、これを前年度末の残高から差し引いた当年度末の残高につきましては、5億6,526万350円となったものであります。

230ページをお開きください。

令和元年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの表記となっております。

はじめに、収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益4億4,865万9,668円、1万818戸の水道使用料であります。

なお、現年分の収納率は99.36%、前年度と比較し0.06ポイントの減であります。

3目その他営業収益467万1,273円、加入負担金は給水の新設工事に伴う加入負担金、手数料は、給水工事申請に伴う申請事務手数料、雑収益は水道管切断事故保証金が主なものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金48万7,232円、預金利息であります。

3目長期前受金戻入6,625万7,890円、過年度において固定資産の取得に充当した補助金等を収益化したものであります。

7目雑収益2,408万1,815円、下水道使用料に係る収納管理業務受託収入であります。

231 ページに行きまして、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 1 億 6,321 万 7,286 円、原水及び受水に係る経費であり、十勝中部広域水道企業団からの受水費用であります。

2 目配水及び給水費 3,548 万 4,288 円、職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は施設管理委託料及び漏水調査業務に要した経費、16 節修繕費は漏水修理に要した経費であります。

232 ページに行きまして、5 目総係費 5,154 万 5,392 円、職員 2 名分の人件費のほか、13 節委託料は、検針業務委託料、14 節手数料は口座振替及びコンビニ収納手数料、15 節賃借料は、検針業務に係る検針機器の借上料であります。

6 目減価償却費 2 億 2,300 万 527 円、有形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費 367 万 1,646 円、配水管の布設替えによる固定資産の除却費であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息 3,964 万 4,609 円、企業債の償還利息であります。

5 目雑支出と 233 ページの 4 項予備費については、支出がありませんでした。

234 ページをお開きください。

次に、令和元年度幕別町水道事業資本的収支の明細書であります。

こちらの金額は、消費税抜きの表記となっております。

はじめに、収入であります。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 6,350 万円、企業債の借入れであります。

6 項 1 目負担金 944 万 5,599 円は、道路工事に伴う水道管移設補償費であります。

235 ページに行きまして、支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 7,880 万 2,646 円、主なものとして、札内配水池の耐震補強工事のほか、札内中央西 1 号通りほか 6 路線の配水管整備に要した経費であります。

2 目営業設備費 3,508 万 3,825 円、1,376 件の検定満了量水器の購入及び取替工事に要した経費が主なものであります。

4 項 1 目企業債償還金 1 億 4,478 万 6,359 円、企業債の償還元金であります。

以上で、幕別町水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（内山美穂子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 水道事業会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りします。

認定第 1 号、令和元年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 2 号、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。

したがって、令和元年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

認定第 3 号、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。
したがって、令和元年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りします。
認定第4号、令和元年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。
したがって、令和元年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りします。
認定第5号、令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。
したがって、令和元年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定しました。
次に、お諮りします。
認定第6号、令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。
したがって、令和元年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
次に、お諮りします。
認定第7号、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。
したがって、令和元年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定しました。
次に、お諮りします。
認定第8号、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。
したがって、令和元年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定しました。
次に、お諮りします。
認定第9号、令和元年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（内山美穂子） 異議なしと認めます。
したがって、令和元年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。
以上をもって、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの令和元年度幕別町各会計決算9議件の審査を全て終了いたしました。
審査に当たり、一言お礼申し上げます。
各委員におかれましては、2日間にわたり終始熱心に審議していただきましたことを心からお礼申し上げます。
また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力いただきましたことを、お

礼申し上げます。

不慣れな委員長でありましたが、皆様のおかげをもちまして、無事、審査を終了することができました。心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

[閉会]

○委員長（内山美穂子） これをもちまして、令和元年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

16：02 閉会